

別記様式第1の1（第8条関係）

国際戦略総合特別区域指定申請書

平成23年 9月30日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 小川 洋 印

総合特別区域法第8条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。
本申請は、福岡県、北九州市、福岡市の共同提案申請です。

別記様式第1の1（第8条関係）

国際戦略総合特別区域指定申請書

平成23年 9月30日

内閣総理大臣 殿

北九州市長 北橋 健治 印

総合特別区域法第8条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。
本申請は、福岡県、北九州市、福岡市の共同提案申請です。

別記様式第1の1（第8条関係）

国際戦略総合特別区域指定申請書

平成23年 9月30日

内閣総理大臣 殿

福岡市長 高島宗一郎 印

総合特別区域法第8条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。
本申請は、福岡県、北九州市、福岡市の共同提案申請です。

◇ 指定を申請する国際戦略総合特別区域の名称

グリーンアジア国際戦略総合特区

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

イ) 地番に基づき指定する場合

区域の範囲	区域の根拠
北九州市の区域のうち	
門司区新門司北1丁目、2丁目及び3丁目、新門司1丁目、2丁目及び3丁目の区域	IV
門司区大里新町11番の一部、中町6番の区域	IV
門司区田野浦海岸、新開5番の区域	IV
門司区西海岸1丁目3番の一部の区域	IV
小倉北区中島2丁目、貴船町2番、3番の区域	I
小倉北区大手町1番1号の区域	I
小倉北区浅野3丁目8番1号の区域	IV
小倉北区西港町のうち国道199号線より北側の区域	I・IV
小倉北区下到津1丁目10番1号の区域	II
小倉北区大手町12番1号の区域	II
小倉南区大字朽網3914番地58の区域	II
若松区ひびきの、ひびきの北1番の区域	II・III
若松区響町1丁目、2丁目及び3丁目、向洋町、大字安瀬、柳崎町の区域、及び北九州港港湾区域の一部の区域	I・II・III・IV
若松区南二島2丁目26番12号の区域	III
八幡東区平野1丁目1番の区域	I
八幡東区東田1丁目、2丁目及び3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域	I
八幡東区前田北洞岡2番3号の区域	II
八幡西区黒崎城石2番1号の区域	II
八幡西区黒崎城石1番1号、2号の区域	II
福岡市の区域のうち	
東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目の区域	IV
東区みなと香椎1丁目、2丁目及び3丁目の区域	IV
東区香椎浜ふ頭2丁目、3丁目及び4丁目の区域	IV
香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域	I
西区今宿東1丁目1番1号の区域	II
西区大字元岡の一部の区域	II
西区元岡744番地の区域	II
早良区百道浜1丁目、2丁目及び3丁目の区域	II
中央区天神1丁目の区域	IV
行橋市の区域のうち	
西宮市2丁目13番1号の区域	II
中間市の区域のうち	
上底井野319番地の4の区域	II

宮若市の区域のうち 上有木1番地の区域 磯光地区の区域	Ⅱ Ⅱ
糸島市の区域のうち 糸島リサーチパークの区域	Ⅱ
京都郡苅田町の区域のうち 鳥越9番2の区域 新浜町1番地3の区域	Ⅱ Ⅱ

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

「別紙1」のとおり

iii) 区域設定の根拠

- I 「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心にした都市環境インフラビジネスの
アジア展開を推進するための拠点整備
 - ・ 都市環境ビジネスを国際展開するために研究開発・実証を行う拠点施設及び関連組織
や企業の集積区域
 - ・ 水ビジネス国際展開拠点施設等を含む区域
 - ・ スマートコミュニティ実証事業実施区域
 - ・ 北九州エコタウン

- II グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成
 - ・ 環境配慮型の高機能製品及び高コストパフォーマンス製品を開発・生産するために設
備投資を行う企業の集積を重点的に進める区域
 - ・ 産学官連携による研究開発の集積を重点的に進める区域

- III 資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開
 - ・ レアメタルや次々に現れる新製品などの次世代リユース・リサイクル技術の開発、実
証及び事業化を行う区域
 - ・ 産学官連携によるリサイクル等3Rに関する次世代技術・システムの研究開発を重点
的に進める区域

- IV 「環黄海ACT I O N」、「福岡・釜山超広域経済圏形成」をはじめとするアジアとの緊密
な地域間ネットワークを活用したシームレスなビジネス環境を実現するために必要な拠
点整備

- ・ 東アジア海上高速グリーン物流拠点の整備を進める区域
- ・ 日本の中小企業に対するアジアを中心とした海外展開支援及びアジアの中小企業に対する日本進出を支援する拠点区域

② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

世界の環境課題対応先進国として我が国が培ってきた、都市環境インフラ関連産業や技術をパッケージ化してアジアの諸都市に提供するとともに、グリーンイノベーションの新たな創造を更に推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開し、アジアとともに成長することを旨とする。

解説： グリーンイノベーションは、国の新成長戦略の戦略分野に掲げられ、全世界、特に成長著しいアジアで、今後ますますニーズが高まる分野である。

都市環境インフラ関連産業や技術を、知識の構造化による方法論として整理した社会システムモデルによりパッケージ化して提供することで、長期・継続的な製品や部品販売を確保するとともに、モノの販売だけではなく人材育成や施設運営メンテナンスといったサービス産業等、幅広い波及効果が長期的に見込まれる。

次に、省エネ・省資源・省力化を進める環境配慮型の製品需要は、以下に示すように今後とも大きな成長が見込まれる。

※パワー半導体の世界市場は、平成 22 年の約 2 兆円から、平成 32 年には 4 兆 5 千億円に拡大。世界自動車市場における環境対応車の構成比は、平成 20 年の 1.7%から平成 32 年には 17.8%まで拡大。LED の世界市場は、平成 21 年の 5,700 億円から平成 27 年には 1 兆 3,000 億円に拡大するとの見通し（いずれも民間シンクタンクの予測）。

日本のグリーンイノベーションを主導する、R & D から量産までの一貫した産業拠点を形成することは、環境配慮型製品の生産にとどまらず、再生可能エネルギーを中心とした次世代エネルギー産業の発展や、省エネ・省資源・省力化に対応した設備の普及を促進するなど、関連産業に幅広く末永い波及効果が期待できる。

また、次世代のリサイクル技術開発を進め、広域リサイクルシステムを開発・確立することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）循環型社会システムの推進と併せ、国家戦略としてのレアメタル等の希少資源確保、安定供給を図ることが可能となり、我が国経済の持続可能性と事業継続性（BCP）向上に寄与することができる。

地理的近接性を活かし、東アジア主要都市間と RORO 船を活用した低コストでスピーディな海上高速グリーン物流網を構築することにより、当地域のみならず、周辺地域の輸出入に関する競争力が強化される。さらに国内と同様の都市・地域間ネットワークをアジアの諸都市と構築することにより、主眼とする環境分野のみならず、様々な分野においてアジア各国と相互にビジネスの拡大が期待できる。

これまで日本は、深刻な公害問題や石油危機を技術革新の契機として活用することでこれらの問題を克服し、世界最高水準の省エネを含む環境課題対応技術を蓄積してきた。なかでも当地域は、本年7月OECDの「世界のグリーン成長モデル都市」にパリ、シカゴ、ストックホルムと並ぶ4つの都市として指定された北九州市をはじめとして、公害対策（大気汚染、水質汚濁）、省エネ・創エネ等のエネルギーマネジメント、リサイクル、廃棄物処理（PCB等の処理を含む）、上下水道の水マネジメント等、幅広い環境分野で優れた技術と経験・実績を有している。

また、民間主導による成長モデルを構築し、イノベーション立国を実現することを目的として本年3月に(社)日本経団連がとりまとめた「未来都市モデルプロジェクト」に、「北九州アジア戦略・環境拠点都市」が全国12都市・地域のひとつとして選定されるなど、我が国の経済界からも期待されている地域である。

さらに、当地域は、省エネ・省資源をはじめとする環境関連の企業や大学・研究機関が集積し、地理的近接性を活かし長年の交流を重ねた多数のアジア諸国との都市・地域間ネットワークを有しており、環境課題対応先進国として我が国が培ってきた産業や技術に加え、新たに創造するグリーンイノベーションをアジアから世界に向けて展開し、アジアとともに成長する拠点を形成するために最適な地域である。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数値目標：年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月現在）→約5.2兆円（平成32年12月）

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標の設定においては、後段で示す各事業ごとに現状や市場動向を踏まえて、5年後、10年後の目標値を設定し、これらを積み上げることによって本特区全体の目標値とした。また、各事業の目標値についても、対象となるシステムや製品ごとに売上高の目標値を設定・積算し、システムや製品が大幅な重複計上とならないように配慮した。

我が国のグリーンイノベーションを先導することで、環境を軸とした産業の売上高を大幅に拡大させ、国の新成長戦略に掲げられたグリーン・イノベーションにより2020年までに50兆円超の新規市場を創出するとの目標のうち、その約1割にあたる約5兆円の追加売上高を目指す。

なお、寄与率・寄与度の低い事業も存在するが、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となるための研究開発や環境の整備、今後の更なる都市環境インフラ展開のための新しいシステム構築など、包括的・戦略的・整合的な取組を行うために不可欠な事業である。

現時点で想定する各事業の寄与率・寄与度は以下のとおり。

	[寄与率]	[寄与度]
アジア低炭素化センター（環境ビジネスのアジア展開支援）：	14.1%	433.3%
官民連携による海外水ビジネスの展開：	7.2%	221.9%

スマートコミュニティ創造事業：	32.0%	986.0%
環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築：	39.1%	1,204.6%
グリーンイノベーション研究拠点の形成：	3.3%	101.5%
資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成：	1.2%	37.8%
東アジア海上高速グリーン物流網と拠点の形成：	1.3%	40.2%
中小企業のアジア展開支援：	1.8%	55.0%

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

＜＜アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。＞＞

解説： ここでは、標記政策課題を以下に示す5つの主要テーマに分割して記載する。

内需の伸び悩みに加え、急激な円高の進行や電力供給不安など、産業空洞化と雇用喪失への懸念が高まっている。一方、アジアでは、急速な経済成長を背景に、環境と経済発展の両立を図ることが求められている。

そこでまず、＜①都市環境インフラのパッケージによる展開＞能力を整備することで、日本は、成長するアジアにおける喫緊の課題に対応する必要がある。その過程で培われる都市環境インフラ等に関する構造化された知識と知名度により、相乗効果をもった形で、＜②世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産＞につなげるとともに、これら製品の材料を確保し、使用・廃棄後のリサイクル等を進めるため＜③循環型社会システムの構築と資源確保＞に対して先進的に取り組む必要がある。これらを進めていくことで、日本全体に波及効果をもたらすことが可能な環境を軸とした産業の集積を図る。

上記の3テーマを強力に推進するため、＜④マーケティング・セールス機能の充実＞に取り組む必要がある。環境ビジネスにおいて世界の競合に対して日本が劣後する「良い製品や技術は有るがマーケティングが下手」という課題の解決を図るため、官民連携によるシティセールスが求められている。また、環境をテーマにアジアの活力を取り込んで行くにあたり、地理的・文化的な背景を活かし、＜⑤ヒト・モノ・カネの往来を加速＞することにより、上記の4課題に対してより深くスピーディに対応していく必要がある。

＜①都市環境インフラのパッケージによる展開＞

構想から運営までの時間軸での各フェーズ、ハードウェアの構築から社会システムまで、官、民の各プレイヤーが共有可能なモデルと方法論を整備し、オールジャパンで総力を結集して取り組む必要がある。

解説： アジアの国々では国民の生活水準が向上し、都市環境インフラに関して膨大な市場が既に顕在化している。我が国では上下水道、廃棄物処理、エネルギー、環境負荷低減など都市環

境インフラ技術・運営ノウハウに膨大な蓄積があるが、それらは官民や多業種の事業者間に分断されており、アジアの国々が求める包括的なサービスを、欧米の有力な競合に伍して提供することができないため、良い技術を持ちながら敗退するか単なる部品売りに留まるケースが多い。

我が国の各プレーヤーがアジア市場のニーズに応えるためには、官民協働で知識の構造化を行い、都市環境インフラを構想から開発・運営まで一貫して推進するモデルと方法論を確立するとともに、その過程で中核企業や人材を育成しながら、これをネットワークとして更に活用することが求められている。

また、アジアの国々が求める品質とコストは、我が国が求めるそれらに比してかなり異なるケースが多い。より低価格でリーズナブルな品質（低価格中品質）による製品やサービスの提供を目指して、簡易版モデルの構築や現地化率の向上など、不断的な努力が必要である。

<②世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産>

海外に貢献をしつつ空洞化を防止するためには、我が国の高度な省エネ・創エネ・蓄エネ技術等の蓄積を活かし、世界各国のニーズに対応した製品の開発・生産を進めていく必要がある。

解説： 成長発展著しいアジアでは、資源エネルギー消費が急激に拡大している。環境問題は世界共通の課題であり、今後とも、全世界において環境に配慮した製品への需要が増大すると期待される。我が国の高度な省エネ・創エネ・蓄エネ技術等の活用、産学官連携の推進、そして適宜アジアの企業をバリューチェーンに取り込んでいくことにより、環境配慮型高機能製品、高コストパフォーマンス製品の開発・生産を促進する必要がある。

また、イノベーションを推進するのは既存の大企業ではなく、むしろ中小企業やベンチャー企業であるケースも多い。日本が弱点としているベンチャー企業によるイノベーションの推進も課題である。

<③循環型社会システムの構築と資源確保>

資源ナショナリズムが高まりつつある中、環境と経済発展の両立（サステナブル・デベロップメント）を図り、希少資源が経済安全保障の問題につながらないように、次世代の3Rを推進する必要がある。

解説： 環境と経済発展の両立が求められている中、使用後のリユースや資源量のリデュースまでを視野に入れた製品開発と、それに関係したリサイクルシステムのさらなる充実が求められている。また、資源ナショナリズムが高まりをみせる中、先端産業の育成に不可欠な希少資源の確保が必要であり、国家戦略として各種資源のリサイクルの徹底が求められている。さらには将来、アジアにおいて求められる高度な濃縮技術等を活用したリサイクルシステムの確立を図ることも重要である。

<④マーケティング・セールス機能の充実>

都市環境インフラビジネスの推進や環境配慮型製品を拡販し、その開發生産拠点に能力の高い企業や人材を集め、アジア市場にひしめく強力な競合と伍していくには、都市セールス機能を中心としたマーケティング機能を充実させることが必要である。

解説： 欧米や韓国、シンガポールは、官民が一体となって海外市場の開拓に取り組んでいるが、我が国では緒についたばかりであり、大きく見劣りがする現状は否めない。官民が連携したマーケティング・セールス機能の充実、具体的には過去に国際協力で培った人脈の掘り起こしと活用、都市をショールーム化して効果的に事例をプレゼンテーションするための仕組みといったものが求められている。

<⑤ヒト・モノ・カネの往来を加速>

環境をテーマに広くアジアとの一体化を図っていくために、アジアとの間でヒト・モノ・カネの往来を阻害する制度の相違を克服し、アジアとの近接性を活用しつつ企業の相互進出をより積極的に推し進める必要がある。

解説： アジアの活力を取り込むためには、様々な規制等による人材交流や企業進出の制約、物流コストの高さを地理的近接性の活用や特区による規制緩和で克服し、外貨による資金調達の円滑化や代金回収リスクの軽減等により、ヒト・モノ・カネの往来を加速する必要がある。

また、国境を越えた地域間の連携を推進するためには、各国の積極的な関与が必要であるが、アジアの各都市からの様々な要請に対しては、地域自ら積極的に対応していくことが重要である。

◇ 対象とする政策分野：a) 環境・エネルギー

イ) 解決策

<<アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。>>の解決策

地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。

ここでは、政策課題に対する解決策のロジックをより明確に説明するため、政策課題における主要テーマに対応する形で、解決策を以下に示す4つに分割しそれぞれの対応関係を明確にした形で記載する。

<①都市環境インフラのパッケージによる展開><④マーケティング・セールス機能の充実>という2テーマに関する解決策

<<解決策Ⅰ：「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心にした都市環境インフラビジネスのアジア展開>>

北九州市が設立した「アジア低炭素化センター」を、我が国が持つ優れた技術をベースにした都市環境インフラビジネス（エネルギー、リサイクル、水、環境負荷低減）のアジア展開に関するオールジャパンの中核拠点（COE：Center Of Excellence）として整備・拡充し、マーケティングから計画、実施、運営までのライフサイクルを統括する中核的な役割を担わせる。

解説： 当地域においては、北九州市がアジア環境ビジネスの拠点となる「アジア低炭素化センター」を市の組織として設置し、海外水ビジネス推進協議会を設立するなどの取組を行っている。さらに、スマートコミュニティ創造事業による実証にも着手しており、エコタウンによるリサイクルや2国間クレジットを通じた産業の環境対策技術の海外提供等、官民が連携した取組を進めている。

こうした強みを活かし、自治体が有する環境インフラ技術・運営ノウハウと民間の製品について知識の構造化を通じて方法を構築した上で全体をパッケージ化し、海外とのネットワークを活かした官民連携によるアジアを中心にしたビジネス展開を行っていく。また、過去の蓄積や実証事業を活用し、当地域が将来の新しい社会システムをアジアへ提案するショールーム機能を高め、約6000人にのぼるアジアを中心にした海外政府及び自治体職員の人材育成実績を持つ（財）北九州国際技術協力協会（KITA）が有する人材ネットワークを核としたマーケティング活動を行う。

<②世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産><④マーケティング・セールス機能の充実>という2テーマに対する解決策

<<解決策Ⅱ：グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成>>

各国のニーズに対応した環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品を、アジアから広く世界に展開していくための、R&Dから量産までの一貫した拠点を整備する。

今後市場拡大が見込まれる都市環境インフラ関連の製品、設備等については、「アジア低炭素化センター」のマーケティング機能等を最大限に活用することが可能である。

解説： 当地域には、グリーンデバイス、環境対応車、省エネ・省資源貢献ロボット、風力発電機器などの産業集積がある。また、大学等には有機ELを始めとする世界最先端の研究シーズがあり、それらを成長産業へ結び付ける産学官の取組も活発である。加えて、製品化につなげるための実証フィールドを多数備え、アジアに向けたショールーム機能のポテンシャルを有している。

これらを活かし、国内のグリーンイノベーションを主導するR&Dから量産までの一貫した産業拠点を形成し、各国のニーズに対応した製品をアジアから広く世界に展開して行く。そこでは、既存の企業のみならず中小企業、なかでも新しい技術やアイデアを形に

するベンチャー企業の創出・育成を図る。

また、今後市場拡大が見込まれる都市環境インフラ関連の製品、設備等のアジア展開については、前述した「アジア低炭素化センター」の都市環境インフラ中核拠点化に伴い、COEとしての集積と都市セールス機能によるマーケティングが産み出す構造化された知識と知名度をフルに活用することが可能である。さらには、後述するようにアジアとの間でシームレスなビジネス環境が実現されることで、開発・生産・販売の各々の段階において、アジアの力を広く取り込むことが可能である。

<③循環型社会システムの構築と資源確保>の解決策

<<解決策Ⅲ：資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開>>

レアメタル等の新しい分野における高度な濃縮技術等を活用したリサイクル技術や、より低コストなリサイクル技術の確立を推し進めることで、世界最先端である日本の技術レベルを進化させ、循環型社会システムを確立するとともに、稀少資源の確保を図る。

解説： 当地域には、リサイクルの研究、実証、事業化までセットで展開できる北九州エコタウンがあり、日本最大規模のリサイクル企業が集積している。また、レアメタル等の濃縮回収などの実証実験が進められるなど、事業化に向けた先駆的取組が行われている。

これらの取組と本特区制度を活用した廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置を組み合わせることで、小型電子機器や太陽電池などの広域リサイクル技術・システム及びリチウムイオン電池のリユース・システムを開発・確立する。

これにより、循環型社会システムの確立と併せ、国家戦略としてのレアメタル等の希少資源確保、安定供給を図る。また、将来的には、これらの技術やシステムを確立する過程で力をつけた日本の広域資源循環産業を支援し、高度なリサイクルシステムをアジアに展開する。

<⑤ヒト・モノ・カネ往来の加速>の解決策

<<解決策Ⅳ：アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現>>

アジアとの緊密なネットワークを活用し、さまざまな規制の垣根を低くして、ヒト・モノ・カネの往来を活発化することで、アジア環境ビジネスを中心に広くアジアの成長活力を取り込んでいく。

解説： 当地域は、我が国においてアジアに最も近接した大都市圏であり、釜山、上海等の中国・韓国の主要都市とは1千 km 圏内に近接している。また、「環黄海 ACTION」や「福岡釜山超広域経済圏」、「アジア環境都市機構」など、アジアとの緊密な都市・地域間ネットワークを形成している。

これらの関係を活かし、都市間相互にメリットが大きな航空輸送並みのスピードで低コストかつ環境負荷の少ないRORO船等を活用した東アジア海上高速グリーン物流網を構

築する。また、福岡県が新たに設置する「中小企業海外展開ワンストップ支援センター」をはじめ、「北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター」など既存の拠点と連携しながら、アジアの都市・地域間ネットワークを組み合わせ、日本とアジアの間で双方向の企業進出や技術交流などを促すとともに、大手企業のみならず国内外の中小企業やベンチャーが活躍していくための取組を積極的に進める。

さらに、国境を越えた地域間の連携において課題となる国家間の迅速かつ柔軟な対応に関して、当地域は、各国との交渉をはじめとした円滑な交流環境の整備を国に働きかけていくとともに、アジアの交流地域からの様々な要請に対して、一元的な対応窓口としての機能を果たすよう努める。

これらの取り組みが相乗効果を発揮することで、アジア環境ビジネスを中心に、ヒト・モノ・カネの往来を加速し、当地域のみならず広くアジアの市場を含むバリューチェーン構築を図り、アジアの成長活力を取り込んでいく。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

「別紙2」のとおり

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を推進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

「別紙3」のとおり

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

「別紙3」のとおり

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

学識経験者等を含めた第三者委員会にて、平成24年度末から毎年度評価を実施予定。

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

第三者委員会の評価に先立ち、申請主体等の自己評価について、プロジェクト毎に設置する地域協議会部会と地域協議会代表者会議で審議する。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

地域協議会の各部会と代表者会議で審議された評価について、「グリーンアジア国際戦略総

合特区」ホームページで公開し、パブリックコメントを行う。その意見も提出した上で、第三者委員会で評価を行う。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

「別紙4」のとおり

イ) 地域協議会の活動状況

H22年2月～4月：総合特区に関する意見交換実施（福岡県、北九州市、福岡市、福岡経済同友会、福岡・北九州青年会議所、福岡県商工会議所連合会、福岡県中小企業家同友会、福岡・北九州貿易会、大学関係者、ファッション・美容業界関係者、商社等）

H22年5月19日：協議会の母体となる総合特区に関する調整会議開催

- ・当初構成員：福岡県知事、北九州市長、福岡市長、九州電力(株)会長、(株)九電工社長、福岡経済同友会代表幹事、福岡経済同友会常任幹事他
- ・設立目的：福岡県、北九州市、福岡市が共同で、国が検討している総合特区の指定を目指す。

H22年6月25日：第2回総合特区に関する調整会議開催

- ・福岡商工会議所会頭、北九州商工会議所会頭、野村総合研究所が参画

H22年8月10日：第3回総合特区に関する調整会議開催

- ・国への総合特区の提案の中に民間プロジェクトも反映させた形で提出することを合意

H23年3月11日：第4回総合特区に関する調整会議開催

- ・総合特別区域法案概要、認定スキーム、特区の指定までのスケジュール等を確認

H23年8月10日：第5回総合特区に関する調整会議開催

- ・九州経済産業局長出席
- ・福岡県、北九州市、福岡市の3者の共同申請内容について協議

H23年9月 2日：北九州地区に係る各部会の準備会（アジア低炭素化センター部会、海外水ビジネス部会、スマートコミュニティ部会、資源リサイクル拠点部会）合同開催

- ・20団体が参加

// : 物流部会準備会を開催

- ・当初構成員：日本通運(株)、上海スーパーエクスプレス(株)、商船三井フェリー(株)、日本貨物鉄道(株)、九州運輸局(オブザーバーとして参加)、福岡市

H23年9月 5日：第6回総合特区に関する調整会議開催

- ・グリーンアジア国際戦略総合特区の骨格について合意
 - ・総合特区に関する調整会議のメンバーを核とする地域協議会を設立することを決定。
- 併せて、プロジェクト毎に部会を発足し、活動を開始することを決定。

H23年9月 9日：第1回東アジア海上高速グリーン物流部会開催

H23年9月14日：第1回環境配慮型高機能製品の生産拠点部会開催

- ・当初構成員：日産自動車(株)九州工場、トヨタ自動車九州(株)、三菱電機(株)パワーデバイス製作所、(株)東芝セミコンダクター・ストレージ社、(株)安川電機等

H23年9月20日：第2回東アジア海上高速グリーン物流部会開催

H23年9月21日：第1回アジア低炭素化センター部会開催

- 〃：第1回官民連携による海外水ビジネス部会開催
- 〃：第1回スマートコミュニティ創造事業部会開催
- 〃：第1回資源リサイクル拠点部会開催
- 〃：第1回中小企業のアジア展開支援部会開催

H23年9月22日：第1回グリーンイノベーション研究開発拠点部会開催

H23年9月23日：グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会設立（第1回開催）

- ・当初構成員：福岡県知事、北九州市長、福岡市長、特区事業を実施する8つの部会及び金融部会、経済団体等（別紙5「グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会構成員名簿」）
- ・出席者：福岡県知事、北九州市長、福岡市副市長、各部会長9名、経済団体の代表者等5名
- ・協議内容：地域協議会の設立、申請内容に関する協議

<地域協議会メンバーの合理性、一体的な推進体制及び実質的な協議・合意形成について>

地域協議会は、代表者会議と8事業ごとの部会及び金融部会で構成しており、ほとんどの部会は、これまで各事業を推進してきたコンソーシアムや協議会が母体となっている。したがって、その蓄積をベースとして、部会における役割分担も、

- ・実際のプレーヤーとしての企業
- ・プロデューサー・サポーター・コーディネーターとしての3地方公共団体

と明確であり、グリーンアジア国際戦略総合特区の各事業を進める上で、一体となった推進体制が取れている。

更に、代表者会議には、九州経済連合会会長、福岡経済同友会代表幹事、両政令市商工会議所会頭と経済界代表も加わっており、経済界全体でこの特区推進をバックアップする体制となっている。

また、意思決定の場である代表者会議には、それぞれの部会長が部会を代表して出席するとともに、部会長自身もそれぞれの部会で中心的な役割を担うプレーヤーである産・学の代表である。地域協議会設置前の調整会議も6回、地域協議会代表者会議を2回、各部会はそれぞれ数回開催しており、実質的に協議・合意形成を行い、それを経て今回の申請に至っている。

さらに、福岡県、北九州市、福岡市のそれぞれの地方公共団体は、福岡県の産業集積、北九州市の環境への取組、福岡市のアジアゲートウェイとしての取組というように、各々の強みと実績を踏まえて役割分担しながら、福岡県知事が総括としての会長、両政令市長が副会長として責任を有するとともに、地域協議会の事務局長を北九州市長が兼務するなど、各首長が自らリーダーシップを発揮して、オール福岡で、グリーンイノベーションをアジアから世界へ推進する拠点となるための体制を構築したところである。

H23年9月26日：第2回アジア低炭素化センター部会開催

〃：第2回官民連携による海外水ビジネス部会開催

〃：第2回スマートコミュニティ創造事業部会開催

〃：第2回資源リサイクル拠点部会開催

H23年9月29日：第2回グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会開催

・出席者：福岡県知事、北九州市長、福岡市長、各部会長9名、経済団体の代表者等5名

・協議内容：特区申請の決定

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

規制の特例措置	区域の範囲
外国人招聘に係る手続きの簡素化	北九州市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・小倉北区西港町96番1号、3号の区域 ・小倉北区大手町1番1号の区域 ・小倉北区浅野3丁目8番1号の区域 ・八幡東区平野1丁目1番の区域
二国間クレジットの推進のための税制優遇措置	北九州市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区平野1丁目1番の区域
住宅の直流給電電圧の基準について	北九州市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区東田1丁目、2丁目及び3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域
蓄電池の系統連係基準の制定について	北九州市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区東田1丁目、2丁目及び3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域 福岡市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域
EV充電設備を設置する際の「一需要家一契約」の規制改革	北九州市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区東田1丁目、2丁目及び3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域 福岡市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域
「太陽光発電装置」及び「蓄電池」を設置する場合の建ぺい率等の特例措置	北九州市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区東田1丁目、2丁目及び3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域 福岡市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域
電力の自由化（小売自由化範囲の拡大）	福岡市の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> ・東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域

特定地区の住宅用太陽光発電電力の全量買い取り	福岡市の区域のうち ・東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域
道路・公園等の占有許可物件に太陽光・風力等の再生可能エネルギー発電装置を追加	福岡市の区域のうち ・東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域
次世代型超小型モビリティの走行	福岡市の区域のうち ・東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域
法人税の特例措置	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小倉南区大字朽網3914番地58の区域 ・小倉北区下到津1丁目10番1号の区域 ・小倉北区大手町1番1号の区域 ・小倉北区大手町12番1号の区域 ・小倉北区中島2丁目、貴船町2番、3番の区域 ・小倉北区西港町96番1号、3号の区域 ・八幡東区前田北洞岡2番3号の区域 ・八幡東区東田1丁目、2丁目及び3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域 ・八幡西区黒崎城石1番1号、2号の区域 ・八幡西区黒崎城石2番1号の区域 ・若松区響町1丁目、2丁目及び3丁目、向洋町、大字安瀬、柳崎町の区域、及び北九州港港湾区域の一部の区域 ・若松区ひびきの、ひびきの北1番の区域 ・若松区南二島2丁目26番12号の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区今宿東1丁目1番1号の区域 ・西区大字元岡の一部の区域 ・早良区百道浜1丁目、2丁目及び3丁目の区域 <p>行橋市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市2丁目13番1号の区域 <p>中間市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上底井野319番地の4の区域 <p>宮若市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上有木1番地の区域 ・磯光地区の区域 <p>京都郡苅田町の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥越9番2の区域 ・新浜町1番地3の区域

<p>外国人技術者（研究者を含む）及び家族の在留資格の緩和</p>	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若松区ひびきの、ひびきの北1番の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早良区百道浜1丁目、2丁目及び3丁目の区域 ・西区今宿東1丁目1番1号の区域 ・西区大字元岡の一部の区域 ・西区元岡744番地の区域 <p>宮若市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上有木1番地の区域 <p>糸島市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糸島リサーチパークの区域
<p>建築基準法の規制改革</p>	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若松区響町1丁目、2丁目及び3丁目、向洋町、大字安瀬、柳崎町の区域、及び北九州港港湾区域の一部の区域
<p>70Mpa 水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備</p>	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区東田1丁目の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区元岡744番地の区域
<p>保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告知での指定</p>	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区東田1丁目の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区元岡744番地の区域
<p>圧縮水素運送自動車用複合容器の最高充填圧力引き上げ（35Mpa→45Mpa）のための例示基準の改正</p>	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区東田1丁目の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区元岡744番地の区域
<p>圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁（ガラス球式）を追加するための付属品の例示基準の改正</p>	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区東田1丁目の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区元岡744番地の区域

<p>圧縮水素運送自動車用 複合容器・附属品に対 する刻印方式の特例の 創設</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>水素ステーション併設 に係る給油取扱所の規 制の合理化</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>セルフ充填式水素スタ ンド実現に向けた高圧 ガス製造の許可を受け た者以外による水素の 充填行為の許容</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>水素ディスペンサー周 辺の防爆ゾーン基準の 明確化</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>公道でのガス欠対応の ための充填場所の確保</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>CNG スタンドとの併設 をより容易にするため の設備間距離規制の緩 和</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>市街地における水素保 有量の増加</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>設計係数の低い特定設 備、配管等の技術基準 適合手続きの簡略化</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>

<p>例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>水素スタンド蓄圧機への複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>公道とディスペンサーとの距離に係る障壁等の代替措置の創設</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正</p>	<p>北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域</p>
<p>工場立地に係る規制の特例（工場立地法及び企業立地促進法の特例）</p>	<p>北九州市の区域のうち ・小倉南区大字朽網3914番地58の区域 ・小倉北区下到津1丁目10番1号の区域 ・小倉北区大手町12番1号の区域 ・八幡東区前田北洞岡2番3号の区域 ・八幡西区黒崎城石2番1号の区域 ・八幡西区黒崎城石1番1号、2号の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区今宿東1丁目1番1号の区域</p> <p>行橋市の区域のうち ・西宮市2丁目13番1号の区域</p> <p>中間市の区域のうち ・上底井野319番地の4の区域</p> <p>宮若市の区域のうち ・上有木1番地の区域 ・磯光地区の区域</p> <p>京都郡苅田町の区域のうち ・鳥越9番2の区域 ・新浜町1番地3の区域</p>

<p>国際戦略総合特区設備等投資促進税制</p>	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 門司区新門司北 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目、新門司 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の区域 ・ 門司区大里新町 1 1 番の一部、中町 6 番の区域 ・ 門司区田野浦海岸、新開 5 番の区域 ・ 門司区西海岸 1 丁目 3 番の一部の区域 ・ 小倉北区中島 2 丁目、貴船町 2 番、3 番の区域 ・ 小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番地 5 8 の区域 ・ 小倉北区下到津 1 丁目 1 0 番 1 号の区域 ・ 小倉北区大手町 1 2 番 1 号の区域 ・ 小倉北区西港町のうち国道 1 9 9 号線より北側の区域 ・ 八幡東区東田 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域 ・ 八幡東区前田北洞岡 2 番 3 号の区域 ・ 八幡西区黒崎城石 1 番 1 号、2 号の区域 ・ 八幡西区黒崎城石 2 番 1 号の区域 ・ 若松区響町 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目、向洋町、大字安瀬、柳崎町の区域、及び北九州港港湾区域の一部の区域 ・ 若松区ひびきの、ひびきの北 1 番の区域 ・ 若松区南二島 2 丁目 2 6 番 1 2 号の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西区今宿東 1 丁目 1 番 1 号の区域 ・ 西区大字元岡の一部の区域 ・ 早良区百道浜 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の区域 ・ 東区箱崎ふ頭 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目及び 6 丁目の区域 ・ 東区みなと香椎 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の区域 ・ 東区香椎浜ふ頭 2 丁目、3 丁目及び 4 丁目の区域 <p>行橋市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市 2 丁目 1 3 番 1 号の区域 <p>中間市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上底井野 3 1 9 番地の 4 の区域 <p>宮若市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上有木 1 番地の区域 ・ 磯光地区の区域 <p>京都郡苅田町の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥越 9 番 2 の区域 ・ 新浜町 1 番地 3 の区域
<p>国等研究開発の委託又は補助を受けた研究開発資産の耐用年数の短縮と対象の追加</p>	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若松区ひびきの、ひびきの北 1 番の区域 <p>福岡市の区域のうち</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・早良区百道浜1丁目、2丁目及び3丁目の区域 ・西区大字元岡の一部の区域 ・西区元岡744番地の区域 <p>糸島市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糸島リサーチパークの区域
財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若松区ひびきの、ひびきの北1番の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早良区百道浜1丁目、2丁目及び3丁目の区域 ・西区大字元岡の一部の区域 ・西区元岡744番地の区域 <p>糸島市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糸島リサーチパークの区域
研究開発税制の充実	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小倉北区下到津1丁目10番1号の区域 ・小倉北区大手町12番1号の区域 ・八幡西区黒崎城石2番1号の区域 ・若松区ひびきの、ひびきの北1番の区域 ・若松区南二島2丁目26番12号の区域 ・若松区響町1丁目の一部の区域 <p>福岡市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早良区百道浜1丁目、2丁目及び3丁目の区域 ・西区今宿東1丁目1番1号の区域 ・西区大字元岡の一部の区域 ・西区元岡744番地の区域 <p>糸島市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糸島リサーチパークの区域 <p>宮若市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上有木1番地の区域 ・磯光地区の区域
廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若松区響町1丁目の一部
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の規制の特例措置	<p>北九州市の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若松区響町1丁目の一部

廃棄物の広域収集運搬および適正処理・リサイクルの義務化に向けた新たな制度検討	北九州市の区域のうち ・若松区響町1丁目の一部
廃棄物の電子マニフェストシステムの報告期間の特例措置	北九州市の区域のうち ・若松区響町1丁目の一部
日中韓の輸送におけるシャーシの相互乗り入れ	北九州市の区域のうち ・門司区新門司北1丁目、2丁目及び3丁目、新門司1丁目、2丁目及び3丁目の区域 ・門司区田野浦海岸、新開5番の区域 ・門司区西海岸1丁目3番の一部の区域 ・小倉北区西港町のうち国道199号線より北側の区域 ・若松区響町3丁目の一部 福岡市の区域のうち ・東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目の区域
車上通関の実現	北九州市の区域のうち ・門司区新門司北1丁目、2丁目及び3丁目、新門司1丁目、2丁目及び3丁目の区域 ・門司区田野浦海岸、新開5番の区域 ・門司区西海岸1丁目3番の一部の区域 ・小倉北区西港町のうち国道199号線より北側の区域 ・若松区響町3丁目の一部 福岡市の区域のうち ・東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目の区域
到着前洋上通関	福岡市の区域のうち ・東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目の区域
特区到着前輸出通関許可	福岡市の区域のうち ・東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目の区域
365日24時間体制の通関・検疫の実施と各国が要求する各種証明書の発行の実施	福岡市の区域のうち ・東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目の区域

<p>交流プログラム修了者 に対するビザ要件の緩和</p>	<p>福岡市の区域のうち ・中央区天神 1 丁目の区域</p>
<p>外国人の起業に対する ビザ要件の緩和</p>	<p>福岡市の区域のうち ・中央区天神 1 丁目の区域 ・早良区百道浜 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の区域 ・西区大字元岡の一部の区域 ・西区元岡 7 4 4 番地の区域</p> <p>糸島市の区域のうち ・糸島リサーチパークの区域</p>
<p>国際戦略総合特区支援 利子補給金の支給</p>	<p>北九州市の区域のうち ・若松区響町 1 丁目の一部 ・小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番地 5 8 の区域 ・小倉北区下到津 1 丁目 1 0 番 1 号の区域 ・小倉北区大手町 1 2 番 1 号の区域 ・八幡西区黒崎城石 2 番 1 号の区域 ・八幡東区前田北洞岡 2 番 3 号の区域</p> <p>福岡市の区域のうち ・西区今宿東 1 丁目 1 番 1 号の区域 ・西区大字元岡の一部の区域 ・早良区百道浜 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の区域 ・東区箱崎ふ頭 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目及び 6 丁目の区域 ・東区みなと香椎 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の区域 ・東区香椎浜ふ頭 2 丁目、3 丁目及び 4 丁目の区域</p> <p>行橋市の区域のうち ・西宮市 2 丁目 1 3 番 1 号の区域</p> <p>中間市の区域のうち ・上底井野 3 1 9 番地の 4 の区域</p> <p>宮若市の区域のうち ・上有木 1 番地の区域 ・磯光地区の区域</p> <p>京都郡菟田町の区域のうち ・鳥越 9 番 2 の区域 ・新浜町 1 番地 3 の区域</p>
<p>社会資本整備総合交付 金制度の拡充</p>	<p>北九州市の区域のうち ・小倉北区西港町 9 6 番 1 号、3 号の区域</p>

低炭素型まちづくりシ ョーケース化への補助	福岡市の区域のうち、 ・東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区 域
地域企業立地等事業補 助金の支援期間の延長	福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地
地域企業立地等事業補 助金の事業対象の拡充	福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地
水素先端科学基礎研究 事業の Phase II 事業の 創設	福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地
水素ステーション整備 におけるイニシャルコ ストへの支援制度の創 設	北九州市の区域のうち ・八幡東区東田1丁目の区域 福岡市の区域のうち ・西区元岡744番地の区域
人材確保等支援助成金 (中小企業基盤人材確 保助成金)の拡充	北九州市の区域のうち ・若松区ひびきの、ひびきの北1番の区域
希少金属代替・削減技 術実用化開発助成事業 の拡充	北九州市の区域のうち ・若松区響町1丁目の一部
小型電子機器からのレ アメタルリサイクルに 関する新たな補助制度 の創設	北九州市の区域のうち ・若松区響町1丁目の一部
太陽光発電システム次 世代高性能技術の開発 事業の拡充	北九州市の区域のうち ・若松区響町1丁目の一部
国際・国内ROROタ ーミナルの整備補助	福岡市の区域のうち ・東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6 丁目の区域
アジア中小企業経営者 交流プログラムへの支 援	福岡市の区域のうち ・中央区天神1丁目の区域

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

解決策 I : 「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心にした環境ビジネスのアジア展開

①地域の歴史や文化	<p>■公害克服の歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市では、S30年代半ばからS40年代半ばに、大気汚染や水質汚濁などの公害が深刻化。これらの公害は、地域の婦人会をはじめとする市民・事業者・行政など関係者が一体となった取組みにより、S50年代後半には劇的に改善。この経験等を通じ、北九州市には、環境に関連する技術と人材が集積 <p>■循環型社会・次世代エネルギーに先駆的に取り組み、環境モデル都市を創造した歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市響灘地区に、合計10基、1万5千kW規模の風力発電装置を設置（H15年～） ・日本初の北九州エコタウン事業承認と着手（H9年） ・北九州次世代エネルギーパークの開設（H21年7月）。風力、太陽光などの再生可能エネルギー施設が集積 ・北九州市八幡東区東田地区では、次世代エネルギーマネジメントシステム（スマートコミュニティ）の実証事業を実施（H22年～） <p>■環境国際協力の歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市における、これまでのJICA等を通じた自治体間の国際協力の経験と実績及びこれらに対する国際的な評価 <ul style="list-style-type: none"> 国連環境計画からグローバル500受賞（H2年） リオ・サミットでの「国連自治体表彰」（H4年） ヨハネスブルグサミットに北九州市長が政府代表で出席→市長が「地球サミット2002持続可能な開発賞」を受賞（H14年）
②地理的条件	<p>■我が国でアジアに最も近い大都市圏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市、福岡市は日本海側に位置し、我が国でアジアに最も近い大都市圏 <p>■スマートコミュニティ実証事業に必要な要素がコンパクトに揃う東田地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東田地区は、住宅、オフィス、工場がコンパクトに存在していることに加え、実際に生活をしている住民（昼間人口約6千人）がおり、一定エリアで各種の用途に応じたエネルギーマネジメントが可能なスマートコミュニティ実証に適した地域
③社会資本の現状	<p>■水ビジネスの実証拠点「ウォータープラザ北九州」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最先端の造水技術の実証拠点「ウォータープラザ北九州」 <p>■電力の「特定供給地区」として先駆的実証が進む東田地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区により「電気事業法」の規制緩和を受けた電力の「特定供給地域」であり、ダイナミックプライシングの試験導入などの思い切った実証が可能（実証地域として採択された全国4地域の中で唯一） <p>■民間主導で実証実験が実施されるアイランドシティまちづくりエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡スマートハウスコンソーシアムにおいて、先進的なモデルベース開発手法を用いたスマートエネルギー開発制御システム等の実証実験を民間主導によって実施 ・アイランドシティは新規開発エリアであり、インフラ等の基盤整備を含めた取組が可能 <p>■循環型社会の先駆的拠点「北九州エコタウン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究施設数16、事業化施設数29、投資総額約660億円、雇用創出1,341人、視察延べ約94万人（H23年4月時点） ・充実した港湾等物流インフラ（リサイクルポート等）

<p>④ 地域独自の技術の存在</p>	<p>■ 公害克服、循環型社会・次世代エネルギー等への先駆的取組の歴史で培った技術、ノウハウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なクリーナープロダクション (CP) 技術 (原料の採取から製品の作成や廃棄及び再利用に至るすべての工程で環境負荷を軽減する技術) ・ 北九州エコタウンに集積するリサイクル技術 <p>■ 水分野において、アジア諸国の低コストニーズに対応可能な独自技術、ノウハウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管網の維持管理について、効率的な手法であるメッシュ (配水ブロック) 対応により、上水の漏水率を低下させる北九州市独自の技術 (ノウハウ) →カンボジア・プノンペン市へ技術輸出を行い、漏水率が 72% から 8% へ改善 ・ 低コストで効率的な浄水処理技術 →生物接触ろ過技術による水質浄化、薬品注入量の削減によるランニングコストの低減。国際協力の一環で、ベトナム・ハイフォン市において実証中 <p>■ 世界でも高水準の海水淡水化技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内最大の海水淡水化施設「真水ピア (福岡市海の中道奈多海水淡水化センター)」は、東洋紡績(株)が開発した中空紙系逆浸透膜を採用し、日量最大 5 万^m (約 25 万世帯分) の真水を生産。世界でも高水準の取水率 60% を実現 <p>■ 東田地区スマートコミュニティ実証事業における ICT 関連技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)安川電機の最先端のインバータ技術 ・ 業界トップシェアを誇る(株)日鉄エレックスの蓄電池検査技術 ・ 太陽電池の低コスト化を実現する色素増感型太陽電池 ・ 超電導直流送電を実現する超電導ワイヤー ・ シリコンの代わりに水晶を素材とする MEMS センサー ・ 低消費電力向け LSI 回路技術 <p>■ 福岡スマートハウスにおける実証実験成果による技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電、風力発電、蓄電池や家電をネットワークで繋ぎ、供給側と需要側のバランスを自動的に制御し、エネルギー利用の最適化を図るスマートエネルギー開発システム ・ 創電、蓄電、系統との双方向電力変換システム <p>■ 環境国際協力の歴史で培った人材研修などのノウハウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)北九州国際技術協力協会 (KITA) における S55 年以降約 30 年以上にわたる研修、技術移転ノウハウ (受入研修、専門家派遣、技術交流など)
<p>⑤ 地域の産業を支える企業の集積等</p>	<p>■ 環境関連技術を有する企業の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア低炭素化委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業委員：九州電力(株)、新日鉄エンジニアリング(株)、(株)住友金属小倉、電源開発(株)、(株)東芝、(株)三井ハイテック、三菱化学(株)等 12 社 ・ (株)安川電機 (省エネ用高効率モーター)、日本磁力選鉱(株) (レアメタル等リサイクル)、TOTO(株) (節水機器 (トイレ等)) や北九州エコタウンに集積する環境関連企業 ・ 官民連携の事業主体「北九州市海外水ビジネス推進協議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業 109 社 (ex. 石川金属工業(株)、(株)高田工業所、(株)日立プラントテクノロジー、東レ(株)、メタウォーター(株)、国際協力銀行 (JBIC)、(株)日本政策投資銀行、学識者等で構成) ・ 北九州スマートコミュニティ創造協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新日本製鐵(株)、日本 IBM(株)、富士電機(株)、NTT 西日本、(株)安川電機等 53 の企業・団体を組織 ・ 福岡スマートハウスコンソーシアム

<p>⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等</p>	<p>■環境国際協力を推進する人材・組織力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KITA（138カ国、6,200名の海外研修生の受入れ実績があり、200社以上が協力（H22年度末時点）） ・一般財団法人北九州上下水道協会（上下水道の両分野において、自治体との連携により培ってきた管理運営のノウハウと約300人の人材） <p>■環境学習・コミュニティづくりに取り組むNPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人 里山を考える会 （持続可能な社会づくり・環境保全への取り組み、東田エコクラブハウスを運営）
<p>⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク</p>	<p>■環境国際協力で培った人的ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KITAによる海外138カ国、6,200人の環境人的ネットワーク（H22年度末時点） <p>■アジア低炭素化センターを拠点としたアジアとのネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア低炭素化センター（H22年6月開設） センター長：小宮山宏（前東大総長） ・国連工業開発機関（UNIDO）との協力協定締結 ・インドネシア・スラバヤ市との戦略的パートナーシップ共同声明 ・北京環境交易所との協定締結、中日低炭素社会フォーラムの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア低炭素化センターと同交易所が協定を締結し、双方が環境ビジネスに関する日中の情報交換の窓口となることを目指す（H23年8月、日本初） <p>■アジアとの都市・地域間ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア自治体との環境協力実績 <ul style="list-style-type: none"> ・中国・大連市：ODAを活用した「大連環境モデル地区整備事業」を提案（H8年採択） ・中国・青島市：日中政府間の合意のもと、日中循環型都市協力事業（エコタウン協力）を開始（H19年9月） ・中国・天津市：両市長の調印によりエコタウン協力を開始（H20年5月） ・東アジア経済交流推進機構（日中韓10都市） ・アジア環境都市機構（アジア19カ国173都市の環境都市間協力ネットワーク）
<p>⑧その他の地域の蓄積</p>	<p>■北九州市の環境取組に関するブランド力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市の認定（H20年） ・イタリア・ミラノ市で開催された経済協力開発機構（OECD）国際会議に日本の代表都市として招待され、市長が環境モデル都市の取組を紹介（H20年） ・中国国家副主席である習近平氏が本市訪問。環境関連施設等を視察（H21年12月） ・OECDがグリーン成長に関する世界のモデル都市※として北九州市を選定（アジア地域で初）（H23年7月） ※OECDが世界の数都市を都市のグリーン成長モデル（環境と経済が両立した都市発展モデル）として選定、各都市の政策等の分析を通じ、成功要因等を見出し、全てのOECD加盟国（34カ国）に報告書を配布、今後のグリーン成長政策に活用する。本市のほか、パリ、シカゴ、ストックホルムが選定 ・市長による、環境分野を中心にアジアでの協力・貢献の拡大を目指す北九州市の取組に関する中国へのトップセールス（H23年7月） ・インドのデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）プロジェクトにおいて、DMIC開発公社CEOのアミターブ・カント総裁が、北九州市の経済（産業）振興と環境保全が両立する取組を高く評価し、DMIC関係者に対しても北九州市の取組を参考にするよう指摘 <p>■北九州市の水分野の取組における実績</p>

- ・上下水道分野における、長年の国際協力により築いた人的ネットワーク（中国・大連市、カンボジア、ベトナム・ハイフォン市など）
- ・JICA から「カンボジア国シェムリアップ市浄水場建設基本設計補完事業」を北九州市が受注（H23年3月）（日本の自治体（水道事業体）が獲得した初めてのケース）
- ・市長が「シンガポール国際水週間 2011」に招聘され、「ジャパン・ビジネスフォーラム」で、北九州市の海外水ビジネスの取組みについて基調講演（日本の自治体首長では初）（H23年7月）
- ・カンボジア国が、これまでの北九州市の水道分野における技術協力に感謝の意を表すために、市長に「友好勲章 大十字章」授与を決定（H23年9月）
- ・カンボジア国鉱工業エネルギー省が発注を計画している上水道整備事業（日本政府からの資金協力による）において、北九州市水道局が基本計画から工事施工管理までのコンサルタント業務を受注することが内定（H23年8月（正式契約は同年10月を予定））

■環境ビジネスの対象分野の広範性・総合性

- ・北九州市は、公害対策（大気・水質）、廃棄物処理・リサイクル、エネルギー関連、水（上下水）、など、環境に関連する様々な技術・システム（人材育成を含む）を有しており、これらを組み合わせて、多様なニーズに一都市で対応できる。（環境ビジネスの「デパート都市」）

解決策Ⅱ：グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成

<p>①地域の歴史や文化</p>	<p>■近代日本を支えたモノづくり地域としての歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> 近代から、県北部に日本の近代製鉄発祥の地、日本の四大工業地帯の一つ北九州工業地帯が、県南部の大牟田には重化学コンビナートが形成され、鉄鋼、機械、電気、化学、窯業などの産業を軸に、モノづくりの高い技術が集積 <p>■半導体・自動車・ロボット産業の代表的集積地としての歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> S45年に(株)東芝が半導体工場を操業して以来、半導体工場の立地が進み、国内最大の半導体生産地九州において、最多の半導体関連企業が集積 S51年に日産自動車(株)九州工場が車両生産を開始して以来、トヨタ、ダイハツ、日産系の生産工場が相次いで立地し、当初28万台だった年間生産能力が、H21年には154万台となり、世界有数の生産拠点を形成(年間150万台以上生産している国は世界でも13カ国を数えるのみ) S52年に(株)安川電機が垂直多関節産業用ロボット(モートマンL10)を発表して以来、当該企業を中心とするロボット産業は、自動車や電機機械など国内産業の生産性向上に大きく寄与してきた。この地域には産業用ロボット分野で世界トップシェア(24%)を誇る当該企業を中心に関連企業が集積 <p>■再生可能エネルギー普及に先駆的に取り組む歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> H15年から(株)エヌエスウインドパワーひびきが、北九州市響灘地区に響灘風力発電所を設置(装置:10基、発電量:3万5千Kwh(約1万世帯分)規模) H20年から電源開発(株)が、同地区に響灘太陽光(メガソーラー)発電所(1,000Kw規模)を設置するとともに、H21年度から国内初となる本格的な洋上風力発電施設による実証実験を実施中
<p>②地理的条件</p>	<p>■我が国でアジアに最も近い大都市圏</p> <ul style="list-style-type: none"> この地域は、日本海側に位置し、我が国でアジアに最も近い大都市圏であり、福岡市からの距離は、大阪より釜山が近く、東京より上海に近い。 <p>■アジア向けの輸出・サポート拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> アジアへ近い地理的条件を活かし、博多港・北九州港は自動車、半導体関連製品などのアジア向け輸出の拠点となっている。 日産自動車九州(株)など福岡県内の一部工場は、アジアへのマザー機能を担う。 <p>■大災害に強い地域</p> <ul style="list-style-type: none"> この地域は、プレート(岩板)境界から離れており、大津波の危険が少ない。 福岡県は都道府県別の地震保険等地が最もリスクの低い1等地 <p>■実証事業の好条件が整っている地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 北九州市東田地区は、製鉄所と市街地が近接しており、製鉄所で製鉄用のコークスを製造する過程で発生する副生水素を利用し、一般住居・商業施設にパイプラインで水素を供給することが可能であるなど、水素タウン実証事業を実施する上で地理的条件が整っている。 糸島市は、大学移転に伴って、新たな学術研究都市を中心に周辺都市整備が進んでいる地域であり、大学の研究成果の実用化・製品化を進める実験フィールドとしての実施条件が整っていることから、先端半導体や水素エネルギー分野の実証実験が複数、同時並行して行われるなど、新しい社会システムの実証フィールドとして最適な地域である。 響灘地区は、好風況で、市街地から遠距離で騒音や低周波音の影響が低いなど風力発電実証のための自然的、社会的条件が整った地域である。

③社会資本の現状

■グリーンイノベーションを進める最先端の研究施設・人材育成機関

- ・世界のニーズに応える高付加価値半導体製品の創出による国内半導体産業の国際競争力向上に貢献する「三次元半導体研究センター」(H23年3月開設)
- ・世界が抱える課題を解決する新しい社会情報基盤構築に必要な技術やサービスの開発・実用化・展開を図る「社会システム実証センター」(H23年3月開設)
- ・国内唯一の半導体ベンチャー専門インキュベーション施設を有する最先端のシステム LSI 設計開発総合支援センター「先端半導体設計センター」(H16年11月開設)
- ・水素材料の世界的権威のもと、世界最先端の研究を行う拠点「(独)産業総合研究所 水素材料先端科学研究センター」(H18年7月開設)
- ・国内唯一の水素関連製品の試験評価を行う公的機関「水素エネルギー製品研究試験センター (HyTRec)」
- ・世界初の本格的な SOFC 産学連携集中試験施設「次世代燃料電池 (SOFC) 産学連携研究施設」(H24年度開所予定)
- ・次世代自動車開発などに寄与する人材輩出のため産学連携で総合的人材育成を行う「自動車先端人材育成センター」(H23年4月開設)
- ・世界最高性能の有機半導体デバイスの作製が可能な試作ライン及び評価機器を有する「有機光エレクトロニクス産学連携実用化基盤センター(仮称)」(H24年4月開設)
- ・有機 EL に関する世界最先端の技術シーズ・コア技術を有する「九州大学最先端有機光エレクトロニクス研究センター (OPERA)」
- ・環境関係の学部を有する大学、大学院が集積し、国内の学研都市の中で唯一自治体が整備した北九州学術研究都市 (H13.4 開設)

■ショールーム機能を有する多数の先導的実証フィールド

- ・少子高齢化時代を迎えた日本の将来を支える新しい社会保障サービスの仕組みを構築するため、糸島市をフィールドにシステム LSI を用いた「社会保障カード」の実証事業を実施
- ・家庭用燃料電池を150世帯に集中設置する世界最大の「福岡水素タウン」
- ・製鉄所からの副生水素を利用し、一般住居・商業施設にパイプラインで水素を供給する世界初の「北九州水素タウン」
- ・福岡県内2箇所(北九州市・福岡市)に水素ステーションを整備し、燃料電池自動車の走行実証を可能にする「水素ハイウェイ」
- ・北九州次世代エネルギーパーク (H21年7月開設) には、風力、太陽光など再生可能エネルギー施設が集積し、実証事業が実施されている。

■充実した産業インフラ

- ・響灘臨海工業団地：約23ha、新日本製鐵(株)用地：約144ha、磯光工業団地：約19ha、糸島リサーチパーク：約7.3ha 他
- ・工業地域に近接し、交通アクセスも良く、大型コンテナ船も入港可能な水深-15mの大水深岸壁を持つ高規格ターミナル「ひびきコンテナターミナル」
- ・内航の中長距離フェリー5航路6便が運航する西日本最大級のフェリーターミナル「新門司フェリーターミナル」
- ・24時間稼働、海上コンテナにも対応した鉄道ターミナル「北九州貨物ターミナル」

<p>④地域独自の技術の存在</p>	<p>■省エネ・省資源・高効率に貢献する独自技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)安川電機が、世界初のSiC（シリコンカーバイド）を採用したEV用モータドライブシステムを開発 ・半導体の三次元実装技術におけるシリコンチップや電子素子を基盤内に埋め込む部品内蔵基盤技術 ・世界初のレアメタルを必要としない高発光効率の次世代発光材料技術 ・SOFCの耐久性確保に不可欠な不純物の影響による化学的劣化機構解明技術 <p>■風力発電のコア技術・関連技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車部品において、特に故障が少なく、高い精度を求められるベアリングの製造技術 ・(株)安川電機の高効率発電機や、世界で唯一実用化した高圧マトリクスコンバータ技術
<p>⑤地域産業を支える企業の集積等</p>	<p>■環境配慮型製品で世界的競争力を持つ企業集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネに貢献するパワー半導体の世界トップシェアを誇る三菱電機(株)パワーデバイス製作所をはじめ225社の半導体関連企業の集積 ・低燃費・低公害の高い環境性能を有する自動車を生産する日産自動車九州(株)、トヨタ自動車九州(株)、ダイハツ九州(株)、日産車体九州(株)をはじめ434社の自動車関連企業の集積 ・生産プロセスの省エネ・省力化に貢献する(株)安川電機（H20年産業用ロボット出荷台数は世界トップシェア24%）や日本有数のロボットベンチャーである(株)テムザックをはじめ72社のロボット関連企業の集積 ・風力発電関連の企業集積が進みつつある。（日本ロバロ(株)（大型旋回ベアリング）、(株)安川電機（発電機、インバータ、コンバータ）、(株)北拓（設備メンテナンス）等）
<p>⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在</p>	<p>■地域が誇る世界最先端の研究者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州大学副学長 安浦寛人（半導体設計の世界的権威） ・福岡大学教授 友景肇（アジアを代表する半導体実装研究リーダー） ・九州大学総長特別顧問 村上敬宣（水素材料・材料強度研究の世界的権威） ・九州大学教授 佐々木一成（SOFC分野の世界的権威） ・九州大学教授 安達千波矢（有機EL分野で唯一最先端研究者に採択） ・九州工業大学教授 早瀬修二（色素増感型太陽電池の世界的研究者） <p>■アジアからの多数の高度人材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学理工系学生数は全国第2位、留学生数は全国3位（9割超がアジアからの人材） <p>■地域イノベーション創出を推進する公的支援機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県産業・科学技術振興財団（福岡IST） ・(財)北九州産業学術推進機構（FAIS） ・(財)九州先端科学技術研究所（ISIT） <p>■産学のコンソーシアム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州大学システムLSI研究センターを中心に産学で構成する「福岡経済情報基盤コンソーシアム」 <p>■地域産業の発展に取り組むNPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO九州組込みソフトウェアコンソーシアム（QUEST）

<p>⑦地域内外の人・企業等のネットワーク</p>	<p>■産学官のネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡先端システム LSI 開発拠点推進会議」企業、大学、支援機関等 345 会員で組織 ・「北部九州自動車 150 万台先進生産拠点推進会議」日産自動車九州(株)、トヨタ自動車九州(株)、ダイハツ九州(株)、日産車体九州(株)等企业、大学、行政・研究機関等 635 会員 ・「ロボット産業振興会議」(株)安川電機、(株)テムザック等企业、大学、行政、研究機関等 305 会員で組織 ・「北九州ロボットフォーラム」九工大学等 169 会員で組織 ・「福岡水素エネルギー戦略会議」新日本製鐵(株)等企业、大学、行政、研究機関等 630 会員で組織 ・「福岡ナノテク推進会議」TOTO(株)等企业、大学、行政等 418 の企業・団体に組織 ・「先導的低炭素化技術研究戦略会議」企業 14 社、大学 5 名、市・研究機関 6 名で組織 ・(独) 産業総合研究所 水素材料先端科学研究センターに参画する国内外の一流研究者のネットワーク ・「響灘地区開発推進協議会」新日本製鐵(株)、旭硝子(株)、九州工業(株)、電源開発(株)、ひびき灘開発(株)、北九州市で構成する響灘地区の風力発電設備の開発・製造拠点化等を進める官民連携組織 ・「(社)日本風力発電協会」企業、自治体で構成する国内最大の風力発電関連団体会員約 200 社) ・有機 EL 光エレクトロニクス産学連携実用化基盤センターを核とした研究者と企業との連携体制 ・次世代燃料電池 (SOFC) 産学連携研究施設を核とした研究者と企業との連携体制 ・ベンチャー育成、起業支援を行う中核組織「フクオカベンチャーマーケット協会」メーカー、ベンチャーキャピタル、証券会社、銀行、経済団体等 233 会員で組織
<p>⑧その他の地域の蓄積</p>	<p>—</p>

解決策Ⅲ：資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開

①地域の歴史や文化	<p>■公害克服や、循環型社会創造に率先して取り組んだ歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市では、S30年代半ばからS40年代半ばに、大気汚染や水質汚濁などの公害が深刻化。これらの公害は、地域の婦人会をはじめとする市民・事業者・行政など関係者が一体となった取組みにより、S50年代後半には劇的に改善。この経験等を通じ、北九州市には、環境に関連する技術と人材が集積・日本初の北九州エコタウン事業に認定（H9年7月）され、環境産業の振興及び資源循環型社会の形成を推進・・・現在、日本最大級の企業と技術が集積 ・政令指定都市初の「家庭ごみ有料指定袋制度」を北九州市で導入（H10年7月） ・全国初のPCB広域拠点処理施設を北九州市響灘地区に整備（H16年12月）（岡山県以西17県のPCB廃棄物を処理）
②地理的条件	<p>■我が国でアジアに最も近い大都市圏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアに対する地理的優位性（アジアからの物流にコスト面で有利） ・北九州市響灘埋立地は、広大な面積を有し、住宅地から離れた場所でのリサイクル事業の実施が可能
③社会資本の現状	<p>■研究開発から事業化までに必要な要素が揃う「北九州エコタウン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発・実証・事業化をフルセットで実施可能 ・研究施設数16、事業化施設数29、投資総額約660億円、雇用創出1,341人、視察延べ約94万人（H23年4月時点） ・充実した港湾等物流インフラ（リサイクルポート等） ・OA機器及び自動車部品のリユース事業の取組み
④地域独自の技術の存在	<p>■幅広い分野のリサイクル技術、ノウハウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州エコタウン内では、非鉄金属・OA機器・自動車・家電・ペットボトル・蛍光管・パチンコ台・廃木材・廃プラスチック・飲料容器・自動販売機等幅広い分野でリサイクル技術が集積 ・上記の様々なリサイクル技術を相互に活用し、エリア内でほとんどの廃棄物処理が可能。さらに最終残さを焼却発電することで地域内でのゼロエミッションを実現 ・リサイクルに関する行政ノウハウ [具体例] <ul style="list-style-type: none"> ・人口50万人以上の都市で一般ゴミのリサイクル率（約30%）が最も高い ・使用済み小型電子機器などの回収を民間（スーパー等）と協働で実施中
⑤地域の産業を支える企業の集積等	<p>■国内最大のリサイクル関連企業の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本磁力選鉱(株)（非鉄金属総合リサイクル）、新菱(株)（マテリアルリサイクル）、(株)リサイクルテック（OA機器リサイクル）、西日本オートリサイクル(株)（自動車リサイクル）、西日本家電リサイクル(株)（家電リサイクル）、西日本ペットボトルリサイクル(株)（ペットボトルリサイクル）、(株)ジェイ・リライツ（蛍光管リサイクル）、麻生鉱山(株)（医療用具リサイクル）、(株)響エコサイト（建設混合廃棄物リサイクル）、(株)NRS（建設混合廃棄物リサイクル）
⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等	<p>■リサイクルを支える研究者やNPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県リサイクル総合研究センター長 花嶋正孝（廃棄物処理） ・北九州市立大学教授 吉塚和治（レアメタルの回収：有価廃棄物等からレアメタル回収技術の研究。海水等からのリチウム等のレアメタル回収技術の研究） ・北九州市立大学教授 松本亨（環境システム工学） ・北九州市立大学教授 吉村英俊（社会システム工学） ・北九州市立大学教授 大矢仁史（リサイクル技術開発・システム評価） ・NPO法人空き缶基金（アルミ缶、スチール缶の回収）

<p>⑦ 地域内外の人材・企業等のネットワーク</p>	<p>■リサイクル分野における産学官ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会（安川情報システム㈱、日本磁力選鉱㈱他） ・北九州市3R技術高度化研究会（北九州市の環境政策上推進すべき分野や今後事業化が有望と考えられる分野について、研究・調査などの支援を行う産官学による組織） ・太陽光発電に関する地域独自の専門委員会（委員17名：民間企業10名、大学2名、市・研究機関等5名で構成） <p>■リサイクル分野におけるアジアとの都市・地域間ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市は、中国・大連市、青島市、天津市とエコタウン協力を推進し、また、インド「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）」構想プロジェクトにおける「電子廃基盤等を輸入し希少金属等を回収する事業」のFS調査（日本磁力選鉱㈱）などを通じて、リサイクル分野におけるアジア各都市とのネットワークがある。
<p>⑧ その他の地域の蓄積</p>	<p>■国内初の本格的レアメタル回収の実証実験に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本磁力選鉱㈱が日本初の本格的レアメタル回収事業に着手（H24年5月予定）： （独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成事業「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」の採択を受け、同社ひびき工場を拡張。携帯電話や小型電子機器等からレアメタル及び貴金属の濃縮回収の事業化は日本初の試み（工事着手：H23年8月、プラント運転開始：H24年5月予定） ・北九州市とソニー㈱が協働で、使用済み小型電子機器のリサイクルの実証実験をH20年9月から北九州市内で実施。H22年6月に福岡市、H23年4月に直方市も実証実験に参加し、広域で取組んでいる。 <p>■太陽光パネル(PV)の汎用リサイクル技術の研究開発に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NEDOの助成事業「太陽光発電システム次世代高性能技術開発プロジェクト」に、「広域対象のPVシステム汎用リサイクル処理方法に関する研究開発」が採択（H22年7月）

解決策Ⅳ：アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現

①地域の歴史や文化	<p>■アジアの窓口となった歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡は、古代から大陸や半島の玄関口としての役割を果たしてきた。 <ul style="list-style-type: none"> 古代：遣隋使・遣唐使の発着地としての博多港 中世：日宋貿易の中心、明・朝鮮との貿易で栄えた博多港 近代：日本の工業化を支えた北九州港 <p>■現代に根付くアジア文化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地理的条件から、古代よりアジア文化を取り入れ、現代でも、アジア文化が根付いている。 <ul style="list-style-type: none"> 現代のアジア文化：福岡アジア美術館、北九州市立自然史・歴史博物館（東アジア友好博物館）、福岡アジア文化賞、アジアフォーカス福岡映画祭、アジア太平洋フェスティバル、福岡アジアコレクション、アジアコンテンツマーケット、アジアデジタルアート大賞、東アジア文学フォーラムなど多数 日本初の地下鉄全線 全駅窓口（35 駅 41 窓口）及びテレホンセンターにて英語・韓国語・中国語の外国語サポートサービス実施
②地理的条件	<p>■我が国でアジアに最も近い大都市圏</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡は、アジアに最も近接した大都市圏であり、海峡越しの大韓民国の釜山をはじめ、仁川、中華人民共和国の上海、天津、大連などの大都市圏とは、黄海の周囲を取り囲むように近接し、中国、韓国の主要都市は 1,000Km 圏内。 <p>■アジアとの間に、充実した空路・海路、活発な往来</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア線など国際線が週 300 便以上、18 都市を結ぶ福岡空港や、24 時間離着陸可能な北九州空港のほか、日本一の国際定期旅客や、アジアからのクルーズ客船が頻繁に来航する博多港や北九州港などは、他アジアの各主要港へも日本で最も近距離 <p>アジアの都市との活発な往来</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市・北九州市－釜山広域市間 <ul style="list-style-type: none"> 年間約 100 万人超の往来（日本一） 空路：週 59 便（福岡空港・北九州空港） 海路：1 日最大 9 便（博多港） 福岡市・北九州市－上海市間 <ul style="list-style-type: none"> 福岡－上海の海運：15 航路、72 便/月（博多港・北九州港） 高速 RORO 船：博多港・上海港を 28 時間、週 2 便で接続 <p>※物流では、RORO 船で福岡－上海間を約 1 日で運行することが可能</p> <p>■大災害に強い港</p> <ul style="list-style-type: none"> 博多港・北九州港は、プレート境界から離れ、大地震、大津波の危険が少ない。北九州港は日本海側と瀬戸内海側の両面に代替機能を有する。
③社会資本の現状	<p>■極めて良好な充実した輸送モードの結節</p> <ul style="list-style-type: none"> 博多港・北九州港は国内外を結ぶコンテナ・フェリー・RORO 船などの海上輸送モード、鉄道・高速道路などの陸上輸送網が充実 日本各地から博多港・北九州港まで、陸送、空輸した荷を、RORO 船に積み替えると、低コストで高速なアジアへの輸送が可能 博多港箱崎埠頭は、国内でも貨物量 5 位の大型鉄道貨物ターミナルである「福岡貨物ターミナル」に近接（2km 以内）。埠頭内に都市高速出入口、5 km 圏内に、高速インター（福岡 IC）、福岡空港が存在 北九州港は西日本最大級のフェリーターミナルを有し、内航の中長距離フェリー 5 航路 6 便が運航。北九州貨物ターミナルとの連携により、一部シー&レール輸送が実現。各ターミナルから、高速道路インターチェンジ・高速道路出入口まで概ね 10 分以内に位置 <p>■充実した港湾等物流インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> 博多港と北九州港の外貿コンテナ取扱個数は、日本で 6 位と 7 位。 北九州港電子部品や半導体製造装置等の高付加価値な貨物の海上輸送港とし

	<p>て利用されており、重量あたりの取扱金額は阪神港・京浜港を上回っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州港は、港湾施設が工場等と近接。 ・国内初の荷役機械の完全電動化により、CO2 の排出量削減、荷役効率の向上を実現した日本初のエコターミナル博多港
④ 地域独自の技術の存在	<p>■先駆的なアジアビジネスネットワーク支援取組で培ったノウハウの経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡・釜山超広域経済圏の形成など、中小企業も参加した先駆的なアジアビジネスネットワークや、東アジアのビジネス環境の改善を図る日中韓 10 都市（東アジア経済交流推進機構）による「環黄海 ACTION」などの取り組みによる国境を超えた経済交流の推進 <p>■ベンチャー企業を支援する取組で培ったノウハウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H11 年からこれまで、毎月 1 回継続して実施してきた西日本最大のベンチャー育成プラットフォームによる、ビジネスマッチング・販路開拓におけるノウハウ
⑤ 地域産業を支える企業の集積等	<p>■アジアビジネスに意欲的な企業群</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高いアジアへの企業進出割合（海外進出 222 社のうちアジア進出 92%） ・全国平均（54%）を上回るアジアへの輸出割合（66%）（2009 年） ・輸出総額に占めるアジア主要 5 ヶ国（中国、韓国、台湾、シンガポール、香港）の割合は 51.2%（全国 43.1%） <p>■アジアビジネスを支える統括拠点やコンベンションの集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境が極めて良く、九州・西日本を統括する行政、金融・流通等の機能、外国公館が集積する福岡市都心部。国際コンベンション開催数が日本一の福岡市（政令市中） <p>■今回 RORO 船を活用した事業を実施する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本通運株式会社、上海スーパーエクスプレス㈱、日本貨物鉄道㈱九州支社、商船三井フェリー㈱、キャリムエンジニアリング㈱
⑥ 人材、NPO 等の地域の担い手の存在	<p>■アジアビジネス等で活躍する豊富な人材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的にアジアと活発に交流してきた企業、教育機関、市民団体など ・留学生全国第 3 位（うち 9 割超がアジアから） ・アジアに親しみをもつ市民（民間調査より、東京 2 倍の親アジア度） ・高度専門留学生育成プログラム（ブリッジ人材の育成）
⑦ 地域内外の人材・企業等のネットワーク	<p>■アジアとの都市・地域間ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡独自に蓄積してきたアジアとの産学官民の人材ネットワーク（8 に後述） ・福岡県は、環境ビジネス開拓などを目的として中国江蘇省、ベトナムハノイ市、台湾などと個別に環境協力協定等を締結 ・中小企業、金融機関、商社、経済団体、海外政府機関、行政等で構成する福岡県中小企業海外展開支援協議会 ・アジア中小企業経営者交流プログラム（H22 年度～）による国内とアジア（タイ、台湾、インドネシア）の中小企業経営者間（60 社）のネットワーク ・台湾貿易センター国際企業人材育成センター日本プログラム卒業生（約 200 名、卒業生の多くは台湾の大企業に勤務）と実務研修を受入れた福岡県内企業とで構成する「福岡・台湾経済人クラブ」（H19 年設立） ・グローバル経済において国際的競争力の強化等を目的とする、シアトル、ミュンヘン等、世界 10 地域で構成する国際的な都市ネットワークである国際地域ベンチマーク協議会に加盟 ・「フクオカベンチャーマーケット」（H11 年設立）に、これまで登壇したアジアを含む国内外ベンチャー・中小企業約 1900 社とのネットワーク <p>■アジアとの港湾ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアとの友好港・姉妹港等（博多港・北九州港） （上海港、広州港、大連港、天津港、仁川港、煙台港、青島港）

⑧ その他の地域の蓄積	<p>■産学官民による、福岡独自のアジアへの先駆的取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・環境分野に関する技術・人材の国際協力（KITA）（1980年～）・アジア太平洋こども会議・イン福岡（1989年～）・日韓海峡知事会議（1992年～）・アジア太平洋都市サミット（1994年～）・環黄海経済・技術交流会議（2001年～）・アジア学長会議（2004年～）・東アジア経済交流推進機構（2004年～）（環黄海 ACTION）・福岡・釜山超広域経済圏形成（2006年～）・九州投資支援会（2008年～）・アジア環境都市機構（2010年～）・ソーシャルビジネス・フォーラム・アジア・イン・福岡（2011年～）
-------------	---

解決策Ⅰ：「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開

<<事業名：アジア低炭素化センター（環境ビジネスのアジア展開支援）>>

i) 行おうとする事業の内容

<p>ア) 事業内容</p>	<p>北九州市が設立・運営している「アジア低炭素化センター」を、我が国が持つ優れた都市環境インフラに関する中核拠点（COE（Center Of Excellence））として整備・拡充し、マーケティングから計画、実施、運営までのライフサイクルで中核的な役割を担わせる。</p> <p>【具体内容】</p> <p>■都市環境インフラのパッケージ化</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害克服、循環型社会・次世代エネルギー等への先駆的取組の歴史において培った、企業が有する技術・製品と、自治体の持つ技術・ノウハウを官民協働で知識の構造化による方法論化の上、パッケージ化する。 <p>■海外とのネットワークを活かしたマーケティング活動</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで環境国際協力で培った人的ネットワーク、アジアとの都市・地域間ネットワークを再整備し、ニーズに関する情報収集などのビジネスインテリジェンス機能を強化する。これらをマーケティングに活用することで、行政主体で行ってきた環境国際協力から、施設の建設・運営など民間が主体となるビジネスへのシームレスな移行を実現する。 <p>■技術・製品等の展開支援</p> <ul style="list-style-type: none"> パッケージ化したインフラをアジアへ提案するショールーム機能を高めるとともに、パッケージ化した技術・製品に対し、海外とのネットワークを活用してアジア諸国への輸出を支援し、地域経済の活性化とともに、環境問題解決にも貢献する。 <p>■人材育成の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境国際協力で培った人材研修のノウハウに加え、企業の協力も得ながら、海外人材の育成を拡充・推進する。人材育成を通じて今後のアジア地域の環境ニーズに応え、アジアの環境改善を図る。同時に、人材育成を通じたニーズ把握によって、企業の環境ビジネスの競争力強化につなげる。 <p>■温室効果ガスの2国間クレジット</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年8月に締結した中国・北京環境交易所との協定に基づき、今後、日中間の環境ビジネスの促進だけでなく、温室効果ガスの二国間クレジットの仕組みづくりの拠点となる。 <p>当事業が国際戦略総合特区の事業として認定された際には、さらに経験、実績を蓄積することで、取組みを進めることにより、市内・地域企業中心の活動から日本のベストオブベストと連携した、よりオールジャパンとしての取り組みに進化させる。</p>
<p>イ) 想定している事業実施主体</p>	<p>・ [実施主体] [役割]</p> <p>アジア低炭素化センター（北九州市）：技術輸出の窓口</p> <p>(財)北九州国際技術協力協会（KITA）：人材育成</p> <p>(財)地球環境戦略研究機関（IGES）：調査・研究</p>
<p>ウ) 当該事業の先駆性</p>	<p>■環境ビジネスの官民連携に本格的に取り組む、国内の先駆者</p> <ul style="list-style-type: none"> 「アジア低炭素化センター」は、企業の環境技術や行政の運営ノウハウをパッケージ化し、アジア地域への輸出を支援することで、企業のサポート、地域の活性化を図るといふ、官民連携を深化した国内初、国際的にもシンガポールや韓国に並ぶ先進的な取組み 北九州市は、公害対策、廃棄物処理・リサイクル、エネルギー関連、水、など全てにおいて先進的な地域資源を有しており、その対象分野の広範性・総合性を駆使して多様なニーズに対応する取組は国内でも先駆的

<p>エ) 関係者の 合意の状況</p>	<p>■各事業実施主体が推進に合意済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア低炭素化センター、KITA、北九州市、IGES やアジア低炭素化委員会※の間で、アジアにおける環境ビジネスの推進について合意 ※アジア低炭素化委員会 (学識、企業(九州電力㈱、新日鉄エンジニアリング㈱、新日本製鐵㈱八幡製鐵所、電源開発㈱、TOTO㈱、㈱安川電機など12社)で構成)
<p>オ) その他当該事業の熟度を示す事項</p>	<p>【推進体制・ネットワークの整備および保有技術等の状況】</p> <p>■「アジア低炭素化センター」がブランド、ネットワークを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア低炭素化センターは、H22年6月の開設以降、都市間環境協力レベルからの北九州市の実績・信用を活用して、市内企業に対して国内外の委託調査や事業の情報提供など環境ビジネスへの全面的な支援を行い、ブランドやネットワークを構築しつつある(センター開設以降の国等からの調査費総額は約2億3,000万円)。 ・外務省、経済産業省、環境省による二国間オフセット・クレジットに関する研究会に自治体として唯一参加 <p>■アジア各国有力者の招聘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国国家副主席である習近平氏が本市を訪問。環境関連施設等を視察(H21年) ・インド、デリー・ムンバイ間産業大動脈(DMIC)開発公社CEOのカント総裁は北九州市が深刻な公害を克服し、経済振興と環境保全を両立させた取組を高く評価し、DMIC関係者に対しても北九州市の取組を参考にするよう指摘 <p>■アジア各国へのビジネスミッション団を派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスミッションの派遣(中国20回・韓国11回・インド8回・インドネシア7回・タイ3回・ブラジル1回) ※ビジネス成約に結びついた、下記「大連港でのバラスト水処理のために硝酸性窒素除去技術のライセンスを供与」については、大連ミッション団派遣による成果 <p>【これまでの活動・成果】</p> <p>■ビジネス成約が生まれ、他多数の商談が継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23.03:【新日鉄化学㈱】中国・大連市の企業に対して、大連港でのバラスト水処理のために硝酸性窒素除去技術のライセンスを供与 ・H23.03:【市水道局等】カンボジア・シェムリアップ市浄水場基本設計補完事業を受注 <p>■調査事業(FS)として多数の実績を保有(今後、具体的商談に繋げる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種FSについて、アジア低炭素化センターは、①FS調査主務官庁との協議、情報収集、②プロポーザルの作成支援、③各種FS調査への参画、④海外中央政府・地方政府等との連絡調整を行っている。 ・H22.10:【㈱安川電機】中国における「工場への高効率モータシステム」の事業調査に関し、「H22年度地球温暖化対策技術普及等推進事業(経済産業省)」に係る委託先として採択 ・H23.03:【日本磁力選鉱㈱】「インドにおける電気電子機器廃棄物のリサイクル事業に関する実施可能性調査(経済産業省)」に係る委託先として採択 ・H23.06:【㈱エコマテリアル】中国・天津市における廃プラスチックのマテリアルリサイクル事業の事業性調査に関し、「静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業(環境省)」に採択 ・H23.07:【TOTO㈱、㈱安川電機】「TOTO㈱の節水機器(トイレ等)の普及促進」、「㈱安川電機の工場を対象にした制御系EMS(エネルギー・マネジメント・システム)の導入」による温室効果ガス削減の取

	<p>組みが、環境省が募集した「新メカニズム実現可能性調査」にそれぞれ採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23.08：【(株)日本総合研究所、(株)東芝、日本IBM(株) ほか】マレーシアの環境都市プトラジャヤ、サイバージャヤのグリーンタウンシップ化に向けた調査に、日本大手企業8社と共同参画(経済産業省/NEDO) <p>■人材育成を拡充・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UNIDO(国際連合工業開発機関)エコタウンマネージャー研修(H22年度：12人、H23年度：13人) ・KITA(H22年度：389人(45コース)) *KITAの約30年間の活動を通じて、海外138カ国、6,200人の環境人的ネットワークを構築 <p>■二国間クレジットについての各種調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間クレジットを目指したプロジェクト調査の実施 (※上記調査事業のうち「工場への高効率モータシステム」、「TOTO(株)の節水機器(トイレ等)の普及促進」、「(株)安川電機の工場を対象にした制御系EMS(エネルギー・マネジメント・システム)の導入」の事業) ・アジア低炭素化センターの構成団体であるIGESが、センターが支援しているプロジェクトによるCO₂削減効果のMRV※手法について調査実施中(※MRV(測定/報告/検証))
--	---

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	<p>[財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援助成金(H23年度より措置/H23年度予算額：10百万円) ：アジア地域等に低炭素化技術の輸出を目指す市内中小企業を対象に行う実証試験の費用を一部助成
b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	—
c) 地方公共団体等における体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市では、H23年度、コーディネーター機能等の体制強化のため、アジア低炭素化センターの人員を6人増員(計14人) ・将来的には、都市環境インフラに関するアジアビジネスの我が国の中核拠点として、法人化も視野に入れながら、整備・拡充を検討
d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市と国際協力銀行(JBIC)は、気候変動対策・水インフラに関する相互協力についての覚書を締結(H21年12月) ・北九州市と国連工業開発機関(UNIDO)は、市内企業の持つ環境関連技術の導入や政府関係者の人材育成事業を通して、開発途上国における温室効果ガス削減に関する協力覚書を締結(H22年6月) ・北九州市長がアジアでトップセールスを実施

解決策Ⅰ：「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開

<<事業名：官民連携による海外水ビジネスの展開>>

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容	<p>水ビジネス分野において、パッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開を推進する。</p> <p>【具体内容】</p> <p>■水ビジネスにおける官民の技術・ノウハウをパッケージ化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水ビジネスは、部材・部品・機器の製造から設計、施工、事業運営、保守・管理まで、幅広い裾野を持つ産業である。この分野における企業のもつ優れた技術力、製品、経営力と、北九州市がこれまで公害克服の歴史等で培った上下水道分野での事業運営の技術・ノウハウを官民協働で方法論化の上、パッケージ化する。 ・単に施設整備だけでなく、漏水防止、メンテナンスや人材育成等の事業運営技術・ノウハウも含めた、上流（事業構想）から下流（建設・運営）のあらゆるニーズに対応することで、競争力の強化と継続的な利益の確保を目指す。 <p>■海外とのネットワーク、国際展開拠点を活かしたマーケティング・セールス活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたる国際技術協力で培った人的ネットワークと北九州市の環境や水分野の取組に関するブランド力を駆使し、それらを情報収集力と組み合わせることにより、官民一体となって発展著しいアジア市場への展開を目指す。 ・水ビジネスの実証拠点である「ウォータープラザ北九州」を中核施設として、国が進める水ビジネスの国際戦略拠点を本市に整備し、ショールーム機能をさらに高めるとともに、技術開発や人材育成にも活用し、セールス活動を進める。
イ) 想定している事業実施主体	<p>①北九州市海外水ビジネス推進協議会会員企業（109社）</p> <p>②北九州市</p> <p>[役割]</p> <p>①ビジネス参画、ビジネスマッチングの場の提供、パッケージ化、技術・製品提供、施設の設計・施工（企業の得意な分野に応じ、役割を分担）</p> <p>②海外自治体との連絡調整、ビジネス参画、ビジネスマッチングの場の提供、管理運営ノウハウ提供、マーケティング・セールス活動</p>
ウ) 当該事業の先駆性	<p>■国内における官民連携の先駆者（アジアではシンガポール、韓国等を追う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水ビジネスにおいて、上流から下流まで官民の技術・ノウハウを方法論化、パッケージ化する国内初の試みである。また、事業構想など行政の領域から、建設・運営など民間の領域へのシームレスな移行を実現できる官民連携のマーケティングをも行うことは、同じく国内で先駆的である。 <p>■国内における研究・セールス施設整備の先駆者（アジアではシンガポールを追う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウォータープラザ北九州」を中核に、水ビジネスの実証からショールーム機能まで有する国際戦略拠点創設に向けた国内初の試みである。
エ) 関係者の合意の状況	<p>■各事業実施主体が推進に合意済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市海外水ビジネス推進協議会の第2回総会（H23年8月）において、体制を強化（幹事会の設置）し、具体的な案件受注に向けた取組みを進めることで合意

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

【推進体制・ネットワークの整備および保有技術等の状況】

■事業推進の核となる官民連携組織を設立済み

- ・官民連携の「北九州市海外水ビジネス推進協議会」の設立（H22年8月）や先進の水循環システムをもつ「ウォータープラザ北九州」の本格運転が開始（H23年4月）されるなど、水ビジネスの海外展開へ向け、官民が一体となった体制が整っている。
- ・国の「海外水インフラPPP協議会」（H22年7月設置）に参画し、国や他都市等とネットワークを構築している。

■メッシュ対応により漏水率を低下させる独自技術を保有

- ・配水管網の維持管理について、効率的な手法である北九州市独自技術のメッシュ（配水ブロック）対応について、カンボジア・プノンペン市へ技術輸出を行い、漏水率が72%から8%へ改善した。

【これまでの活動・成果】

■国際協力実績および海外ネットワークを多数保有

- ・上下水道分野における、13カ国延べ173名の専門家派遣、100カ国以上約2,900名の研修員受け入れ（H2～H22年度）など、長年にわたり培ってきた国際技術協力の豊富な経験、実績、ネットワーク

■アジア各国への水ビジネスミッション団を派遣

- ・アジア各国へ、官民が連携した調査団を派遣（カンボジア、ベトナム・ハイフォン市、中国・大連市）

■カンボジアにおける浄水事業の基本設計業務を受注

- ・JICAから「カンボジア国シェムリアップ市浄水場建設基本設計補完事業」を北九州市が受注（H23年3月）。これは日本の自治体（水道事業体）が獲得した初めてのケース
（8月にも、同国鉱工業エネルギー省の上水道整備事業で、基本計画から工事施工管理までのコンサルタント業務受注が内定（正式契約は同年10月予定））

■「ウォータープラザ北九州」を核に、最先端水技術の実証研究を推進

- ・先進の省エネ型造水技術をもつ「ウォータープラザ北九州」の本格運転が開始（H23年4月）され、官民一体で海外事業化に向けた実証研究を実施中

※本施設は、国が進める水ビジネスの国際展開拠点の中核施設

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	<p>[財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外水ビジネスの推進事業：59,264千円（H23年度）
b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウォータープラザ北九州」の整備にあたって、市が（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、民間企業それぞれと覚書を締結し、下水道用地の無償提供、排水の受け入れなどの協力を実施。
c) 地方公共団体等における体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市水道局（上水道）及び建設局（下水道）に海外水ビジネス担当を設置（水道局：H22年9月、下水道：H23年4月） ・一般財団法人北九州上下水道協会も含め、3者の海外水ビジネス担当を1フロアに集約して、プロジェクト形成機能等を強化予定（H23年10月予定） ・官民連携の「北九州市海外水ビジネス推進協議会」（民間企業109社（H23年8月末時点）などで構成）を設立…発足当初（H22年8月）では57社 ・推進協議会第2回総会（H23年8月）において、幹事会の設置など水ビジネス推進に向けて、体制を強化 ・様々な形態の案件に対応するため、市や主要企業等による官民連携のあり方等について、組織化も含めて検討中
d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省とカンボジア鉱工業エネルギー省の間で、カンボジアにおける水の安全供給を促進するための協力に関する覚書が締結される。覚書にもとづく活動内容については、両者及びカンボジアにおける水道分野の国際貢献に実績のある北九州市が調整し、策定する。 ・北九州市長がアジアでトップセールスを実施

解決策Ⅰ：「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心にした環境ビジネスのアジア展開
 <<事業名：スマートコミュニティ創造事業>>

い) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容	<p>スマートコミュニティの実証とともに、パッケージを中心にした環境ビジネスのアジア展開を推進する。</p> <p>【具体内容】</p> <p>■スマートコミュニティの実証推進、技術・ノウハウをパッケージ化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型のまちづくりが進んでいる北九州市八幡東区東田地区、福岡市東区のアイランドシティまちづくりエリアで、基幹エネルギーと大量導入される再生可能エネルギーをICTにより融合させるスマートグリッドを中核とした様々な実証を行うことで、持続可能な低炭素社会と利便性の高い豊かな社会を同時に達成する「スマートコミュニティ」を実現する。 ・さらに、スマートグリッドにおけるスマートメーター・蓄電池、エネルギーマネジメント等の製品・技術・ノウハウを官民協働で方法論化の上、パッケージ化する。 <p>■国内・海外とのネットワークに加え、街区全体をショーケースとして活かしたマーケティング・セールス活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡東区での実証で得られたモデルを活用して、東日本大震災により被災した地域（当面、釜石市）を始め、日本の各地で必要性が高まっている地域エネルギーマネジメントシステムの確立に尽力する。 ・また、環境国際協力で培った人的ネットワーク、アジアとの都市・地域間ネットワークを駆使し、官民一体となってアジア市場への展開を目指す。 ・福岡スマートコンソーシアムによるスマートエネルギー開発システム実証実験の知見を基に、エネルギーマネジメントシステムの普及のための常設展示場を開催するほか、H24年度のCO2ゼロ街区のまちびらきに合わせ、EVカーシェアリング、超小型モビリティ及びEVバスの実証実験を行うことで街区全体をモデル地区として形成し、ショーケース化する。
イ) 想定している事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州スマートコミュニティ創造協議会（53企業・団体（北九州市含む） [主要企業：新日本製鐵(株)、日本IBM(株)、富士電機(株)、NTT西日本、安川電機(株)、(株)日鉄エレックス等] <p>：本協議会は、エネルギー部会、情報通信部会、社会部会から構成され、個別プロジェクト、研究会などを事業により設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡スマートハウスコンソーシアム、積水ハウス(株)、九州住宅建設産業協会、その他環境関連企業
ウ) 当該事業の先駆性	<p>■街区全体を包含する世界でも先駆的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市八幡東区東田地区は、国（経済産業省）の次世代エネルギー・社会システム実証地域として、全国4か所の1つに採択（電力の「特定供給地区」である東田地区は、近隣地域への影響がないため、思い切った実証実験が可能） ・スマートコミュニティ実証事業に必要な要素がコンパクトに揃う東田地区では、我が国初であることのみならず、アジアはおろか世界でも先進的な取組みとして、街区全体を包含するエネルギーマネジメントシステムの構築に取り組んでいる。
エ) 関係者の合意の状況	<p>■各事業実施主体が推進に合意済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州スマートコミュニティ創造協議会の総会、幹事会、研究会などを重ね、事業を推進している（開催回数は100回超）。

<p>オ) その他当該事業の熟度を示す事項</p>	<p>【推進体制・ネットワークの整備および保有技術等の状況】</p> <p>■事業推進の核となる官民連携組織を設立済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携の「北九州スマートコミュニティ創造協議会」を設立し（H22年8月）、総会、幹事会、研究会などを重ねている。 <p>【これまでの活動・成果】</p> <p>■国の実証実験事業として採択され、事業を推進中</p> <p>[北九州市東田地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22：マスタープランを参画企業等とともに策定。システム開発、制度設計に着手（事業費：約34億円） ・H23：実証を行うための各種装置の設置等について、国（経済産業省）に20事業を提案し、全ての事業が採択（事業費：約37億円） <p>【主な事業(H23)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域節電所を核とした地域エネルギーマネジメントシステムの構築（制度設計、CEMS※（クラスターエネルギーマネジメントシステム）開発、スマートメーター開発、CEMS 連係モバイルシステム開発、CEMS データ圧縮蓄積システム開発） ※CEMS：地域節電所を構成するシステム ・都市ガス燃料電池＋蓄電池による家庭のエネルギーマネジメントシステム ・オフィスビルにおける太陽光発電＋蓄電池＋EV（電気自動車）を組み合わせたエネルギーマネジメントシステム ・工場における太陽光発電＋小型風力発電＋蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメントシステム 等 <p>[福岡市東区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21：高効率風力発電「風レンズ風車」に関する実証実験（事業費：約30百万円） ・H22：再生可能エネルギーに関するエネルギー賦存量・利用可能量等の調査（事業費：約13百万円） ・H22～：先進的なモデルベース開発手法を用いたスマートエネルギー開発システムの実証実験の実施
---------------------------	--

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	<p>[財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州スマートコミュニティ創造事業の補助金事業に関し、国の補助に加え、市が事業費の5%を参画企業・団体に交付している。【北九州市】 ・住宅用太陽光発電システムやエネファーム設置に対する助成制度【福岡市】 ・EV導入やEV充電器設置に関する助成制度【福岡市】 ・福岡スマートハウスコンソーシアムに実証実験の場として、アイランドシティ内のレンガハウスを無償貸与。 ・福岡市企業立地促進交付金 (H14年より措置/H23年度予算額：23,000千円) 総合特区指定に合わせ、既存制度の拡充を検討
b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市東田地区では、構造改革特区制度を活用し、電力の特定供給を当該実証エリアで実施（H15年度～） →天然ガスコジェネによる効率的なエネルギー供給の実施により、安価な電力供給地域を実現 →特定供給エリアという限られた区域で、スマートグリッドやエネルギーマネジメントに関する様々な実証を一定の地域単位で行う環境が整っている。 ・地域の電力需要に応じて電力料金を変化させるダイナミックプライシングを東田地区実証エリアで試験導入（H24年度～） ・全施設・空間を対象にした「アイランドシティ環境配慮指針」を策定
c) 地方公共団体等における体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市環境局に、企業からの派遣を含め、官民一体でスマートコミュニティ担当として7名を配置（市職員4名、企業3名） ・福岡市環境局に「エネルギー政策部」を新設（H23年10月～6名体制）
d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・東田地区では、NPO法人 里山を考える会 が、実証地区内にある東田エコクラブハウスを運営し、持続可能な社会づくり・環境保全に取り組んでいる。

解決策Ⅱ：グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成

<<事業名：環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築>>

i) 行おうとする事業内容

ア) 事業内容	<p>パワー半導体やLED等グリーンデバイス、環境対応車、省エネ・省資源に貢献するロボット、風力発電機器など、環境性能の高い製品や高コストパフォーマンス製品、生産設備をアジアから世界へ展開する。</p> <p>【具体内容】</p> <p>■パワー半導体等の生産拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの製造業においては、家電、鉄道、エレベーターなど幅広い産業製品や生産設備の省エネ化が進んでおり、環境対応車、風力発電の普及も見込まれ、機器の低消費電力・高効率化に必要なパワー半導体等の需要が急速に拡大（パワー半導体の世界市場は2.2倍（2兆0681億円（2010年）から4兆4837億円（2020年）に拡大）。世界光源LED市場は2.3倍（5,701億円（2009年）から1兆3,160億円（2015年））に拡大（株富士経済予測）。世界的競争力を持つパワー半導体開発・生産拠点のさらなる増強を図るとともに、アジアからの多数の高度人材を積極活用、またアジア向けの輸出・サポート拠点としての機能を強化することで輸出を拡大する。 <p>■環境対応車の生産拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアでもニーズが高まる環境対応車（世界自動車市場における環境対応車の構成比は、2007年の1%から2020年には26%まで拡大（A.T.カーニー予測））の設計開発機能の誘致や、アジアで売れる自動車の生産拠点を構築することでアジアへの輸出を拡大する。また2015年には本格的に市場化される燃料自動車をはじめ次世代自動車の普及を促進し、世界への輸出をにらんだ生産拠点化を目指す。将来的には北九州空港周辺への小型航空機の生産拠点誘致に繋げる。 <p>■産業用ロボットの生産拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界の工場」アジアでは、工場設備・生産システムの省エネ・高効率化のため、産業用ロボットや省エネインバーター、モーター等の導入が急速に拡大（産業用ロボット稼働台の2000年と2009年比較は、中国は約40倍（930台から37,312台）、インドは約58倍（1,069台から4079台）（産経ニュース））。産業用ロボット世界トップシェアの企業の生産拠点を設備増強し、世界の生産基地であるアジア及び世界への輸出を拡大する。 <p>■風力発電の生産拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアをはじめ世界では、風力発電の導入が急速に拡大している。（2010年新規導入量：中国1位、インド3位）地域の強みである風力発電のコア技術・関連技術を活かし、市場拡大が見込まれる風力発電装置のコアデバイスの生産拠点を形成し、アジア、世界への輸出を行う。将来的には、その総合拠点化を図る。 <p>■高コストパフォーマンス化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存工場等の産業インフラを有効活用することで、環境配慮型高機能製品の製造コストを低減する。 <p>■先導的実証フィールドを活かしたマーケティング・セールス活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車、家庭用燃料電池、風力発電などの実証フィールド（「水素ハイウェイ」「福岡水素タウン」、「北九州次世代エネルギーパーク」など）等、ショールーム機能を有する多数の先導的フィールドを活かし、アジアに向けたショールーム機能をさらに高め、セールス活動を進める。
---------	---

イ) 想定している事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 三菱電機(株)パワーデバイス製作所、(株)東芝セミコンダクター&ストレージ社、日産自動車九州(株)、トヨタ自動車九州(株)、(株)安川電機、風力発電産業関連事業者、産学官連携組織(「福岡先端システム LSI 開発拠点推進会議(345 会員)」、「北部九州自動車 150 万台先進生産拠点推進会議 (635 会員)」、「ロボット産業振興会議 (305 会員)」、「福岡水素エネルギー戦略会議 (630 会員)」)
ウ) 当該事業の先駆性	<p>■環境関連製品において、アジアと一体となり国境を越えたシームレスなバリューチェーン構築を目指す先駆的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> この地域は、世界トップシェアを誇るパワー半導体や産業用ロボットの開発・生産拠点、年間 150 万台の生産能力を有する世界有数の自動車生産拠点を有し、省エネなど環境配慮型の高付加価値製品における数多くの技術・ノウハウを持っている。この地域の産業群が、アジアの人材や企業の協力を得て、より高機能・高コストパフォーマンス製品を開発・生産し、当地域のみならず近接するアジア市場を含むシームレスなバリューチェーンを構築することで、拡大するアジアから世界の需要を取り込もうとする取組である。日本においては先駆的、アジアにおいても開発までの取組は例が少なく有数の先進的な取組である。
エ) 関係者の合意の状況	<p>■各事業実施主体が推進に合意済み</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会「環境配慮型高機能製品の生産拠点部会」において、事業内容等を協議し、参画企業と事業推進について合意
オ) その他当該事業の熟度を示す事項	<p>【推進体制・ネットワークの整備および保有技術等の状況】</p> <p>■半導体、自動車、産業用ロボットなどの生産・輸出拠点化及び関連産業の集積が進行</p> <ul style="list-style-type: none"> アジアとの近接性もあり、半導体、自動車、産業用ロボット等アジア向けの製品輸出の割合が高く、アジアをターゲットとした生産・輸出拠点が構築されつつある。 <ul style="list-style-type: none"> ※県の輸出額に占めるアジアへの構成比(2010 年)60.8% ※県のアジアへの輸出額に占める構成比(2010 年)は、電気機器(半導体電子部品含む)(22.1%)、一般機械(産業用ロボット含む)(17.2%)、輸送用機器(15.1%) パワー半導体、LED、ハイブリット車、ハイブリット部品、クリーンディーゼル車、産業用ロボット、インバーター、モーターなどの製品ライン・アップを有する産業集積を有している。また、風力発電産業に関しても関連企業が集積しつつある。 <p>【これまでの活動・成果】</p> <p>■次世代の環境配慮型製品の生産拠点としての取組が進捗している。</p> <p>■半導体メーカー等が設備投資に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> アジアでの省エネ機器の需要拡大などに伴い、ここ数年、産業機器メーカーや半導体メーカー等が生産増強のため設備投資に着手 <p>■自動車メーカーが研究開発拠点の設置を計画</p> <ul style="list-style-type: none"> また、自動車メーカーの研究開発拠点の設置が計画されている。 <p>■燃料電池自動車の実証実験を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015 年からの燃料電池自動車の市場への本格導入に向け、この地域では、県内 2 箇所(北九州市・福岡市)に水素ステーションを整備した「水素ハイウェイ」による燃料電池自動車の走行試験や、自治体独自の水素エネルギー製品研究試験センターの設置による水素ステーションの低コスト化に向けた試験データの収集など、製品の普及促進の取組を行い、アジア、世界に向けた燃料電池自動車生産拠点を目指している。 <p>■家庭用燃料電池の実証実験を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭用燃料電池を 150 世帯に集中設置する世界最大の「福岡水素タウン」や製鉄所からの副生水素を利用し、一般住居・商業施設にパイプラインで水素を供給する世界初の「北九州水素タウン」実証事業を実施

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	<p>[税制措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特区事業の実施主体に対する県税(法人事業税・不動産取得税)の特例措置を検討 <p>[財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県国際戦略総合特区企業立地交付金制度の創設(H24年度) ・ 北九州市環境・エネルギー技術革新企業集積特別助成金(H22年度より措置/H23年度予算額427百万円) ・ 水素エネルギー関連技術研究開発助成制度(H17年度より措置/累計助成額264百万円) ・ 水素エネルギー製品研究試験センター運営補助(H22年度より措置/H23年度予算措置額134百万円) <p>[金融支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県国際戦略総合特区融資制度の創設(H24年度) ・ 北九州市環境産業融資(H23年度より措置/H23年度予算額20億6百万円)
b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	—
c) 地方公共団体等における体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県商工部新産業・技術振興課内に先端半導体及びロボット等の産業振興を行う新産業プロジェクト室を設置(H14.4) ・ 先端半導体設計センター(H16)、三次元半導体研究センター(H23.3)、社会システム実証センター(H23.3)を整備 (財)福岡県産業・科学技術振興財団内に専任の運営体制24人を配置 ・ 自動車先端人材育成センターを設置(H23.4) 先端人材育成の実施に関する産学官の調整やインターンシップの推進等を行う人材育成センターを設置し、総合的な人材育成推進体制を強化 (センター長) 許斐敏昭(元九州大学大学院教授) (事務局) 福岡県商工部自動車産業振興室 ・ 福岡県商工部自動車産業振興室内に次世代自動車開発推進班を設置(H24) ・ 産学官連携組織「福岡県次世代自動車開発推進会議」を設立(H24) ・ (財)北九州産業学術推進機構(FAIS)にロボット開発支援部を設置(H18.4) ・ 福岡県商工部新産業・技術振興課内に水素事業推進体制を整備(H16年4月設置/現人員6人) ・ 北九州市港湾空港局立地促進課内にグリーンエネルギー関連企業の立地を進める担当ラインを設置(H23.4)
d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア、世界での知事によるトップセールスの実施(年数回) ・ 北九州市長が、風力発電機器関連の国内メーカーに向けてトップセールスを実施

解決策Ⅱ：グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成

<<事業名：グリーンイノベーション研究拠点の形成>>

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容	<p>大学等がもつ有機 EL や燃料電池等の世界最先端の研究シーズを、産学官が連携し、成長産業へ結びつけ、さらに多数の実証フィールドを活かし製品化へつなげるグリーンイノベーションを主導する開発拠点を形成する。需要が高まる環境性能の高い製品をアジアへ展開し、その普及を通じて世界標準を獲得する。</p> <p>【具体内容】</p> <p>■有機 EL の開発拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界最高性能の有機半導体デバイスの作製が可能な試作ライン及び評価機器を有する最先端の研究施設「有機光エレクトロニクス産学連携実用化基盤センター(仮称)」(H24 年開所予定)において、脱レアメタル及び低消費電力を両立する次世代有機 EL(第3世代の光半導体素子)を中心として、有機薄膜太陽電池等の有機光デバイス開発・実用化を進める。有機 EL は、現在韓国が市場をリードしているが、次世代有機 EL の産業化においては新材料を核にわが国が中心となり、アジア地域とも連携し、製品の実用化を加速させる。これにより、今後国内はもとよりアジア等で需要が高まる製品化を促進するとともに、総合特区に合わせた支援措置を講じることで、有機 EL の開発拠点を形成する。 <p>■次世代燃料電池の開発拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 「次世代燃料電池産学連携研究施設」(H24 年度開所予定)等、最先端の研究施設において、発電効率が高く、電極に白金を必要としない次世代燃料電池(SOFC)の実用化・製品化を進めるとともに、総合特区に合わせた支援措置を講じることで、次世代燃料電池の開発拠点を形成する。韓国や台湾などは、エネルギーの主力が LNG やバイオガスであり、日本で開発した家庭用燃料電池を普及させやすい環境にあるため、産業界ではアジアを有望な市場と捉えている。アジアへ近接する福岡に研究開発拠点を構築することは、我が国の定置型燃料電池の世界標準獲得と産業力強化に大きく貢献し、これにより、今後拡大が見込まれる世界の燃料電池市場をリードする。 <p>■産学官ネットワークの連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 素材、半導体、環境、エネルギー等広範な分野にまたがる基盤的技術であるナノテクノロジーを振興し、新産業の創出を図る産学官連携組織「福岡ナノテク推進会議」において「有機光エレクトロニクス産学連携実用化基盤センター(仮称)」(H24 年開所予定)の研究開発事業を強力に推進する。 水素エネルギー分野におけるわが国最大の産学官連携組織「福岡水素エネルギー戦略会議」において「次世代燃料電池産学連携研究施設」(H24 年度開所予定)の研究開発事業を強力に推進する。 環境ビジネス展開のプラットフォームの一つとして、九州大学学術研究都市、北九州学術研究都市及び(財)北九州産業学術推進機構を環境ビジネスの「頭脳」と位置付け、既存の石油インフラを活用できる新方式のバイオ燃料製造装置の開発等先導的な研究開発を重点的に実施することで環境技術研究拠点を形成する。また、九州大学学術研究都市内にある福岡市産学連携交流センターにより、知的財産を活かした新事業の創出、研究機関等の立地促進などを実施する。 <p>■社会実証の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡、北九州 2つの水素タウンと水素ハイウェイなど、これまでの社会実証を基礎にさらに発展させ、新たに次世代燃料電池(SOFC)の実証に取り組むことで、製品化を進める。 <p>■先駆的実証フィールドを活かしたマーケティング・セールス活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共照明などの都市インフラやディスプレイ等幅広い製品への応用が期待
---------	--

	<p>される次世代有機 EL についても、この地域の強みである先導的実証フィールドを使って製品化し、さらにショールーム機能を高めてセールス活動を進めることで、アジア、世界へ展開する。</p>
<p>イ) 想定している事業実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有機 EL 九州大学、九州工業大学、熊本大学、東京エレクトロン(株)、パナソニック(株)、(株)イー・エル・テクノ、(株)正興電機製作所、リンテック(株)、大電(株)、福岡県、福岡市など ・次世代燃料電池 (SOFC) 九州大学、TOTO(株)、京セラ(株)、三菱重工業(株)、JX 日鉱日石エネルギー(株)など ・福岡県産業科学・技術振興財団 (ふくおか IST) ・(財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) ・(財)九州先端科学技術研究所 (ISIT)
<p>ウ) 当該事業の先駆性</p>	<p>■世界レベルで先駆的な省エネ・省資源関連製品に関する開発生産拠点を目指す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機 EL デバイス第 1 世代の蛍光材料(発光効率 25%)、第 2 世代のリン光発光材料(発光効率が高いが、レアメタルを要し、米国企業が特許を独占)に変わる第 3 世代の発光材料となる熱活性化型発光材料は、九州大学が国内化学メーカーと共同で特許を申請中。その実用化にむけた研究開発を実施することは、わが国の経済安全保障上からの脱レアメタル、省エネルギー技術上からの低消費電力ディスプレイの実用化を同時実現するものであり、国際競争力の強化に寄与する先駆的な取組である。 ・SOFC の産学連携集中試験施設は世界初であり、次世代燃料電池の本命と期待される SOFC の実用化・製品化を産学官が一体となって世界に先駆けて実用化を加速させることは、我が国のエネルギーセキュリティ、経済安全保障、国際競争力の強化に寄与する取組である。 ・アジア諸国では、エネルギーの主力が LNG やバイオガスであり、日本で開発した家庭用燃料電池を普及させやすい環境にあるため、産業界ではアジアを有望な市場と捉えている。アジアに近接する福岡に研究開発拠点を構築することは、我が国の定置型燃料電池の世界標準獲得と産業力に大きく貢献する。
<p>エ) 関係者の合意の状況</p>	<p>【各事業実施主体が推進に合意済み】</p> <p>■有機 EL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業 (有機光エレクトロニクス共同研究) 実施について、九州大学と福岡県、福岡市、東京エレクトロン(株)等民間企業が合意済み <p>■次世代燃料電池(SOFC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業 (次世代燃料電池 (SOFC) の共同研究) 実施について、九州大学と TOTO(株)、京セラ(株)、三菱重工業(株)、JX 日鉱日石エネルギー(株)等約 10 社が合意済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項	<p>【事業推進体制及び保有する産業・技術の状況】</p> <p>■産学官連携による中核施設を既に計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の事業を活用した「次世代燃料電池産学連携研究施設」の整備（H24年開所予定） ・国の事業を活用した「有機光エレクトロニクス産学連携実用化基盤センター（仮称）」の整備（H24年開所予定） <p>【これまでの活動・成果】</p> <p>■次世代有機ELの基幹材料を創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年、内閣府の最先端研究開発支援プログラムの世界初の成果として、従来の蛍光方式、リン光方式に続く、第3世代の有機EL用発光材料となる「熱活性型発光材料」を創出。有機EL照明製造等において低価格化に大きく寄与するもの。 ・H23年度、産学官による福岡ナノテク推進会議「有機光エレクトロニクス拠点推進部会」を設置する予定 <p>■燃料電池を核とした水素エネルギー技術の大規模研究開発を推進中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州大学伊都キャンパスに設置された産総研「水素材料先端科学研究センター」で約100億円規模の研究開発を実施（H18～24年（7年間）） ・車載用補助電源SOFC開発やSOFCの耐久性向上・信頼性向上のための基礎研究など国の競争的資金を活用した研究開発の実施 ・国の事業を活用した次世代燃料電池産学連携研究施設の整備（H23年度） <p>■先導的低炭素化技術研究戦略会議によるプロジェクト創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先導的低炭素化技術研究戦略会議（委員25名）をH22年3月に立ち上げ、「先導的低炭素化技術研究戦略指針」を策定し、プロジェクトの創出に取り組んでいる。 <p>■シャボン玉せっけん(株)と北九州市立大学等の共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油系ではなく天然石鹼系の消火剤であり、従前の1/17の放水量で消火可能な環境にやさしい消化剤を開発し、現在、アジアや米国での販売を目指している。また、シャボン玉せっけん(株)は、H23年に北九州学術研究都市に研究開発施設を開設
--------------------	--

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	<p>【税制措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区事業の実施主体に対する県税（法人事業税・不動産取得税）の特例措置を検討 <p>【財政支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県国際戦略総合特区企業立地交付金制度の創設を検討（H24年度） ・北九州市環境・エネルギー技術革新企業集積特別助成金（H22年度より措置/H23年度予算額427百万円） ・福岡市企業立地促進交付金（H14年より措置/H23年度予算額：23百万円） ※ 総合特区指定に合わせ、既存制度の拡充を検討。 ・「有機光エレクトロニクス産学連携実用化基盤センター（仮称）」整備費（H23年度より措置/H23年度予算措置額440百万円） ・福岡市研究開発拠点形成促進事業（H23年度予算額措置51百万円） ・水素エネルギー関連技術研究開発助成制度（H17年度より措置/累計助成額264百万円） ・水素人材育成事業（H17年度より措置/H23年度予算措置額7百万円） ・「水素エネルギー製品研究試験センター」運営補助（H22年度より措置/H23年度予算措置額134百万円） ・低炭素化技術に特化した研究開発助成制度（H22年度より措置/H23年度助成額72百万円）
------------------------	---

	<p>[金融支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素化技術に特化した研究開発助成制度(H22年度より措置/H23年度助成額72百万円) ・福岡県国際戦略総合特区融資制度の創設を検討(H24年度)
b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	—
c) 地方公共団体等における体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)北九州産業学術推進機構設立(H13年3月) ・福岡県商工部新産業・技術振興課内に水素事業推進体制を整備(H16年4月設置/現人員6人) ・福岡市産学連携交流センターの整備(H20年4月設置) ・水素エネルギー製品研究試験センターの整備(H22年4月設置/現人員16人)
d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア、世界での知事によるトップセールスの実施(年数回)

解決策Ⅲ：資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開

＜＜事業名：資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成＞＞

i) 行おうとする事業の内容

<p>ア) 事業内容</p>	<p>レアメタル等の新しい分野におけるリサイクル技術や、より低コストなりサイクル技術の確立を推し進める。</p> <p>【具体内容】</p> <p>■レアメタルリサイクルシステムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レアメタルについては、新興国での経済発展を背景に、需要が世界的に拡大するとともに、レアアースの主要産出国である中国が輸出を制限するなど、その安定供給が懸念されている。我が国は次世代の電気・電子機器の部材については競争力を持った分野であるが、その製造にはレアメタルの確保が欠かせない。 ・北九州市では、研究開発から事業化までに必要な要素が揃う「北九州エコタウン」を基盤に、我が国でアジアに最も近い大都市圏という地理的優位性、リサイクル分野におけるアジアとの都市・地域間ネットワークを活かして国内・アジア諸国から広域かつ迅速な収集体制を確立するとともに、使用済み小型電子機器等からのレアメタルリサイクル技術を高度化・拡大し、事業化を図る。同時に、希少資源であるレアメタルを確保して、国内の製造工場で使用する（日本の都市鉱山を目指す）。 <p>■リチウムイオン電池リユース・リサイクルシステムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池については、使用済み小型電子機器や自動車・建機に車載されている電池のリサイクル手法の確立及びリユースの先駆的な技術開発に取り組み、事業化を図る。 <p>■PVリサイクルシステムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後大幅な増加[※]が見込まれる使用済み太陽光パネル（PV）について、早期に汎用リサイクル技術を確立する（世界的なPVリサイクルの義務化（製造者責任等）に備え、競争力を事前に保持する）。 ・PVの収集・運搬等リサイクルに必要な社会システム全般についても、リサイクル分野の産学官ネットワークが一体となって検討を行い、その確立を図る。 <p>※PV年間廃棄量予測(国内)：(’15)63MW、(’20)261MW、(’30)1,587MW</p> <p>■海外への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、この実証で確立したシステムにおける官民の技術・ノウハウをパッケージ化するとともに、環境国際協力で培った人的ネットワーク、アジアとの都市・地域間ネットワークも活用して官民一体となってアジア市場への展開を目指す。
<p>イ) 想定している事業実施主体</p>	<p>■レアメタル</p> <p>①民間企業（ソニー(株)、日本磁力選鉱(株)）、②北九州市 [役割]</p> <p>①レアメタルを含む製品の回収とリサイクル ②効果的な回収システムが成立するような制度改正、レアメタルリサイクル技術を活用して事業化を行う設備に対する補助など、レアメタルを含む素材の回収に対する支援</p> <p>■リチウムイオン電池</p> <p>リチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会[※] ※構成メンバー [学識]北九州市立大学 国際環境工学部 吉塚教授 [リユース部会]安川情報システム(株)、(株)安川電機、日産自動車(株)他 [リサイクル部会]日本磁力選鉱(株)、(株)新菱 他 [アドバイザー]カゴメ(株)、戸田マテリアル(株)、JX日鉱日石リサーチ(株)他</p>

	<p>■PVリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)新菱、昭和シェル石油(株)、みずほ情報総研、北九州市立大学、北九州市、(財)北九州産業学術推進機構(FAIS)
<p>ウ) 当該事業の先駆性</p>	<p>■世界のリサイクル先進国である我が国における最先端の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市では、福岡市・直方市と共同して、民間企業と市が協働で使用済み小型電子機器の回収からリサイクルまで一貫して行う実証実験を実施している。小型電子機器等からレアメタルの濃縮回収を事業化するのには、日本で初めての試みである。 <p>■アジアで最先端のPVリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内をはじめアジア地域では、現在のところ、使用済み PV システムのリサイクルを行っているところは、まだ存在しない。しかしながら、現在の普及率、普及増加からみて、将来 PV システムの廃棄量が増加した場合に収集、解体後、有用金属の回収などが可能な技術や社会システムが必要となることが想定される。 ・北九州エコタウンには、幅広い分野のリサイクル技術、ノウハウが集積しているため、使用済み PV システムのリサイクルを行うにあたり、ガラス以外の部材（アルミ、電線等）のリサイクルも当エリアで行うなど、リサイクルを効率的に進めることが可能である。
<p>エ) 関係者の合意の状況</p>	<p>■各事業実施主体が推進に合意済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み小型電子機器リサイクルの実施主体である日本磁力選鉱(株)と事業について合意 ・リチウムイオン電池リユース・リサイクルの実施主体（リチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会）と研究内容や手法について合意。 ・PV リサイクルについて、実施主体である(株)新菱、昭和シェル石油(株)等と事業について合意
<p>オ) その他当該事業の熟度を示す事項</p>	<p>【推進体制・ネットワークの整備および保有技術等の状況】</p> <p>■「北九州エコタウン」が次世代リサイクル実験に高いイノベーションを保有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車や家電のリサイクル法設置時においても、北九州エコタウンでは、他地域に先駆け技術を確認するとともに、リサイクル工場を設置したことにより、リサイクル産業の拠点の一つとなっている。 ・FAIS では廃プラスチックのリサイクルの実証事業等の取組を支援しており、先駆性の高い事業の実施プロセスの進め方について経験も保有している。 <p>■複数地域で広域的に取り組む推進体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レアメタル回収の実証実験には、H22 年 6 月からは福岡市、H23 年 4 月からは直方市も実証実験に参加する等、広域的な推進に着手している。 <p>■産学官の研究会・勉強会などを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池のリユース・リサイクルについては、全国最大規模のエコタウン事業を有する北九州市で全国に先駆けて産学官が連携した研究会を創設（H23 年 7 月） ・H20 年度より PV リサイクルの勉強会を設置し、処理技術の現状、国際動向、PV システム廃棄の現状等について調査を行うとともに、情報交換を進めるためのセミナーを開催 <p>【これまでの活動・成果】</p> <p>■小型電子機器、小型リチウムイオン電池からのレアメタル回収の実証実験を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20 年度からソニー(株)と北九州市の協働により、携帯電話やデジタルカメラなど使用済みの小型電子機器を回収し、レアメタルを回収する実証実験を行っている。H24 年度から、本格的なリサイクル事業開始（予定） ・(独)新エネルギー・産業技術開発機構（NEDO）の助成により、小型リチウムイオン電池の実証実験を実施中（～H25 年 2 月）。大型リチウムイオン電池についても、北九州市の助成を活用して技術開発に着手

	<p>■PVリサイクルの実証実験を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度、NEDOが公募した「太陽光発電システム次世代高性能技術開発プロジェクト※」に、「広域対象のPVシステム汎用リサイクル処理方法に関する研究開発」が採択された。 <p>※日本の太陽光発電システムの導入規模を2020年に現状の20倍に増加させ、世界競争に打ち勝っていくための競争力を高めるため、太陽電池の更なる低コスト化・高効率化に加え、太陽光発電システムに係る新材料の開発等に取り組む国家プロジェクト（2010年度より5年計画）。本案件は、この取り組みの一環として、太陽光発電システムのリサイクルに向けた技術開発を担うもの。</p> <p>■天津市と協働で資源循環関連サービスを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市と中国・天津市間で混合プラスチックを対象に、トレーサビリティサービスを実施している。（「一般社団法人資源循環ネットワーク」が北九州市を拠点に活動）
--	---

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	<p>■レアメタル、リチウムイオン電池 [財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市環境未来技術開発助成金 (H15年度より措置/H23年度予算額：89百万円) ：新規制、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の実証研究等に対して助成 <p>[金融支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市環境産業融資 (H23年度より措置/H23年度予算額：20億6百万円) ：新エネルギーの普及拡大、省エネルギーの推進に特化した行政・銀行の協調融資 <p>■PVリサイクル [財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市3R技術高度化研究会※への支援 (H20年度より措置/H23年度予算額：6百万円) ：産学官による研究会を設置し、PVシステムリサイクルに関する情報交換や基礎研究、市場性や経済性の調査及び実証研究、さらには事業化に至るまでを支援。この研究会での取り組みをもとに、NEDOの公募プロジェクトに採択された。 <p>※本市の環境政策上推進すべき分野や今後事業化が有望と考えられる分野について、研究・調査などの支援を行う産官学による組織</p>
b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	—
c) 地方公共団体等における体制の強化	<p>■PVリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官で構成する、太陽光発電システムリサイクルの専門委員会を設立（H22年10月）
d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州エコタウンにおいて、西日本オートリサイクル(株)など6社、大学が、相互連携の研究に取り組んでいる。

解決策Ⅳ：アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現

<<事業名：東アジア海上高速グリーン物流網と拠点の形成>>

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容	<p>航空輸送並みのスピードで低コストかつ環境負荷の少ない東アジア海上高速グリーン物流網を構築する。</p> <p>【具体内容】</p> <p>■国際RORO船の増便・航路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア域内物流が増大する中、環境負荷が少なく、円滑でスピーディーな輸送モードとして、国際 RORO 船（上海～博多週 2 便、仁川～北九州週 1～2 便）等の増便、航路拡大 ・IC タグの活用等による車上通関、中・韓シャーシの公道の運行を可能にする規制の特例措置による RORO 船での輸出入に要するリードタイムの削減 <p>■海上物流網と連結補完する総合物流拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内初となる国際 RORO・内航・鉄道が集積するモーダルシフト拠点づくり。 ・既存の充実した内航 RORO 等と国際 RORO を接続し、海上輸送における国際・国内結節拠点を形成する。 ・東アジア海上高速物流の実現に向けて、物流拠点を構築 														
イ) 想定している事業実施主体	<table border="0"> <tr> <td>【事業主体】</td> <td>【主な役割】</td> </tr> <tr> <td>①日本通運(株)</td> <td>・・・ 港湾荷役・運送等</td> </tr> <tr> <td>②上海スーパーエクスプレス(株)</td> <td>・・・ RORO船の運行</td> </tr> <tr> <td>③キャリムエンジニアリング(株)</td> <td>・・・ RORO船の運行</td> </tr> <tr> <td>④商船三井フェリー(株)</td> <td>・・・ RORO船の運行（国内）</td> </tr> <tr> <td>⑤日本貨物鉄道(株) 等</td> <td>・・・ 貨物鉄道の運行</td> </tr> <tr> <td>⑥物流関係者等</td> <td>・・・ 上屋、荷さばき場等の整備</td> </tr> </table>	【事業主体】	【主な役割】	①日本通運(株)	・・・ 港湾荷役・運送等	②上海スーパーエクスプレス(株)	・・・ RORO船の運行	③キャリムエンジニアリング(株)	・・・ RORO船の運行	④商船三井フェリー(株)	・・・ RORO船の運行（国内）	⑤日本貨物鉄道(株) 等	・・・ 貨物鉄道の運行	⑥物流関係者等	・・・ 上屋、荷さばき場等の整備
【事業主体】	【主な役割】														
①日本通運(株)	・・・ 港湾荷役・運送等														
②上海スーパーエクスプレス(株)	・・・ RORO船の運行														
③キャリムエンジニアリング(株)	・・・ RORO船の運行														
④商船三井フェリー(株)	・・・ RORO船の運行（国内）														
⑤日本貨物鉄道(株) 等	・・・ 貨物鉄道の運行														
⑥物流関係者等	・・・ 上屋、荷さばき場等の整備														
ウ) 当該事業の先駆性	<p>■東アジアにおける先駆的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で相手都市と一体的に車両輸送を実現する、我が国初の画期的な取り組みであり、欧米（やASEAN等）においてはすでに取り組みされているが、東アジアでは先駆的 ・東アジアではまだ活発化していない RORO 船を活用。 ・こういった取組を進めることで、FTA/EPA が結ばれていない日中韓 3 カ国において物流の垣根を低くし、実質的に貿易を促進する。 ・シー・アンド・レール輸送及びシー・アンド・シー輸送を推進することによって、環境負荷の小さい物流が実現できる。 														
エ) 関係者の合意の状況	<p>H23.9.2 東アジア海上高速グリーン物流部会準備会開催 H23.9.9 東アジア海上高速グリーン物流部会第1回開催 H23.9.20 東アジア海上高速グリーン物流部会第2回開催</p>														
オ) その他当該事業の熟度を示す事項	<p>【これまでの活動・成果】</p> <p>■RORO船およびターミナルの整備によりコンテナ取扱数が拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年から就航開始した博多ー上海間国際 RORO 船のコンテナ取扱個数は順調増加 ・上海スーパーエクスプレスにおいて、平成 23 年 9 月 5 日に博多ー上海間での RORO 船増便が発表。同年 10 月より週 3 便 ・福岡市において国際・国内 RORO ターミナル、鉄道輸送、トラック輸送等の多様な輸送モードが集積する博多港の RORO ターミナル整備予定（H23 基本・実施設計 H24 完成予定） <p>■IC タグを活用した車上通関の社会実験でリードタイム短縮成果を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21～22 年度に博多港において IC タグを活用した車上通関の社会実験を国土交通省の補助事業で実施。最大 2～3 時間のリードタイム短縮効果を確認 														

	<p>■精密機械取扱いにおける拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリムエンジニアリングは、世界初の精密機器専用船を自社で運航し、特殊車両による画期的な海外向け一貫輸送システムを確立しており、取扱量（2010年輸出：24,603トン 全国2位、全国シェア16.5%）である。同社の国内での集荷において、その4分の1近くが北九州港の内航フェリー・RORO網等との接続によるシー・アンド・シー輸送によるものである。
--	---

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	<p>■福岡市 [財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博多港 RORO ターミナルの整備（H23～24） 約5.3億円 ・福岡市企業立地促進交付金（H14年より措置/H23年度予算額：23,000千円） 物流施設には、最大2億円（アイランドシティは最大10億円） ※ 総合特区指定に合わせ、既存制度の拡充を検討。 ・福岡市企業立地促進資金（H14年より措置/H23年度予算額：668,000千円） <p>■北九州市 [財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モーダルシフト推進補助事業（H18年度～/H23年度予算額：10,000千円） ・国際RORO航路誘致事業（H23年度～/H23年度予算額：6,500千円） ・アジア貨物等物流拠点化効果促進補助金（H23年度～/H23年度予算額：10,000千円） ・国際物流特区企業集積特別助成金（H15年度～/H23年度予算額：2,785,000千円） ・企業立地促進補助金（S58年度～/H23年度予算額：224,800千円） <p>[金融支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進資金融資（S58年度～/H23年度予算額：5,584,000千円） ・臨海部産業用地貸付制度（H17年度～/H23年度予算額：1,026,613千円）
b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	—
c) 地方公共団体等における体制の強化	<p>■福岡市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特区に係る関係局長会議（人員7名） ・総務企画局企画調整部内にプロジェクトライン設置（H23年4月設置/人員3名）
d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・官民で構成する福岡ー釜山超広域経済圏などのネットワークや福岡釜山経済協力事務所、福岡市上海事務所等の現地拠点を活用し、釜山市・上海市を中心とした韓国や中国の政府機関・法人等との協議を実施

解決策Ⅳ：アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現

<<事業名：中小企業のアジア展開支援>>

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容	<p>福岡県が新たに投資する「中小企業海外展開ワンストップ支援センター」をはじめ、「北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター」など既存の拠点と連携しながら、アジアの都市・地域間ネットワークを組み合わせ、日本とアジアの間で双方向の企業進出や技術交流などを促すとともに、大手企業のみならず国内外の中小企業やベンチャーが活躍していくための取組を積極的に進める。</p> <p>【具体内容】</p> <p>■ワンストップ支援機能の創設と拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 県や北九州市のワンストップセンター等の連携により、アジア展開の動機付けを行うためのセミナー開催、国別・分野別の専門アドバイザーによる相談対応、海外現地情報の提供、パートナー企業の紹介、留学生等有能人材の紹介、商談ミッション、国、自治体の支援メニューの最適アレンジ等、地域の他の支援機関等とも連携して、中小企業のアジア展開を総合的に支援していく。 <p>■地域間で重層的にネットワークを連携</p> <ul style="list-style-type: none"> アジアの地方政府との環境協力協定（対江蘇省・ハノイ・バンコク）や環黄海10都市との交流を通じ、「中小企業海外展開ワンストップ支援センター」をはじめとしたワンストップ支援機関相互にビジネス案件照会・仲介ネットワークを形成するなど、地域間で重層的な経済連携を図ることで、中小企業のアジア環境ビジネスの展開を促進する。 <p>■アジアとの双方向の経営者交流を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境ビジネスに意欲的なアジア諸地域の中小企業経営者を招聘し、日本の経営手法の講義、中小企業の事業現場訪問、経営者同士の交流等の実施により、ビジネスパートナーの発掘や新ビジネスの創出につなぐ「アジア中小企業経営者交流プログラム」を展開することで、環境ビジネスを手掛けるアジアの中小企業に対し、日本進出を支援していく。 <p>■ベンチャー企業の育成・起業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 当センターにおいて、外国人のビザ取得に関わる投資要件の緩和などの取組を積極的に行うとともに、資金調達支援と販路拡大等について、ベンチャー育成プラットフォーム「フクオカベンチャーマーケット」と連携を進める。
イ) 想定している事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県中小企業海外展開支援協議会（54の企業、支援機関、行政等で組織）会員企業等、福岡県信用保証協会、県内ものづくりメーカー 福岡県中小企業海外展開ワンストップ支援センター 北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター
ウ) 当該事業の先駆性	<p>■シンガポールや韓国、ASEAN 諸国においてはすでに取り組みされているが、日本においては未だ例が少ない事業に本格的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の地方自治体が連携し、それぞれに築いてきたアジア地方政府との強固な関係を重層的に組み合わせることにより、ビジネス促進の枠組みを一体的に提供する取り組みは類例がない。 地方自治体、国の支援機関、経済団体、金融機関、商社等が一体となって中小企業に対してアジア展開を積極的に働きかけ、総合的に支援する取り組みは全国でも稀である。将来的には、経済団体と連携し、九州全域を守備範囲とするプラットフォームへの拡大を目指す。 アジア中小企業経営者交流プログラムは、県内中小企業とアジア中小企業の経営者同士の交流を通じて、取引リスクの少ない最適なビジネスパートナーの獲得によりアジアビジネス展開を促す全国初の取組である。

エ) 関係者の 合意の状況	<p>■各事業実施主体が推進に合意済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関となる「中小企業海外展開ワンストップ支援センター」の設置主体である県、連携して事業を推進する政令市（北九州市・福岡市）、国の外郭団体（ジェトロ福岡、ジェトロ北九州、中小企業基盤整備機構）、経済団体（福岡貿易会、北九州貿易協会、福岡商工会議所、九州経済連合会）及び金融機関等で構成される地域協議会「中小企業のアジア展開支援部会」を組織し、当ワンストップ支援センターの業務内容の検討と並行して特区事業推進を協議
オ) その他当該事業 の熟度を示す 事項	<p>【事業推進体制・ネットワークの整備の状況】</p> <p>■各地域が都市間ネットワークを形成・深耕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県がアジアの地方政府と環境協力協定を締結（江蘇省、ハノイ、バンコク）。環境産業交流事業を促進 ・北九州市、福岡市が環黄海沿岸の日中韓10都市と東アジア経済交流推進機構を設立。貿易・投資に関するビジネス環境の改善に取り組む。この一つとして各都市のワンストップセンターのネットワーク化を推進 ・北九州イニシアティブによるアジア19カ国173都市の環境都市間のネットワーク <p>【これまでの活動・成果】</p> <p>■中核となる組織・事業プログラムの創設を計画または実施済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業海外展開ワンストップ支援センター」設置経費を福岡県が予算措置（H23年度新規）、福岡市中央区にH23年度開設予定 ・北九州市では、「北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター」（H16年10月設置）において、各種相談、情報提供をはじめ、安価なレンタルオフィスの提供など総合的な国際ビジネス支援を進めており、このような既存の拠点との連携を深め、広く域内企業ニーズに応じたアジア展開を支援 ・「アジア中小企業経営者交流プログラム」は、H22年10月に開催されたAPEC 中小企業大臣会合岐阜イニシアティブにおいて、中小企業の国際展開支援策の一つに認められた。平成23年度は、県単独事業によるタイ、台湾に加え、国の財政支援を獲得しインドネシアに拡大 ・「フクオカベンチャーマーケット（H11年開設）」は、全国唯一の公設民営型ベンチャー育成プラットフォームであり、これまでに142回（毎月1回）のプレゼンテーション・商談会を実施し、プレゼンテーション登壇企業はアジアを含む国内外から1900社を数える。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税 制・財政・金融上 の支援措置	<p>[財政支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県中小企業海外展開ワンストップ支援センター整備・運営費（H23年度より措置/H23年度予算措置額 36 百万円） ・アジア中小企業経営者交流拡大プログラム事業費（H22年度より措置/H23年度予算額 19 百万円） ・北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター（KTI センター、国際経済情報センター、ビジネスサポート等）運営費（H23年度予算措置 93 百万円） ・北九州市海外見本市等出展助成（H23年度予算額 2 百万円） <p>[金融支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア向けの新製品の開発・製造のための設備投資に対する融資制度（H22年度より措置/H23年度予算額 1,238 百万円） ・特定信用状関連保証融資（H23年度～） ・北九州市貿易振興資金融資（H23年度予算額 50 百万円）
--------------------------------	--

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定	—
c) 地方公共団体等における体制の強化	・福岡県中小企業海外展開ワンストップ支援センターの設置（H23年度/常勤職員3名、及び専門アドバイザーを配置予定）
d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置	・アジア、世界での知事・市長によるトップセールスの実施（年数回）

全体スケジュール

(別紙4)

事業名	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (2016)	H29	H30	H31	H32 (2020)
a) アジア低炭素化センター	都市環境インフラのパッケージ化、海外とのネットワークを活かしたマーケティング活動、技術・製品等の展開支援 人材育成の拡充、温室効果ガスの2国間クレジット									
	外国人招聘に係る手続きの簡素化 二国間クレジットの推進のための税制優遇措置									
b) 官民連携による海外水ビジネスの展開	水ビジネスにおける官民の技術・ノウハウのパッケージ化、海外とのネットワーク ウォータープラザ北九州を中核施設とした国際戦略拠点を活かしたマーケティング・セールス活動									
	水ビジネスの国際戦略拠点整備									
c) スマートコミュニティ創造事業	外国人招聘に係る手続きの簡素化									
	スマートコミュニティの実証推進					実証で得られた技術・ノウハウのパッケージ化、海外・国内他地域への展開				
	蓄電池の系統連係基準の制定、「一需要家一契約」の規制改革、太陽光発電装置及び蓄電池を設置する場合の建ぺい率等の特例措置、電力の自由化(小売自由化範囲の拡大)、特定地区の住宅用太陽光発電電力の全量買取、道路・公園等の占有許可物件に太陽光・風力等の再生可能エネルギー発電装置を追加、次世代型超小型モビリティの走行									
d) 環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	住宅の直流給電電圧の基準設定									
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品をアジアへ展開									
	設計開発機能の誘致や生産設備の増強による拠点を構築し、アジアへの輸出を拡大									
	水素エネルギーや風力発電などの先導的な実証フィールドを活かし、アジアに向けたマーケティング・セールスの実施									
e) グリーンイノベーション研究拠点の形成	外国人研究者の在留資格緩和、工場立地に係る緑地規制の緩和、高圧ガス保安法、消防法、建築基準法の規制を改革									
	有機ELや次世代燃料電池SOFC等の研究プロジェクトの実施									
	研究施設整備	「福岡水素タウン」等の数多くの実証フィールドを活用し社会実証を実施								
							国内で販売を開始し、順次アジアへ展開。世界標準を獲得			
	環境分野における先導的な研究開発を産学連携により推進									
f) 資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成	外国人研究者の在留期間緩和、財産の処分の制限に係る承認手続きの特例、国等研究開発の委託又は補助を受けた研究開発資産の耐用年数の短縮と追加、研究開発税制の充実									
	レアメタル	実証	使用済み小型電子機器リサイクルを事業として開始							
	リチウムイオン電池	研究会	実証	国プロ等による事業の推進						
	PV	低コスト汎用PVリサイクル処理技術の開発	(仮称)PVリサイクル処理センターの立上げ	リサイクルシステムの全国的拡大運営方法の検討、実施 アジアに向けた広域展開の検討						
	研究開発税制の充実									
g) 東アジア海上高速グリーン物流網と拠点の形成	廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の規制改革 廃棄物の広域収集運搬及び適正処理・リサイクルの義務化に向けた新たな制度検討									
	RORO船ターミナルの整備	ICタグの活用による車上通関、無ナンバーシャシの公道の運行を可能にする規制等の特例措置								
h) 中小企業のアジア展開支援	ワンストップ支援機能を創設し、中小企業のアジア展開を幅広く支援									
	アジアとの双方向の経営者交流を推進するとともに、ベンチャー企業の育成・企業支援									
	プログラム修了者のビザ取得要件の緩和、外国人の起業に対する要件の緩和									

グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会構成員名簿

(代表者会議)

団体・役職名	氏名	備考
福岡県知事	小川 洋	
北九州市長	北橋 健治	
福岡市長	高島宗一郎	
(社)九州経済連合会 会長	松尾 新吾	
福岡商工会議所 会頭	河部 浩幸	
北九州商工会議所 会頭	利島 康司	
福岡経済同友会 代表幹事	石原 進	
国土政策検討委員会 委員	橋田 紘一	
アジア低炭素化センター部会長	下村 輝夫	アジア低炭素化センター・ アジア低炭素化委員会委員長
官民連携による海外水ビジネス 部会長	竹澤 靖之	北九州市海外水ビジネス推進協議会 会長
スマートコミュニティ創造事業 部会長	岩野 和生	北九州スマートコミュニティ創造 協議会 副会長
環境配慮型高機能製品の生産拠点 部会長	利島 康司	(株)安川電機 取締役会長
グリーンイノベーション研究開発 拠点部会長	佐々木一成	国立大学法人九州大学 水素エネルギー国際研究センター長
資源リサイクル拠点部会長	原田 信	日本磁力選鉱(株) 常務取締役
東アジア海上高速グリーン物流 部会長	寺内 昌弘	上海スーパーエクスプレス(株) 代表取締役社長
中小企業のアジア展開支援部会長	甲斐 敏洋	(社)福岡貿易会 専務理事
金融部会長	増山 祐次	(株)日本政策投資銀行九州支店 支店長

グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会構成員名簿

(全体)

企業・団体等	
福岡県	電源開発株式会社
北九州市	日本ロバロ株式会社
福岡市	一般社団法人 日本風力発電協会
社団法人九州経済連合会	
福岡商工会議所	(グリーンイノベーション研究開発拠点部会)
北九州商工会議所	九州大学 水素エネルギー国際研究センター
福岡経済同友会	TOTO 株式会社 燃料電池事業部
国土政策検討委員会委員	三菱重工業株式会社 原動機事業本部
	京セラ株式会社 研究開発本部
(アジア低炭素化センター部会)	九州大学 最先端有機光エレクトロニクス研究センター(OPERA)
アジア低炭素化センター	新日鐵化学株式会社 機能材料技術本部 機能材料研究所 有機デバイス材料センター
新日鐵エンジニアリング株式会社	株式会社 EL テクノ
TOTO株式会社	石川金属工業株式会社
日本磁力選鉱株式会社	環境テクノス株式会社
(官民連携による海外水ビジネス部会)	株式会社九州テクノリサーチ
北九州市海外水ビジネス推進協議会	株式会社クロサキ
上記協議会のうち①の企業・団体	株式会社セパングマ
	株式会社戸畑ターレット工作所
(スマートコミュニティ創造事業部会)	熱産ヒート株式会社
北九州スマートコミュニティ創造協議会	株式会社フジコー
上記協議会のうち②の企業・団体	安川情報システム株式会社
	株式会社リサイクルエナジー
(環境配慮型高機能製品の生産拠点部会)	先導的低炭素化技術研究戦略会議
三菱電機株式会社パワーデバイス製作所	上記会議のうち③の企業・団体
株式会社東芝セミコンダクター・ストレージ社	
北九州工場	(資源リサイクル拠点部会)
日産自動車九州株式会社	日本磁力選鉱株式会社
トヨタ自動車九州株式会社	PVリサイクル専門委員会
株式会社安川電機	上記委員会のうち④の企業・団体
新日鐵エンジニアリング株式会社	リチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会

(全体)

上記研究会のうち⑤の企業・団体	株式会社福岡銀行
	株式会社西日本シティ銀行
(東アジア海上高グリーン物流部会)	福岡ひびき信用金庫
上海スーパーエクスプレス株式会社	株式会社みずほ銀行
日本通運株式会社 福岡海運支店	株式会社山口銀行
日本貨物鉄道株式会社 九州支社	
商船三井フェリー株式会社 博多港支店	
キャリムエンジニアリング株式会社	
北九州市港湾空港局	
北九州市総務企画局	
福岡市港湾局	
福岡市総務企画局	
(中小企業のアジア展開支援部会)	
社団法人福岡貿易会	
社団法人北九州貿易協会	
独立行政法人日本貿易振興機構 福岡貿易情報センター	
独立行政法人日本貿易振興機構 北九州貿易情報センター	
株式会社福岡銀行 ソリューション営業部	
株式会社西日本シティ銀行 国際部	
独立行政法人 中小企業基盤整備機構九州支部	
福岡県信用保証協会	
財団法人九州経済連合会	
福岡商工会議所	
福岡県 商工部	
北九州市 産業経済局	
福岡市 経済振興局	
(金融部会)	
株式会社日本政策投資銀行	

①北九州市海外水ビジネス推進協議会

企業・団体名
アイコムソフト(株)
愛知時計電機(株)
アイム電機工業(株)
芦森工業(株)
(株)アステック入江
東海運(株)
(株)石垣
(株)いしかわエンジニアリング
石川金属工業(株)
(株)石川鉄工所
伊藤忠商事(株)
井上喜(株)
岩崎電気(株)
(株)ウォーターテック
A. B. C. パートナーズ(株)
(株)奥村組
オリジナル設計(株)
鹿島建設(株)
(株)勝山工作所
環境テクノス(株)
北九州管工事協同組合
(社)北九州市建設コンサルタント協会
(財)北九州上下水道協会
九州環境テクノ(株)
九州機電(株)
九州鋳鉄管(株)
協栄電気(株)

協和機電工業(株)
清本鐵工(株)
(株)金門製作所
(株)クボタ
(株)クロサキ
(株)クロスポイント
(株)グローバル・シャインズ
(株)ケイ・イー・エス
(株)K・K
(株)建設技研インターナショナル
コスモ工機(株)
寿工業(株)
サワテック(株)
山九(株)
三勝電機(株)
(株)サン電機工業
JFEアドバンテック(株)
(株)ジェイ・シー・ダブル
(株)ジオクラフト
ジャパンパイル(株)九州支店
白石鉄工(株)
(株)シンクフリー
シンコー(株)
(株)神鋼環境ソリューション
(株)新生銀行
新日鉄エンジニアリング(株)
新日本製鐵(株)八幡製鐵所

②北九州スマートコミュニティ創造協議会

企業・団体名
(株) IDCフロンティア
(株) i T e s t
岩谷産業(株)
(株)内田洋行
(株)エリアサービス
環境テクノス(株)
(独)国立高等専門学校機構 北九州工業高等専門学校
(財)北九州産業学術推進機構
公立大学法人 北九州市立大学
北九州商工会議所
(財)九州ヒューマンメディア創造センター
西部ガス(株)
NPO法人 里山を考える会
JX日鉱日石エネルギー(株)
シャープ(株)
ジョンソンコントロールズ(株)
新日鉄エンジニアリング(株)
新日鉄ソリューションズ(株)
(株)新日鉄都市開発
新日本製鐵(株)
(株)ゼンリン
積水化学工業(株)
ソフトバンクテレコム(株)
大和ハウス工業(株)
NPO法人 タウンモービルネットワーク北九州
電源開発(株)
(株)東芝

東芝ライテック(株)
TOTO(株)
トヨタ自動車(株)
豊田通商(株)
(株)デンソー
(株)ナノオプトニクス・エナジー
西日本オートリサイクル(株)
西日本電信電話(株)
(株)日鉄エレックス
日産自動車(株)
日本アイ・ビー・エム(株)
日本テレコムインフォメーションサービス(株)
(株)ファミリーマート
(株)フジコー
富士電機(株)
古河電気工業(株)
古河電池(株)
三菱化学(株)
三菱重工業(株)
安川情報システム(株)
(株)安川電機
早稲田大学環境総合研究センター
吉川機械工業(株)
北九州市

③先導的低炭素化技術研究戰略會議

企業・団体名
(財)北九州産業學術推進機構
北九州市

④ P V リサイクル専門委員会

企業・団体名
(財)北九州産業学術推進機構
昭和シェル石油(株)
(株)新菱
北九州市

⑤リチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会

企業・団体名
環境テクノス(株)
(財)北九州産業学術推進機構
公立大学法人 北九州市立大学
(財)九州経済調査協会
(株)新菱
ダイソーエンジニアリング(株)
西日本オートリサイクル(株)
日産自動車(株)
日本磁力選鉱(株)
フォーアールエナジー(株)
(有)メルヘンローズ
安川情報システム(株)
(株)安川電機
北九州市

指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



グリーンアジア国際戦略総合特区 事業位置図



- 【北九州市】八幡東区平野1丁目1番の区域、八幡東区東田1丁目、2丁目及び3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域、八幡東区前田北洞岡2番3号の区域、八幡西区黒崎城石1番1号、2号の区域、八幡西区黒崎城石2番1号の区域、小倉北区西港町のうち国道199号線より北側の区域、小倉北区浅野3丁目8番1号の区域、小倉北区大手町1番1号の区域、小倉北区中島2丁目、貴船町2番、3番の区域、小倉南区大字朽網3914番地58の区域、小倉北区下道津1丁目10番1号の区域、小倉北区大手町12番1号の区域、若松区ひびきのの区域、ひびきの北1番の区域、若松区響町1丁目、2丁目及び3丁目、向洋町、大字安瀬、柳崎町の区域、及び北九州港港湾区域の一部の区域、若松区南二島2丁目26番12号の区域、門司区新門司北1丁目、2丁目及び3丁目、新門司1丁目、2丁目及び3丁目の区域、門司区大里新町11番の一部、中町6番の区域、門司区田野浦海岸、新開5番の区域、門司区西海岸1丁目3番の一部の区域
- 【福岡市】東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目の区域、東区みなと香椎1丁目、2丁目及び3丁目の区域、東区香椎浜ふ頭2丁目、3丁目及び4丁目の区域、香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域、西区今宿東1丁目1番1号の区域、西区大字元岡の一部の区域、西区元岡744番地の区域、早良区百道浜1丁目、2丁目及び3丁目の区域、中央区天神の一部の区域
- 【行橋市】西宮市2丁目13番1号の区域 【中間市】上底井野319番地の4の区域
- 【宮若市】上有木1番地の区域、磯光地区の区域 【糸島市】糸島リサーチパークの区域
- 【京都府苅田町】鳥越9番2の区域、新浜町1番地3の区域

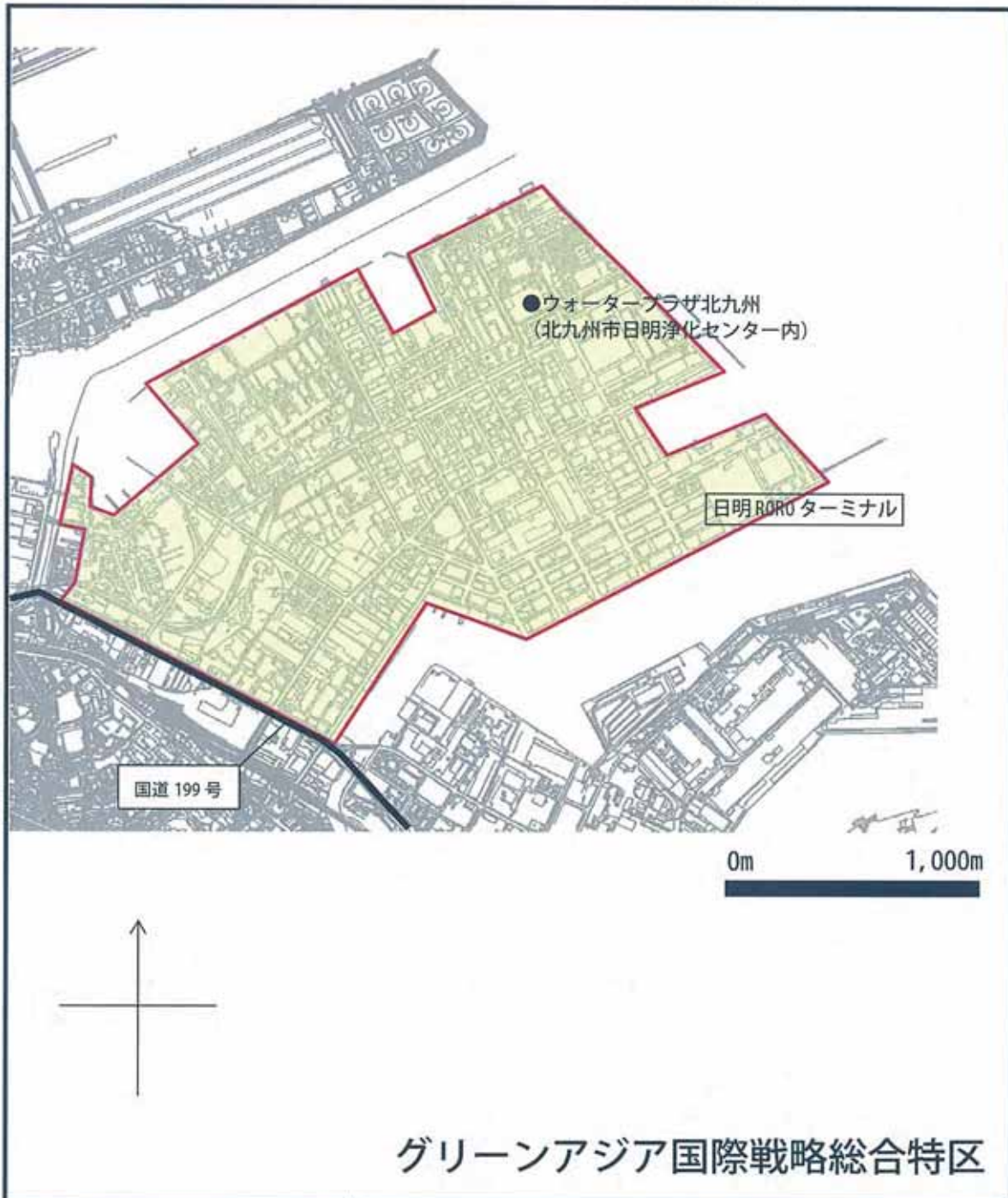
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：北九州市八幡東区平野1丁目1番の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：北九州市小倉北区西港町のうち国道 199 号線より北側の区域



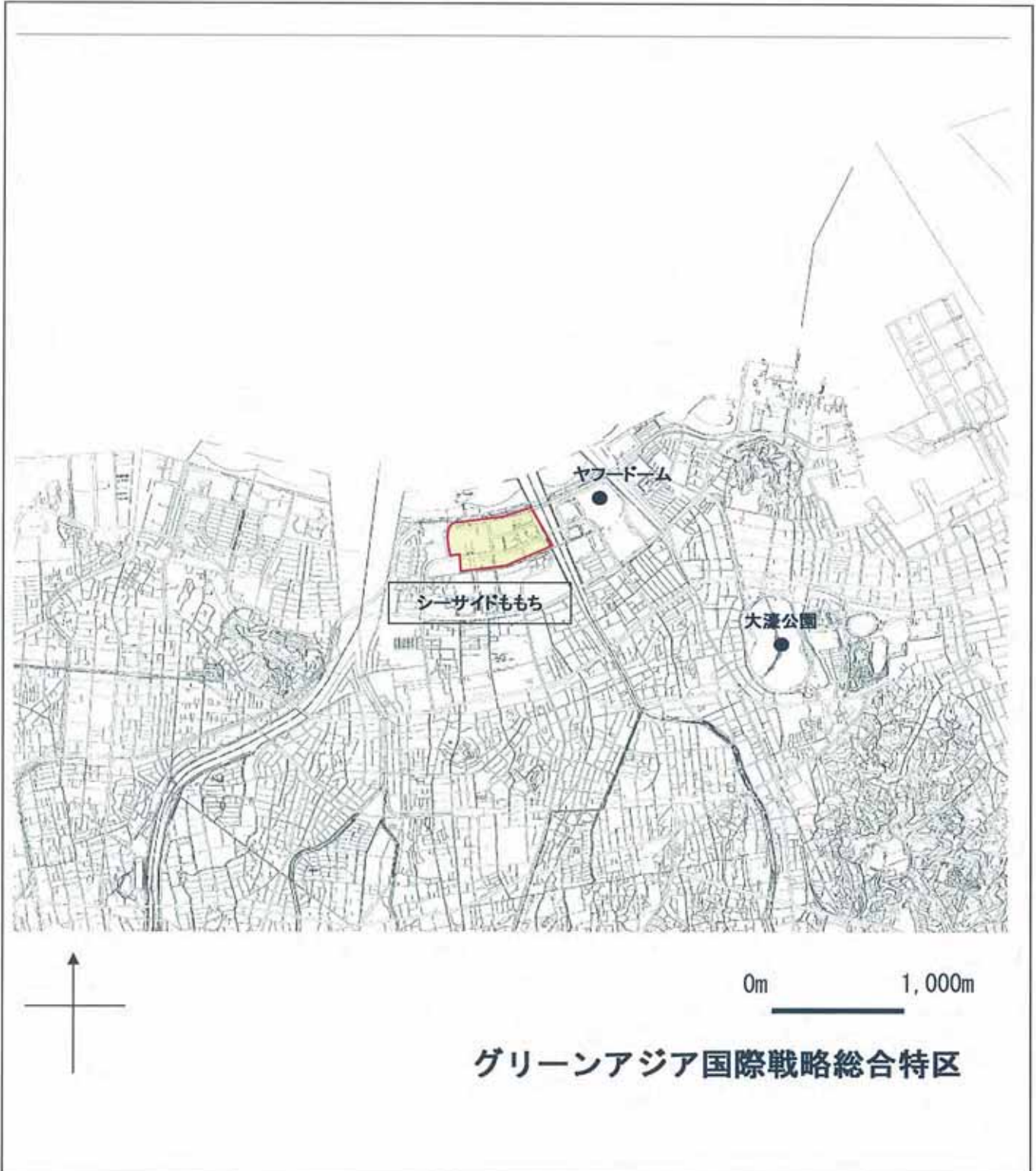
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：北九州市小倉北区大手町1番1号、浅野3丁目8番1号の区域



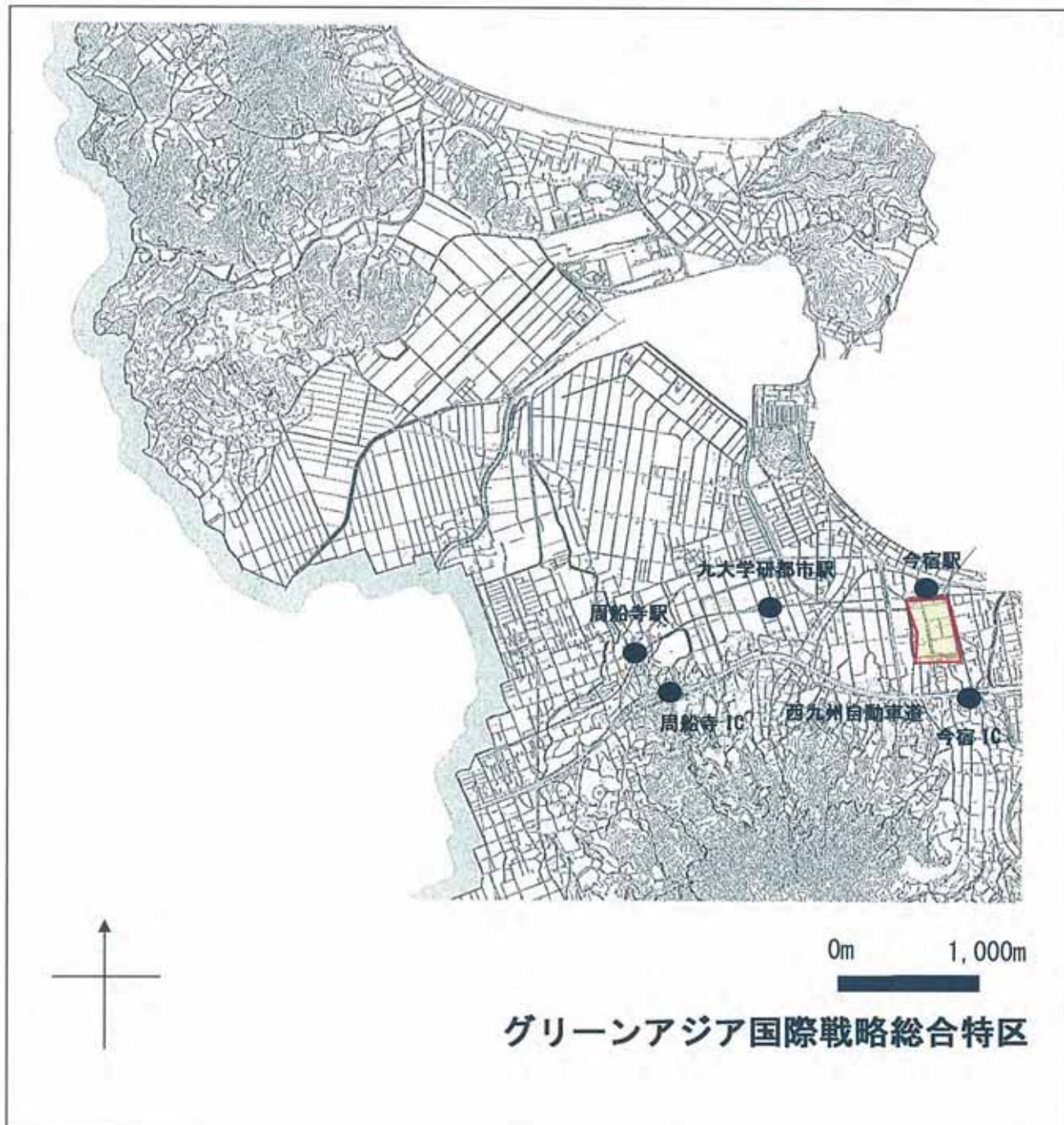
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡市早良区百道浜1丁目、2丁目、3丁目の区域



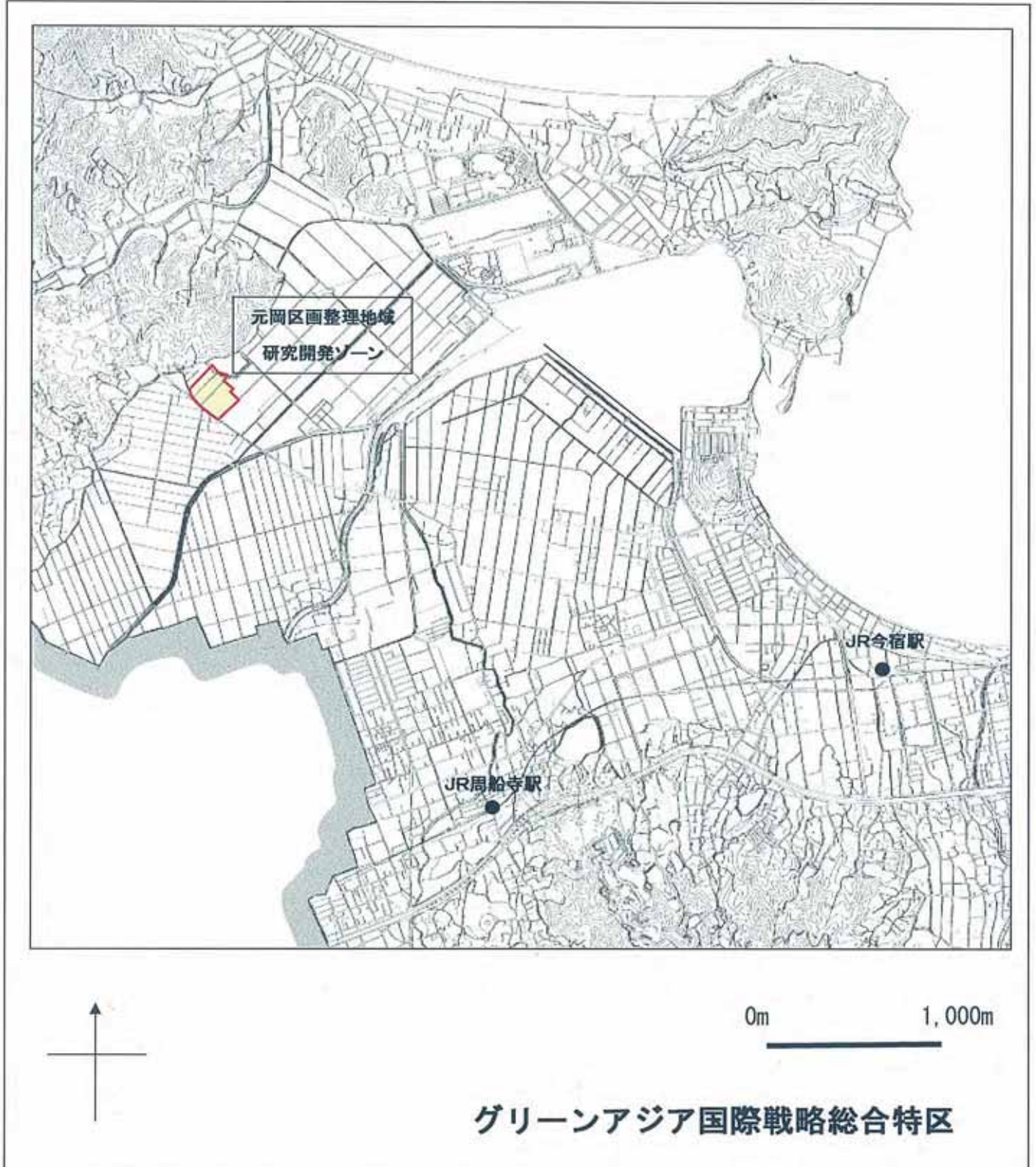
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県福岡市西区今宿東1丁目1番1号の区域



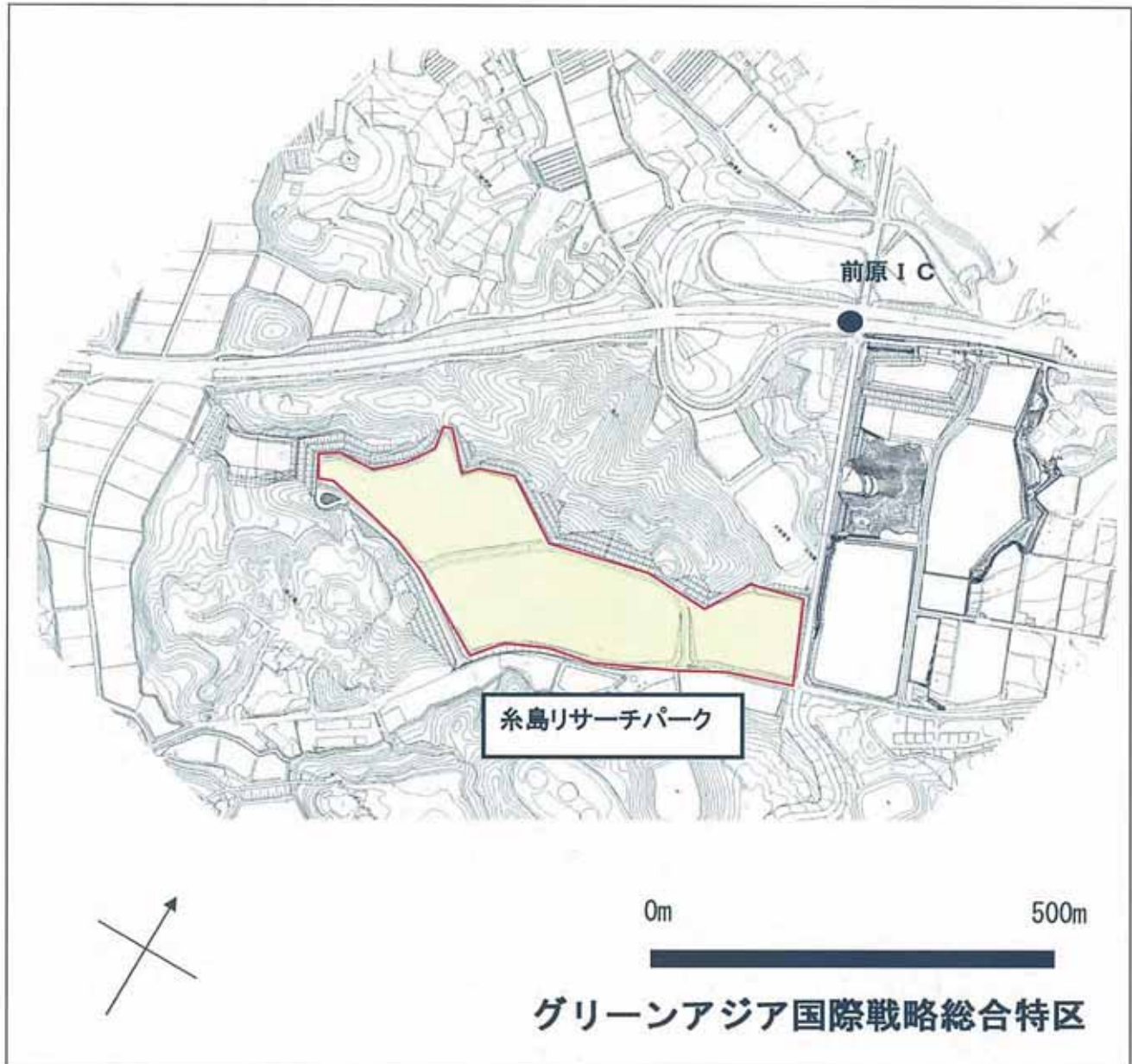
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡市西区大字元岡の一部の区域



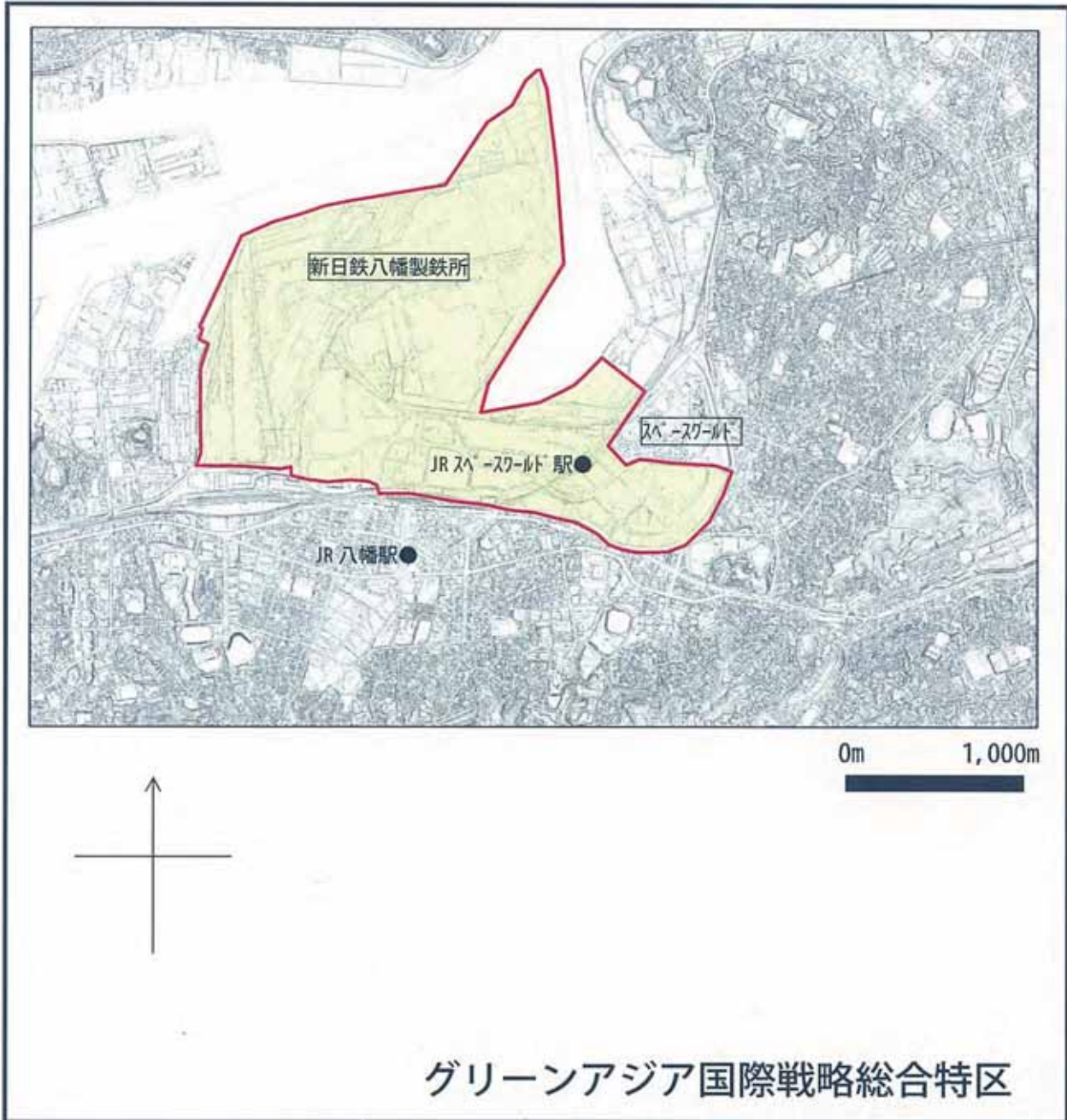
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県糸島市リサーチパークの区域



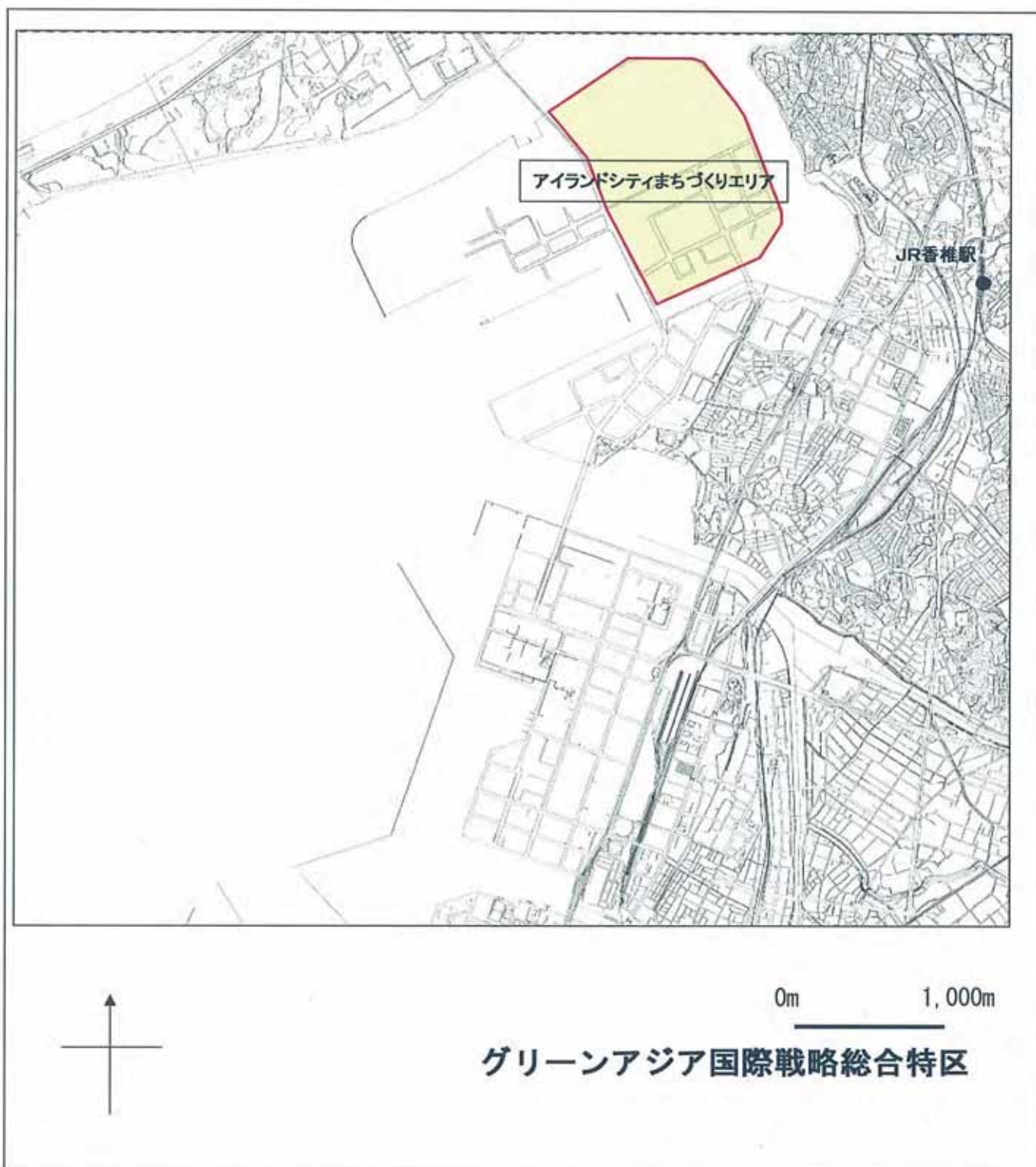
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：北九州市八幡東区東田1丁目、東田2丁目、東田3丁目、大字枝光の一部、大字尾倉、大字前田の一部の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡市東区香椎照葉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡市西区元岡 744 の区域



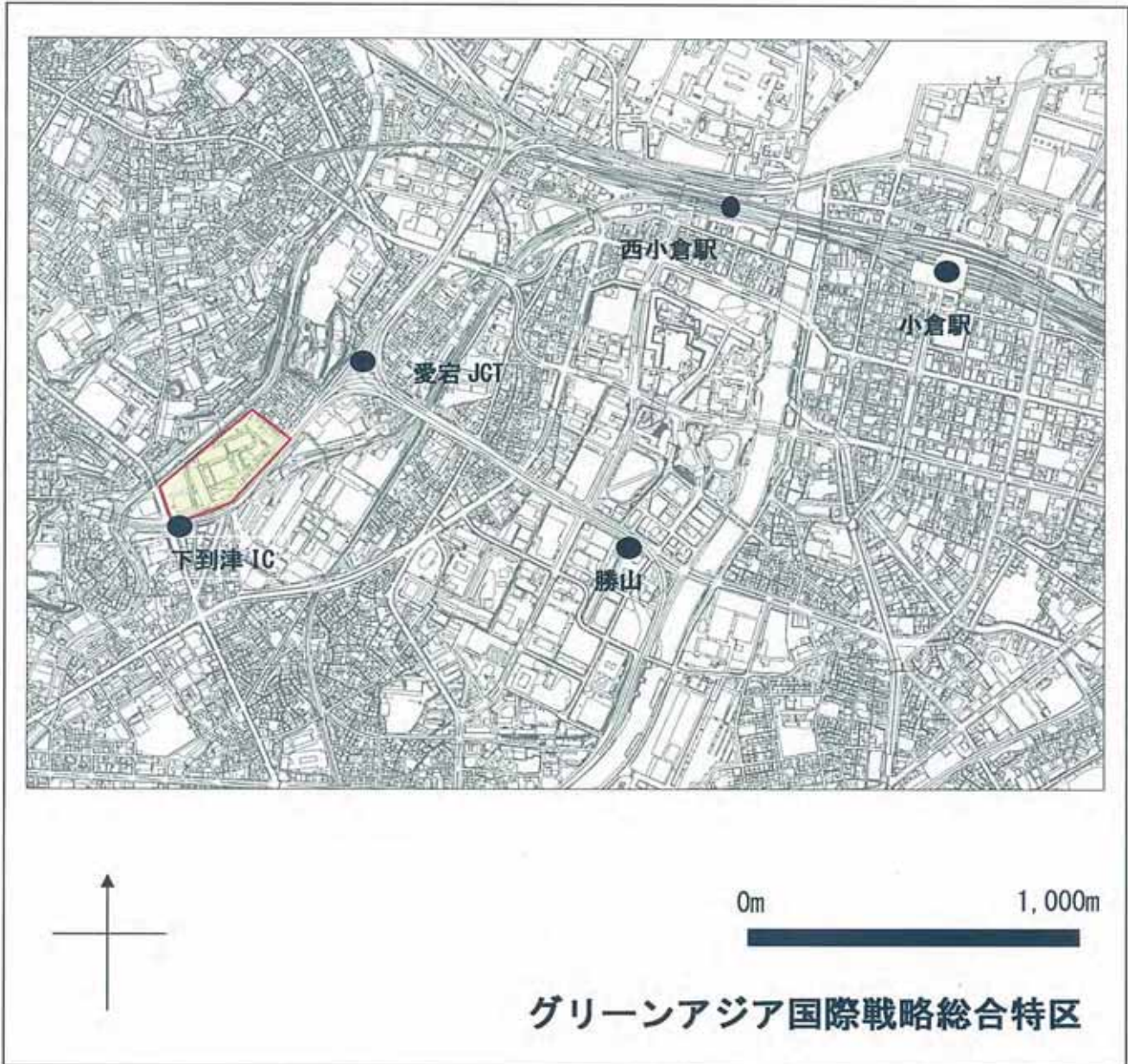
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県北九州市小倉南区大字朽網 3914 番地 58 の区域



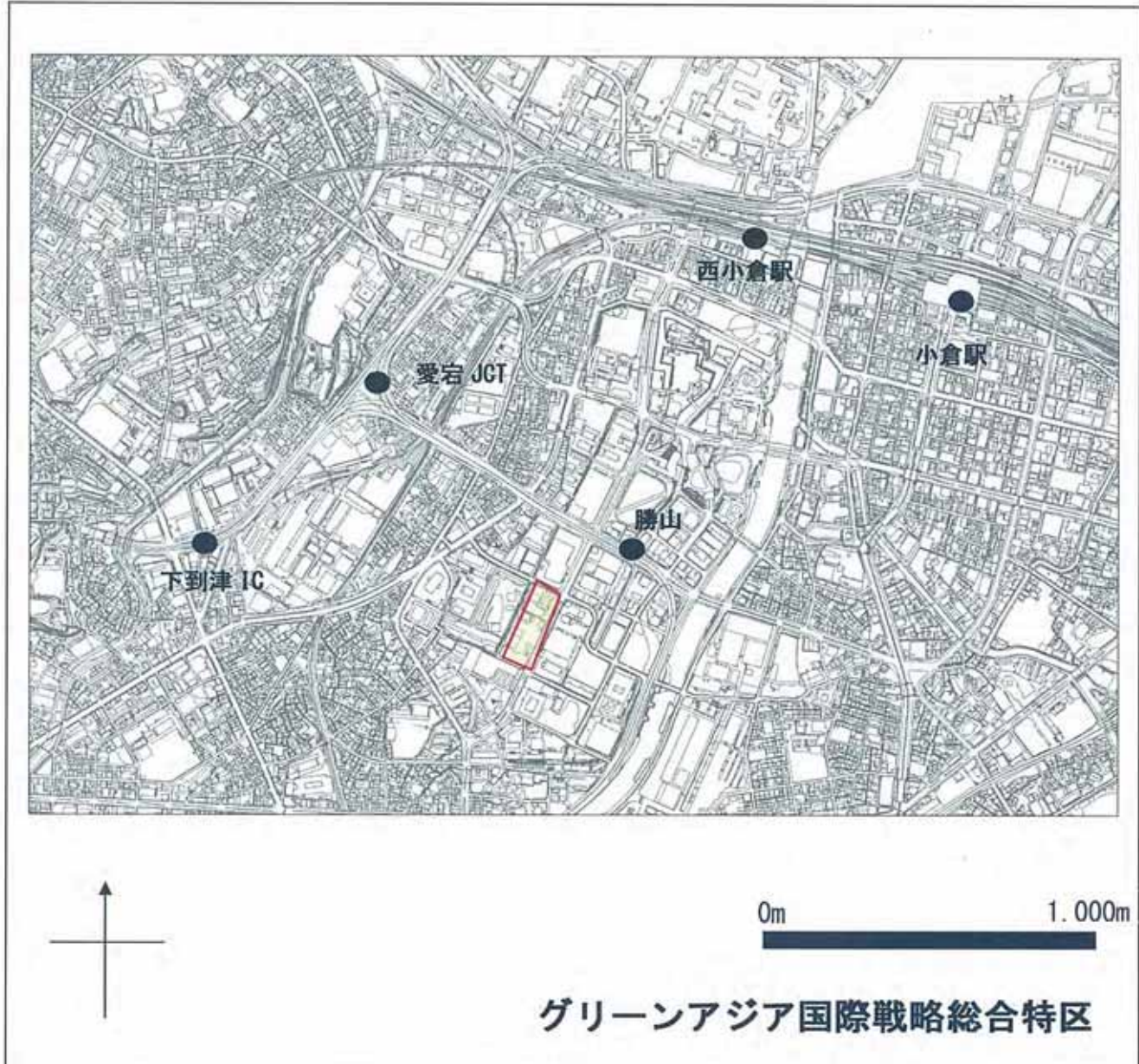
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県北九州市小倉北区下到津1丁目10番1号の区域



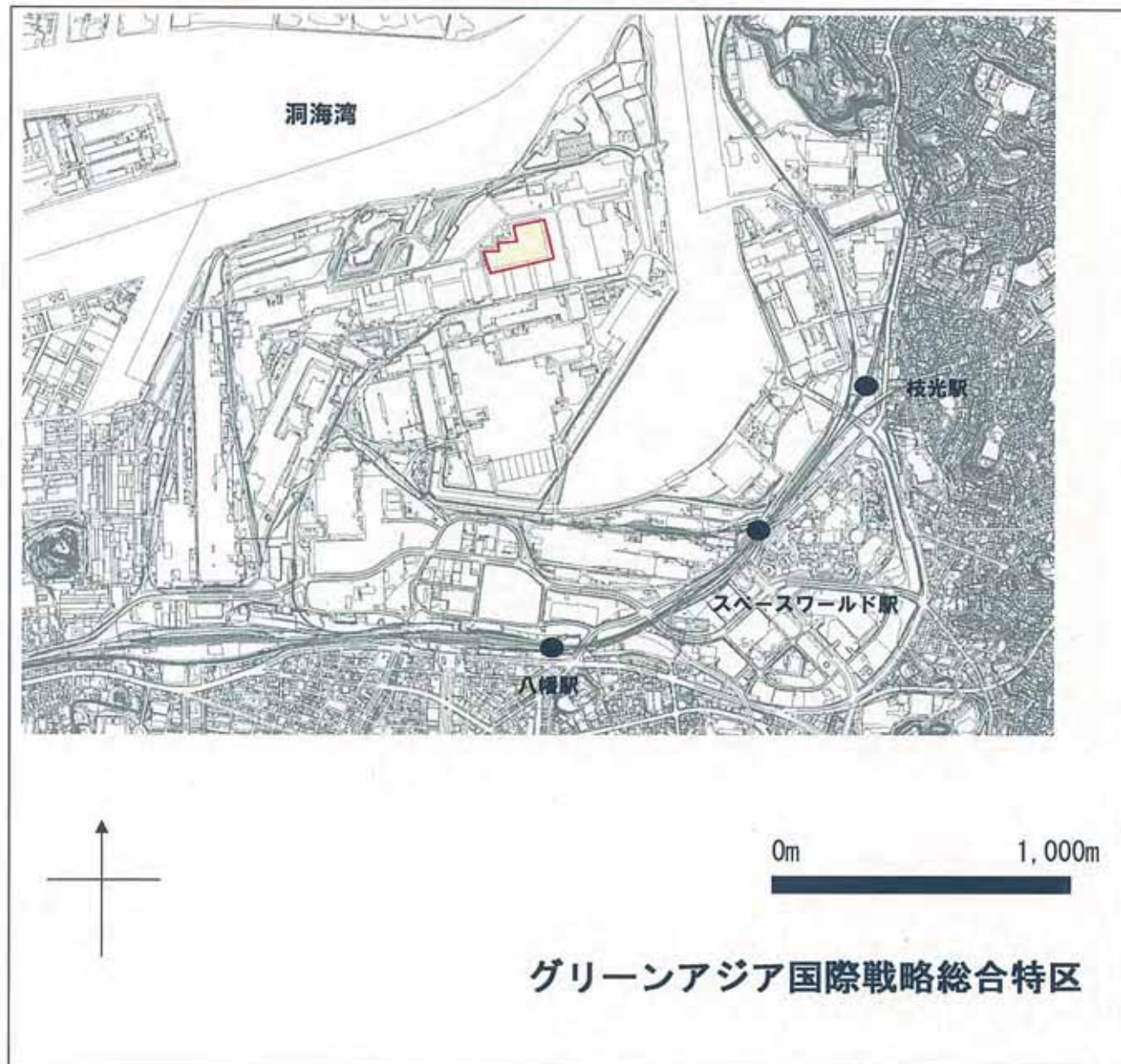
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県北九州市小倉北区大手町12番1号の区域



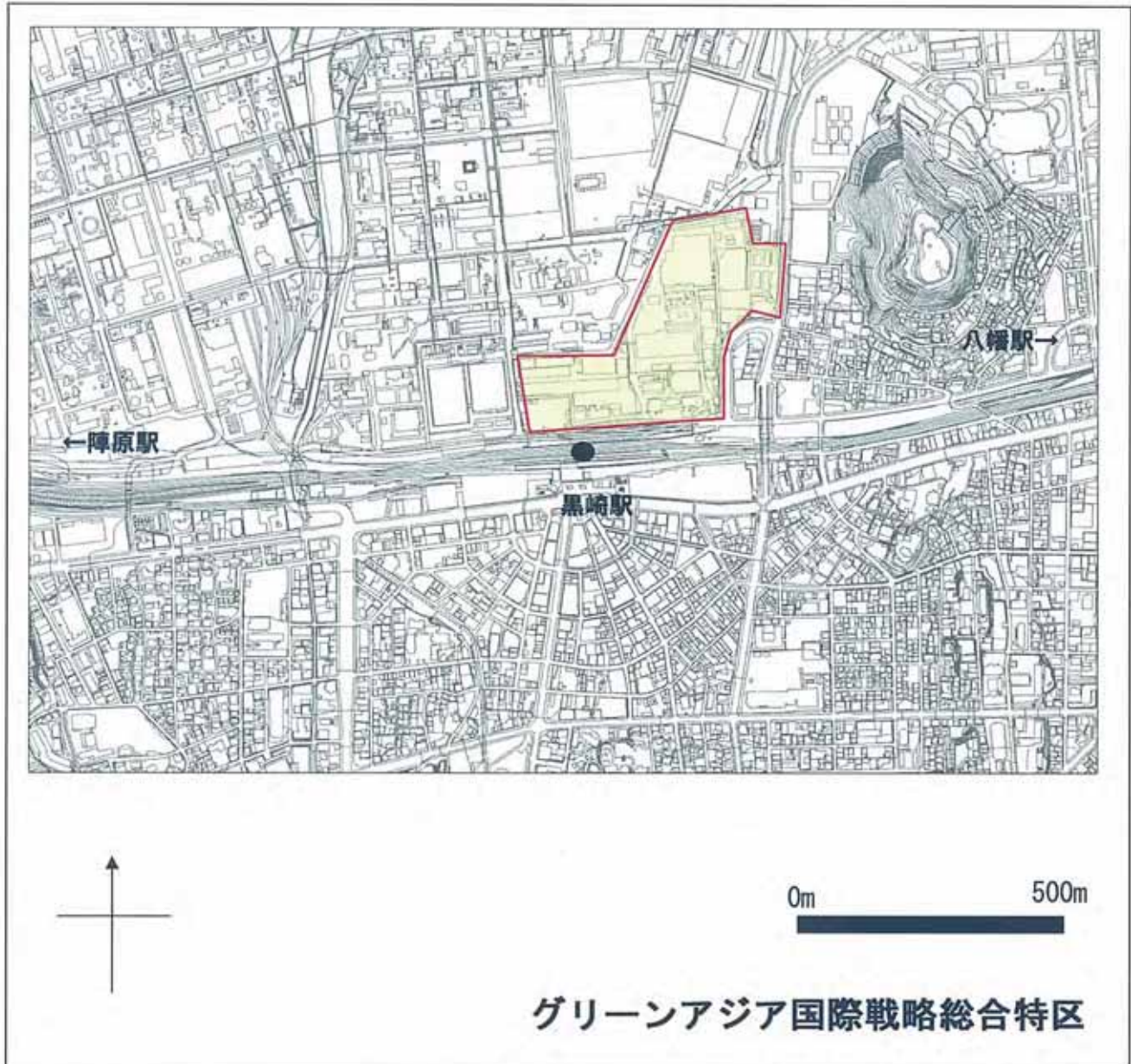
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県北九州市八幡東区前田北洞岡 2 番 3 号の区域



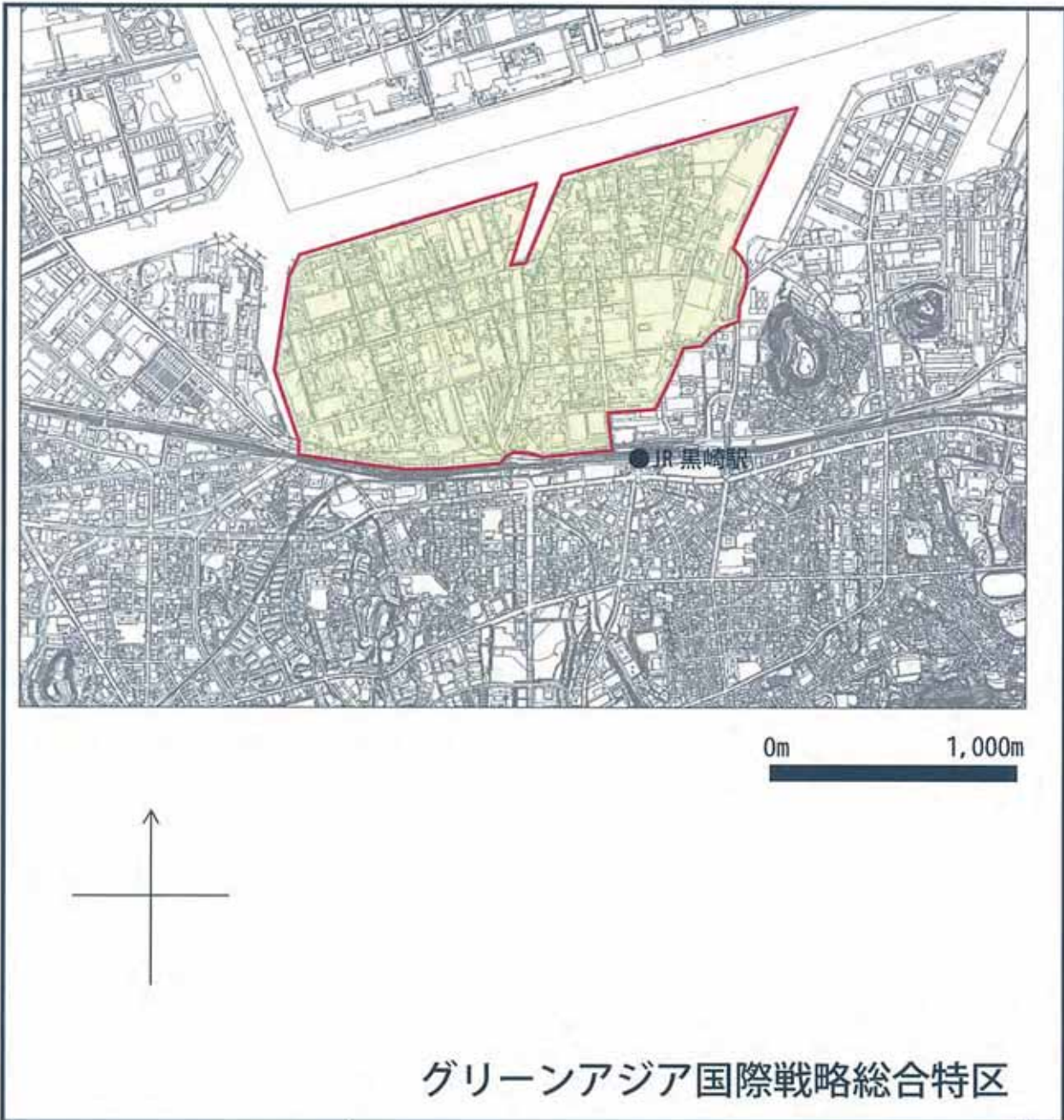
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2番1号の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：北九州市八幡西区黒崎城石1番1号、2号の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県行橋市西宮市2丁目13番1号の区域



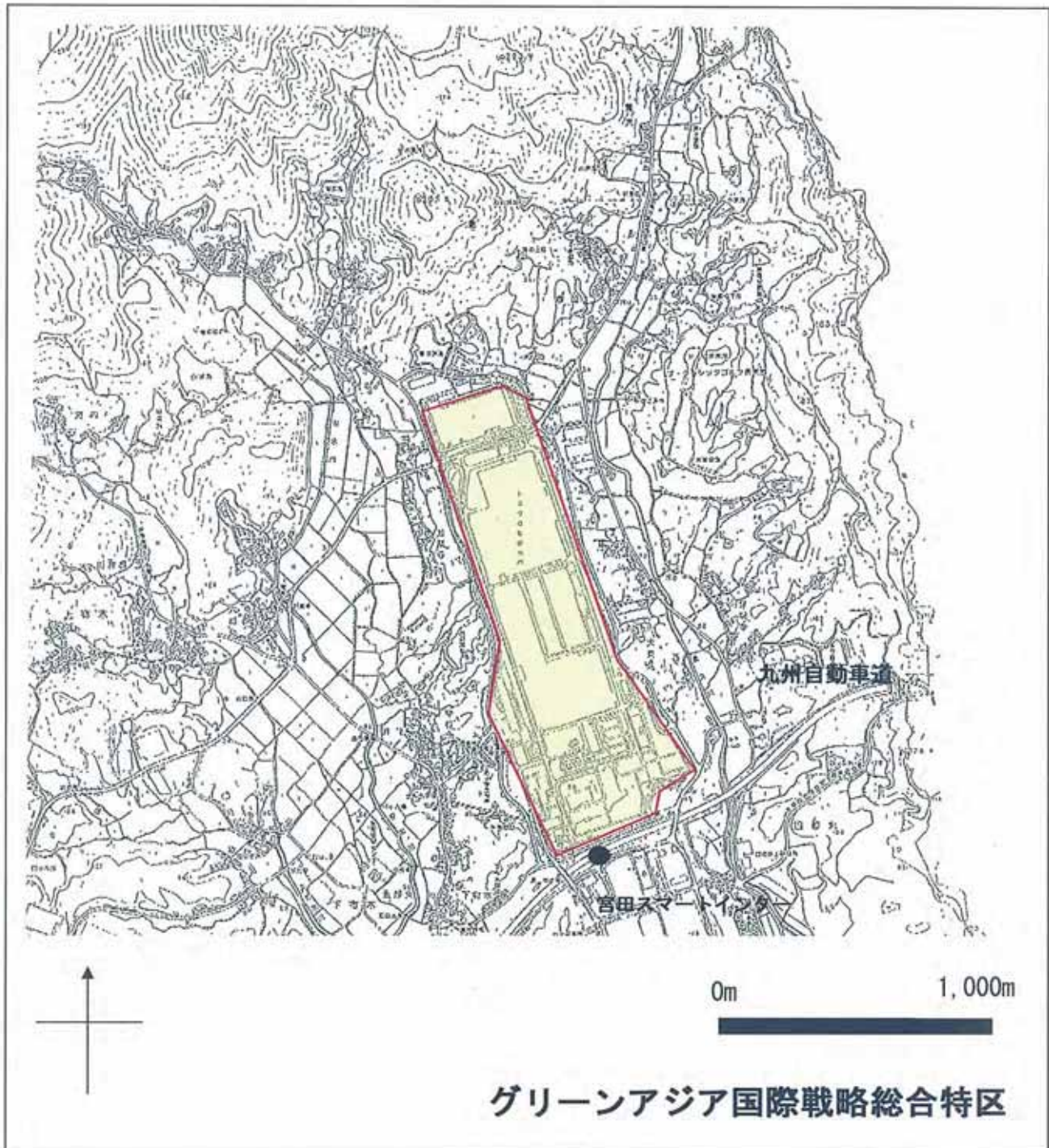
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県中間市上底井野 319 番地の 4 の区域



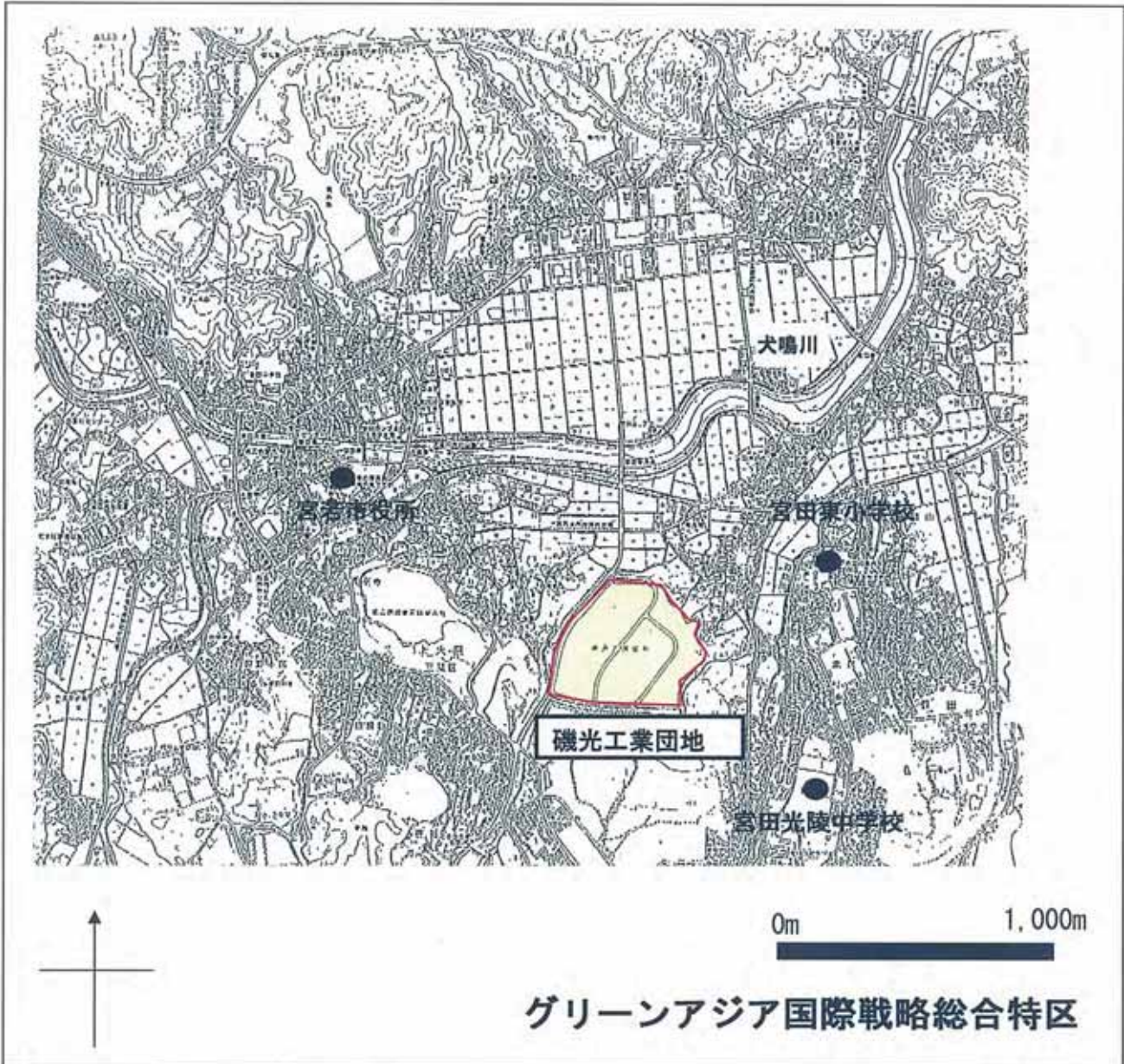
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県宮若市上有木1番地の区域



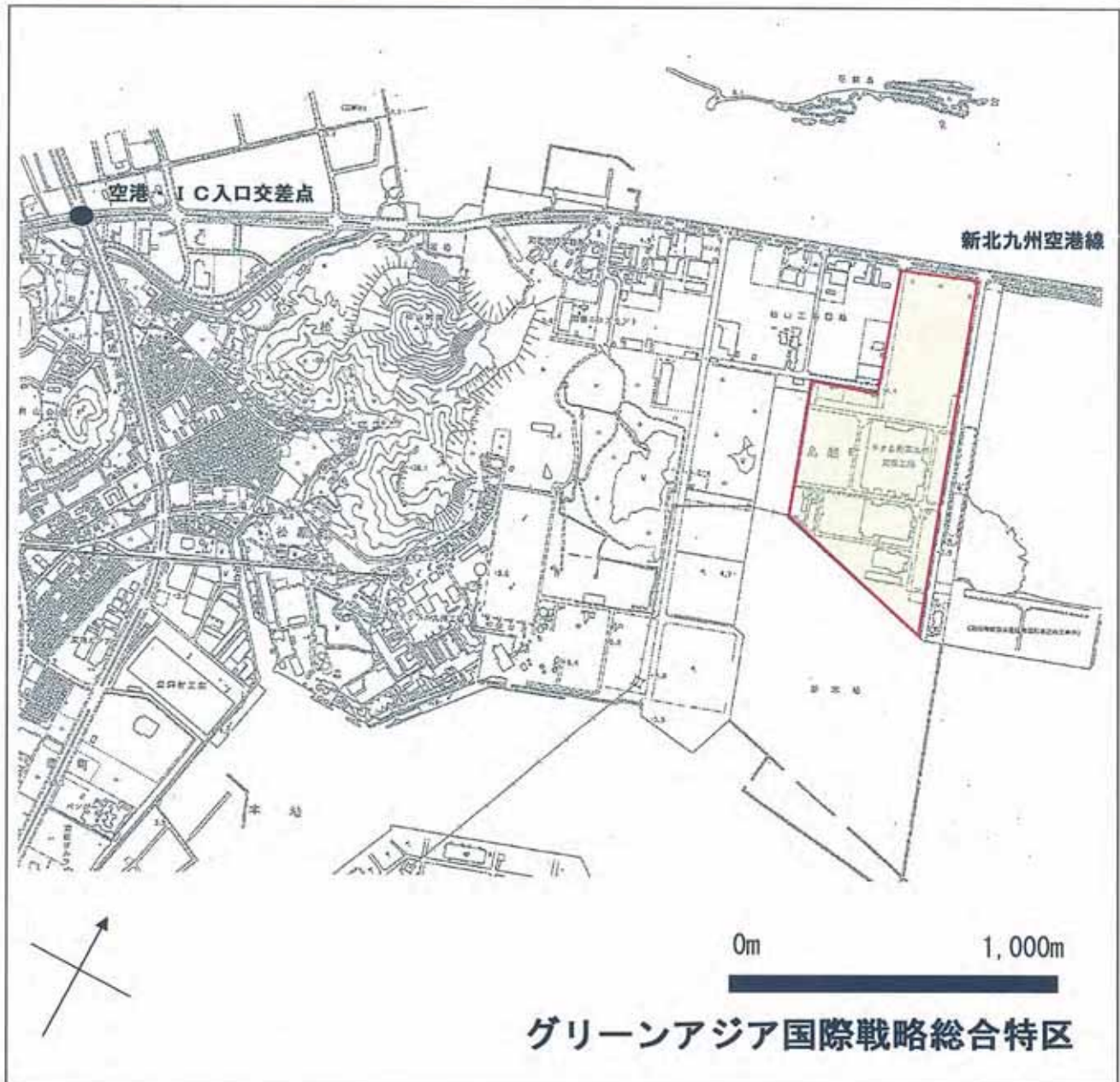
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県宮若市磯光の区域



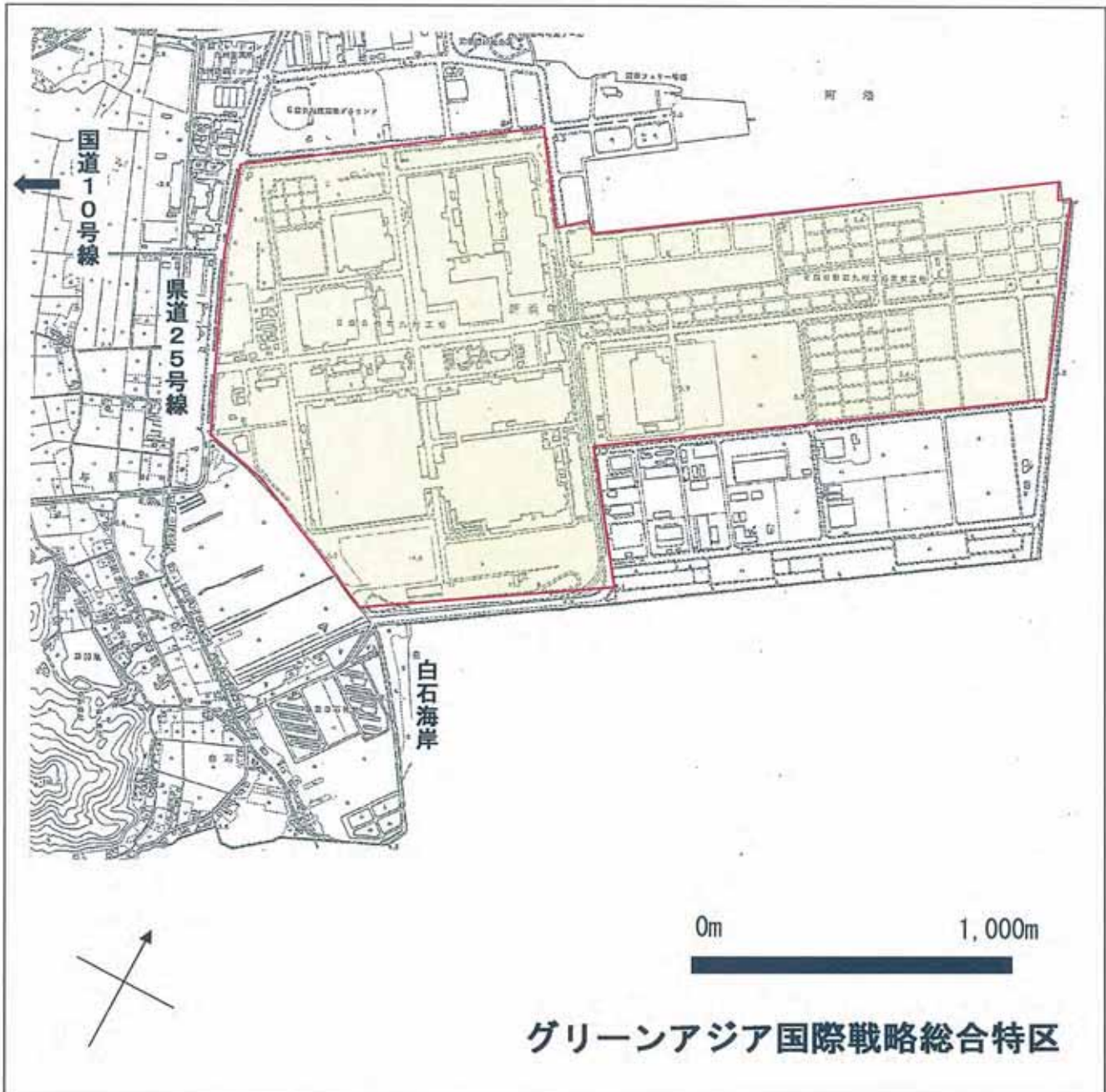
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県京都郡苅田町鳥越町9番2の区域



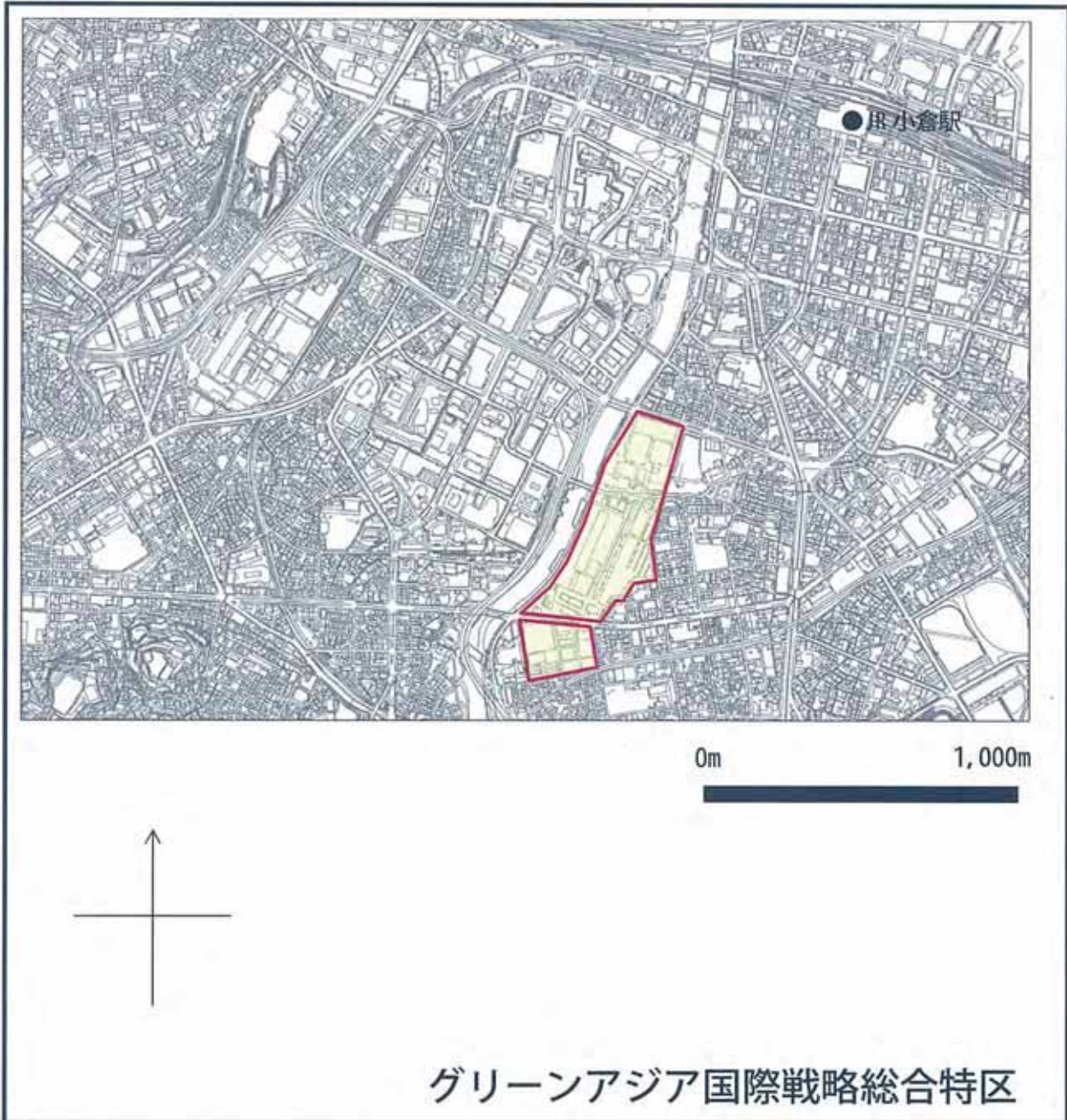
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県京都郡苅田町新浜町1番地3の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：北九州市小倉北区中島2丁目、貴船町2番、3番の区域



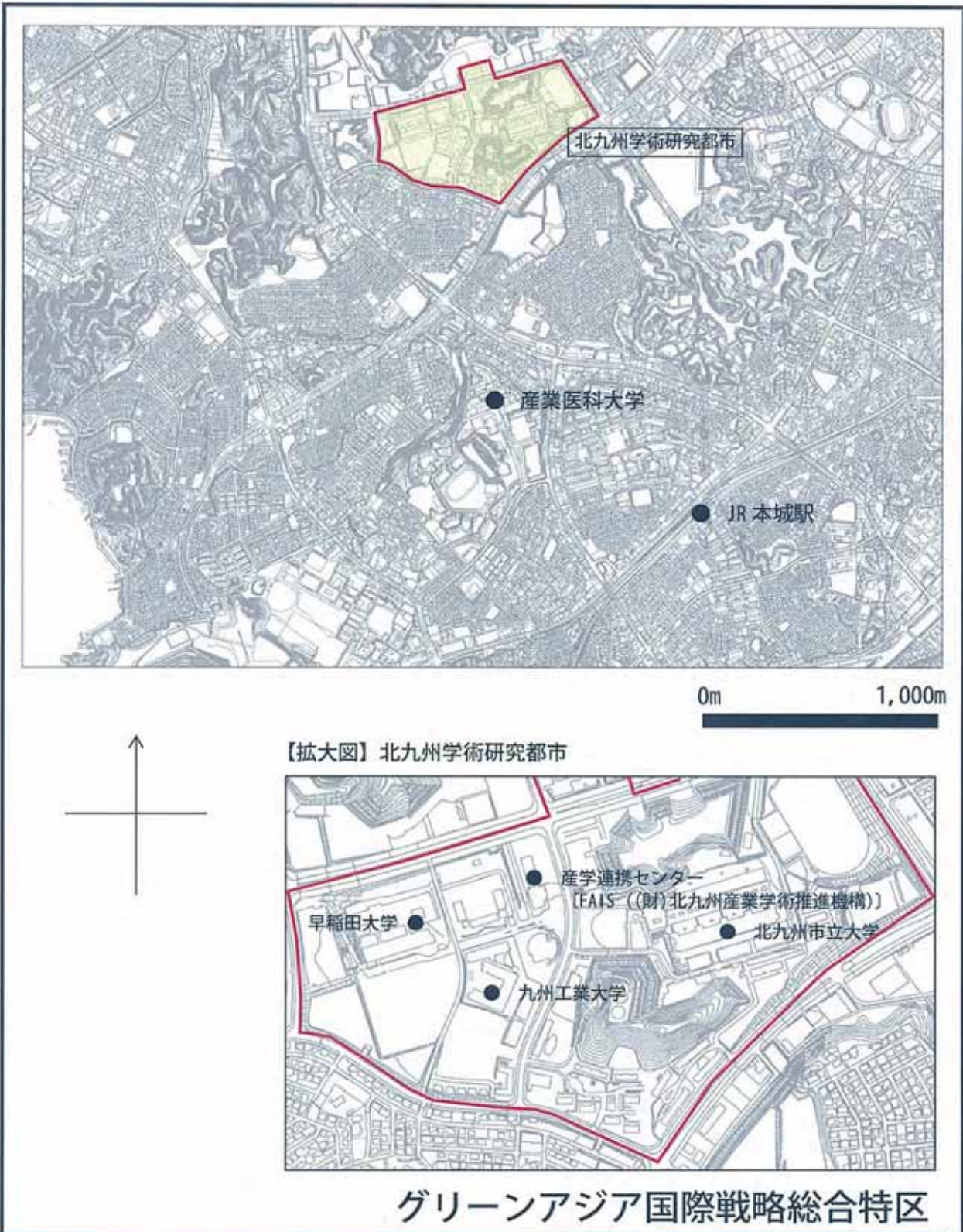
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：北九州市若松区響町1丁目、2丁目及び3丁目、向洋町、大字安瀬、柳崎町の区域、及び北九州港港湾区域の一部の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：北九州市若松区ひびきの、ひびきの北1番の区域



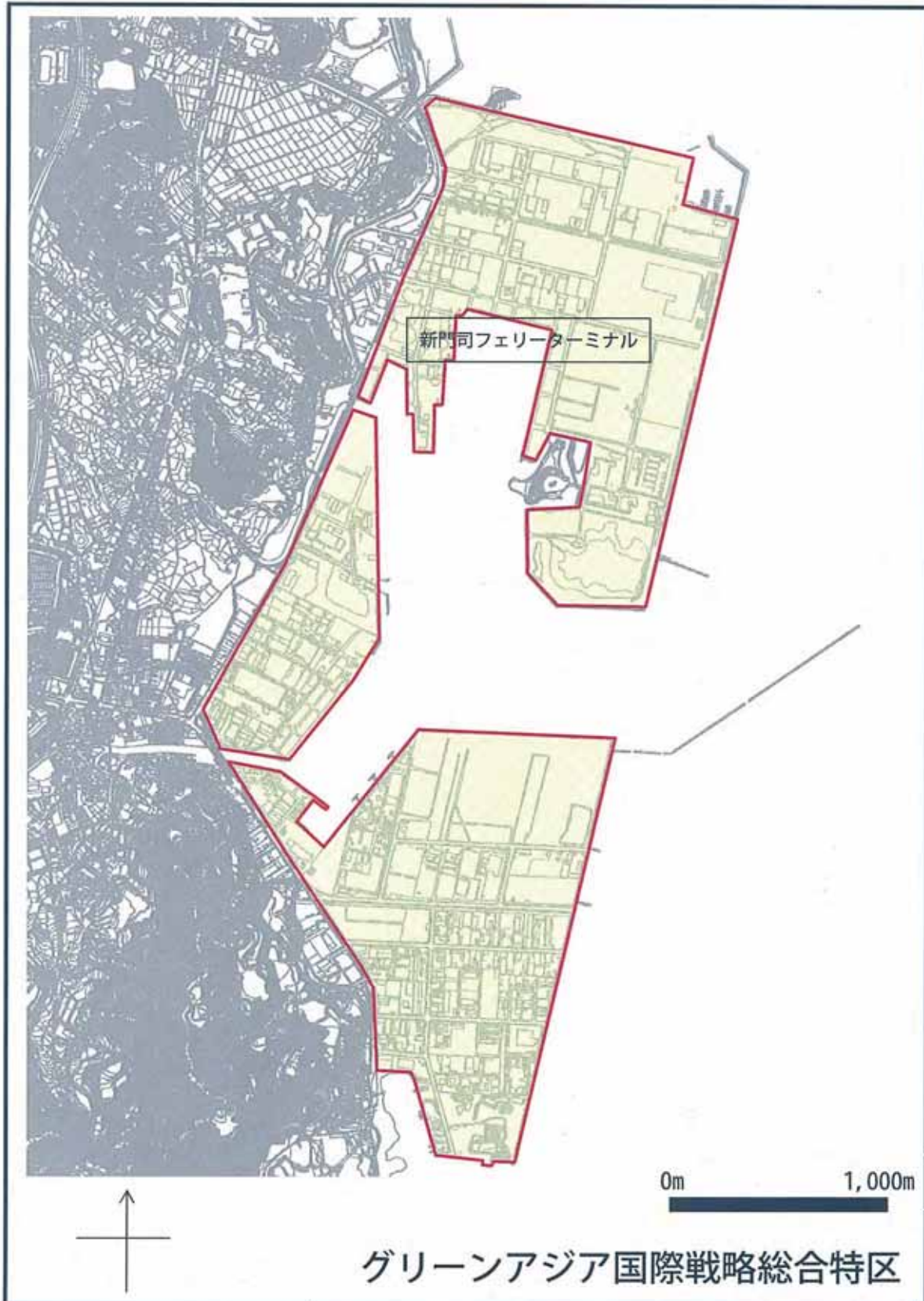
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：北九州市若松区南二島2丁目26番12号の区域



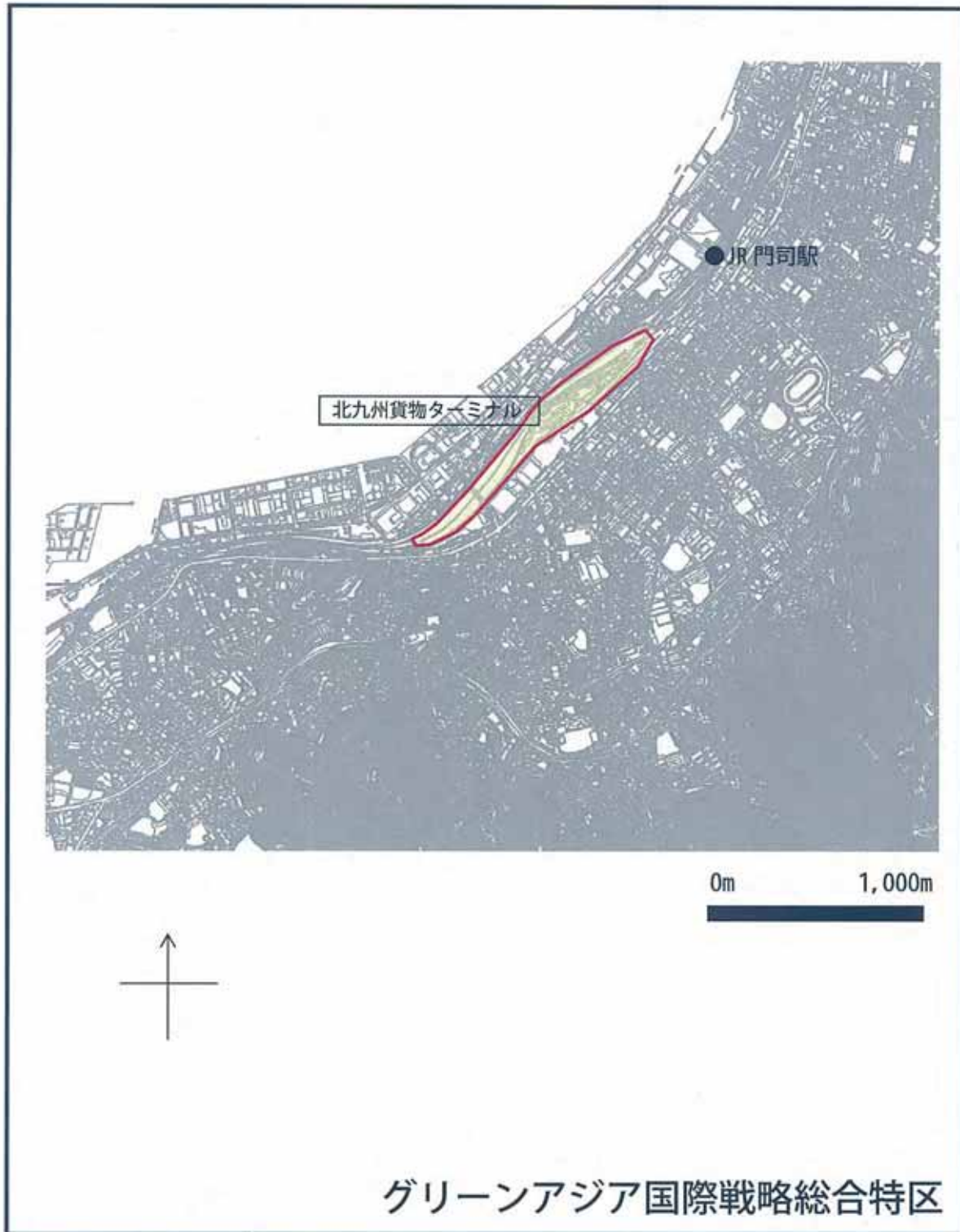
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：北九州市門司区新門司北1丁目、2丁目及び3丁目、新門司1丁目、2丁目及び3丁目



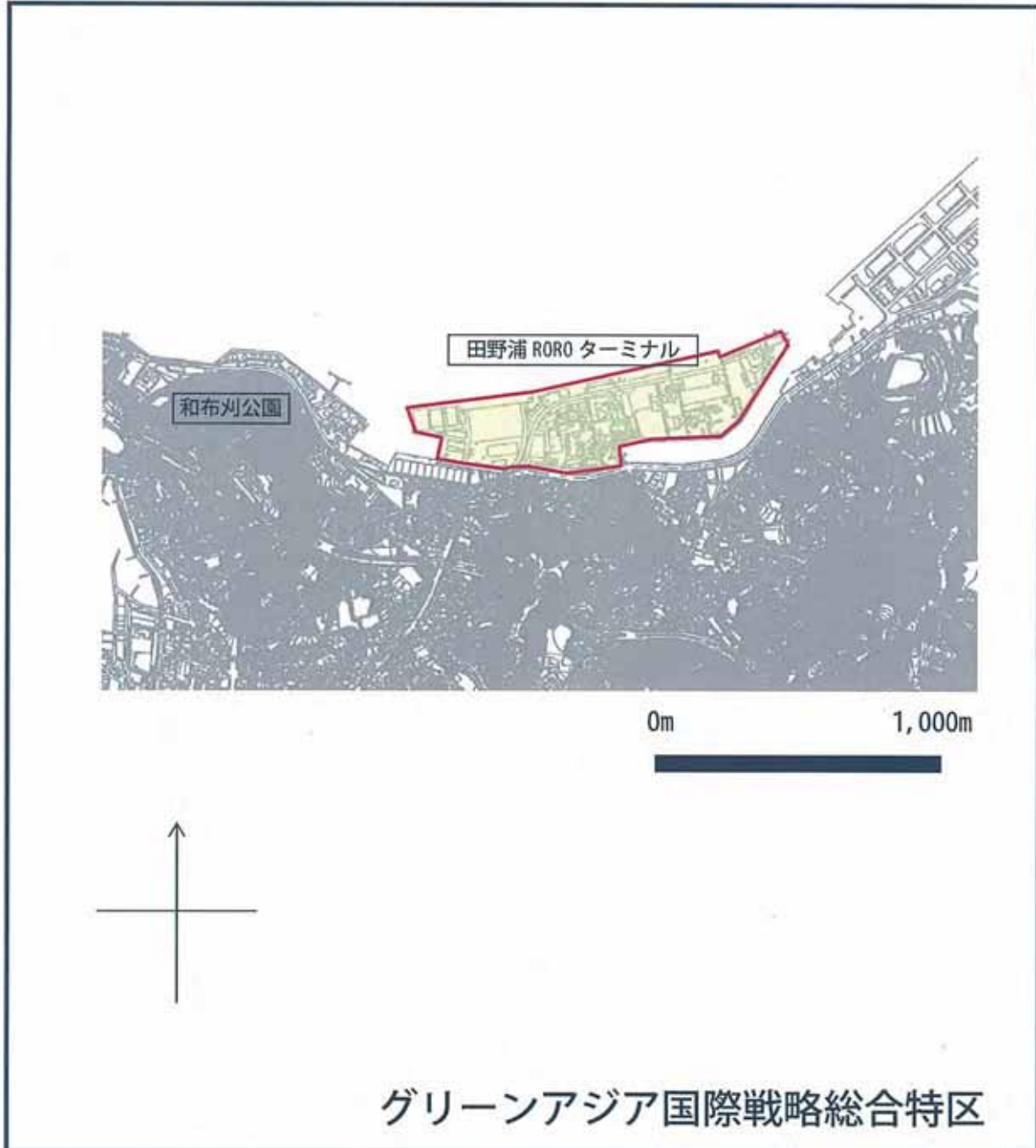
縮尺、方位、目標となる及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：北九州市門司区大里新町 11 番の一部、中町 6 番



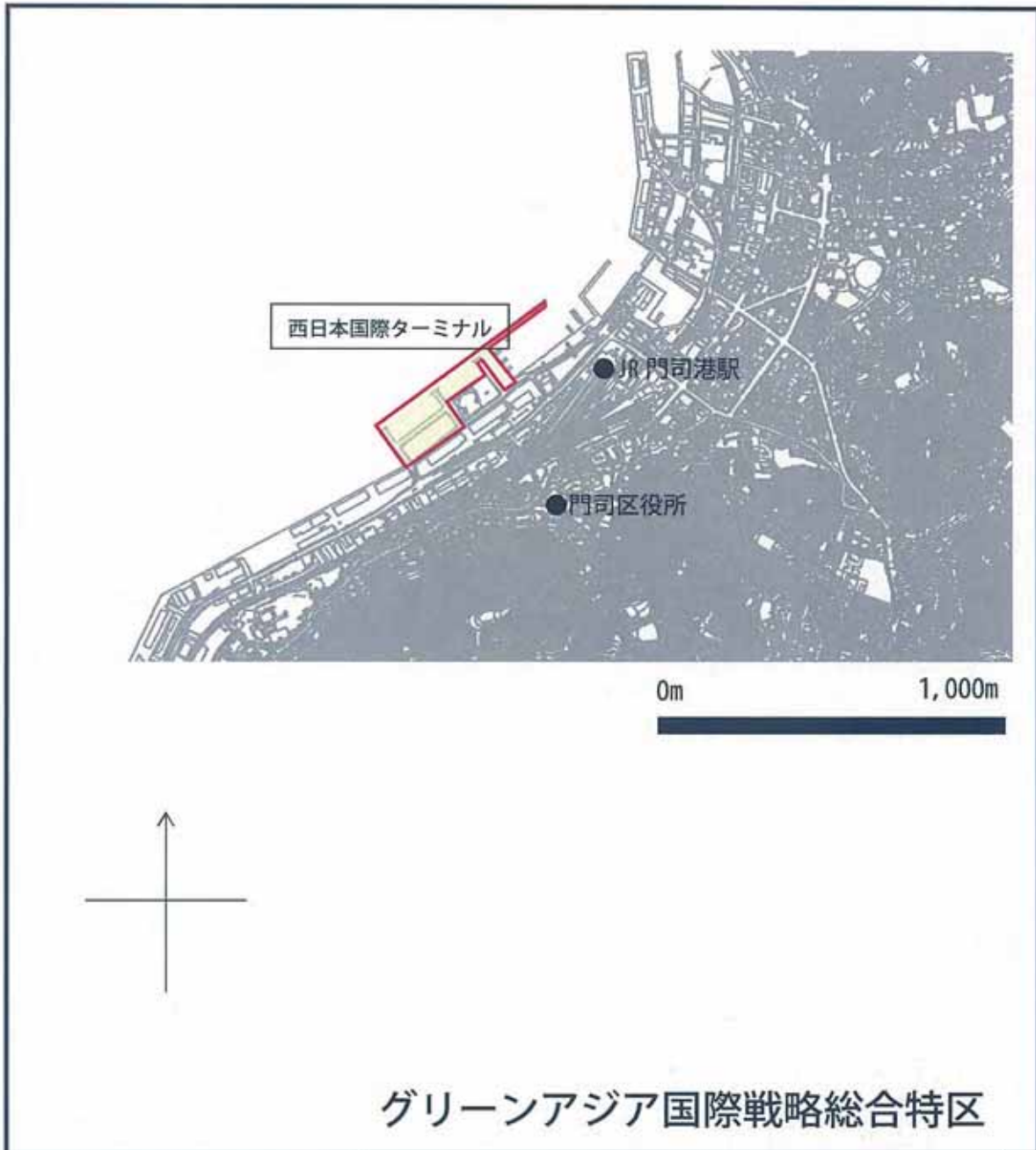
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：北九州市門司区田野浦海岸、新開 5 番



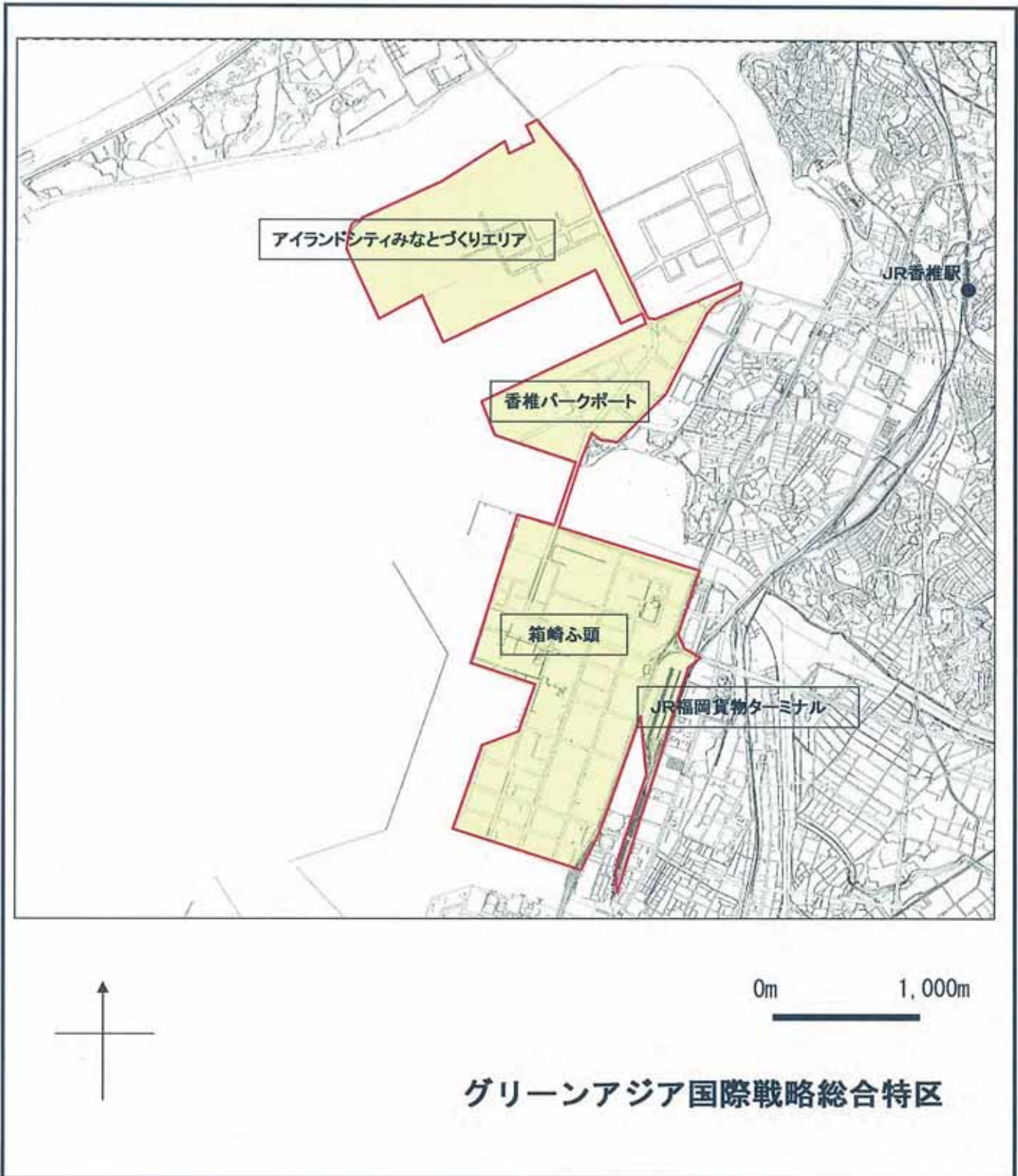
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：北九州市門司区西海岸1丁目3番の一部



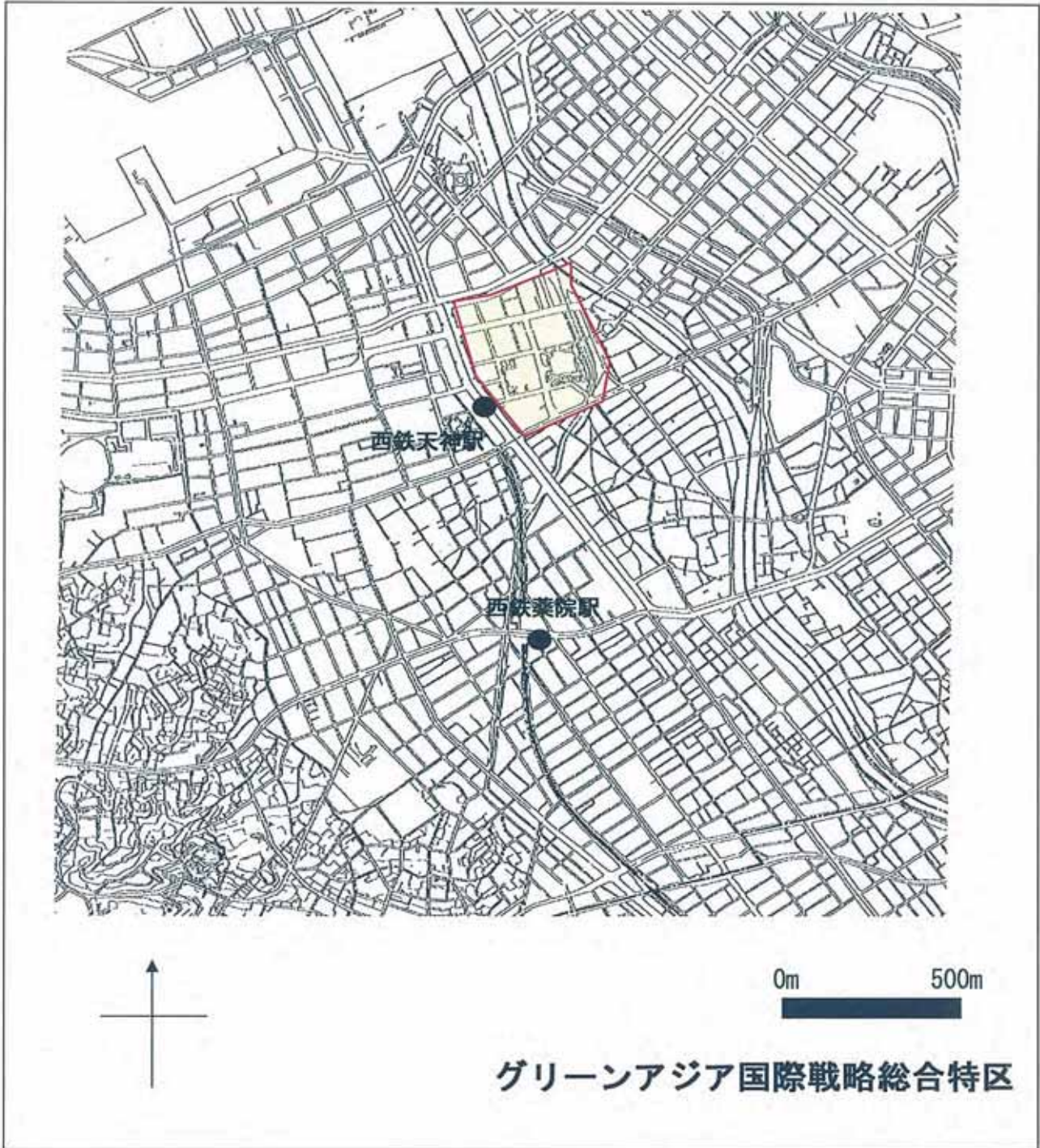
縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ◆ 区域の範囲：福岡市東区箱崎ふ頭1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目の区域
東区みなと香椎1丁目、2丁目、3丁目の区域
東区香椎浜ふ頭2丁目、3丁目、4丁目の区域の区域



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

◆ 区域の範囲：福岡県福岡市中央区天神1丁目の区域



国際戦略総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年 9月30日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 小川 洋 印

総合特別区域法第10条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、北九州市、福岡市の共同提案です。

国際戦略総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年 9月30日

内閣総理大臣 殿

北九州市長 北橋 健治 印

総合特別区域法第10条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、北九州市、福岡市の共同提案です。

国際戦略総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年 9月30日

内閣総理大臣 殿

福岡市長 高島 宗一郎 印

総合特別区域法第10条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

本提案は、福岡県、北九州市、福岡市の共同提案です。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

福岡県、北九州市、福岡市

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
【外国人招聘に係る手続きの簡素化】	新興国・途上国から行政職員や政府高官を日本へ招聘する際、入国ビザ申請の審査において、問合せや追加書類の提出などで発給までに時間がかかっており、急なビジネス案件などでの招聘の際、迅速な入国が困難となり、ビジネスに繋げる機会を逸する恐れがある。	環境ビジネスや水ビジネス関連で本市を訪れる行政関係者について、相手先の特定の海外都市と本市で、身元を保証する証明書を発行する協定を締結し、互いの市長名での身元保証書を発行・提出することで、入国ビザの即時発給を可能とするもの。	迅速・柔軟な入国手続きを確保することで、海外各都市に対する環境ビジネスや水ビジネスの展開について機動的な対応ができる。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開〕 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕	・外務省設置法第4条13号、第7条1項、第10条2項及び3項	外務省	○					
【二国間クレジットの推進のための税制優遇措置】	京都議定書に定められたクリーン開発メカニズム(CDM)では、日本の技術で途上国において温室効果ガスの削減ができて、CDMの対象とならないケースも多い。日本では、二国間協力のもと、日本の最新技術を導入することで削減できた温室効果ガスの排出量を計測し、クレジット(排出削減量)を認定する「二国間クレジット制度」の確立を目指している。その際、CDM等で確立されていない手法で排出削減を行うため、企業には手法確立に係る経費等の負担が大きい。	企業にとっては、大学や研究機関、さらには現地企業等を活用して、排出削減手法を新たに検証するために多額の経費がかかる。その必要経費について、法人税の特別控除の対象とするもの。	日本の優れた技術による温室効果ガス削減効果が国際的に認知されるためには、日本企業が二国間クレジットを積極的に活用する必要がある、その取り組みを支援する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開〕		財務省 経済産業省・環境省		○				
【住宅の直流給電電圧の基準について】	現在、電力会社から供給されている電力は交流であり、所管する電気事業法やその関係省令などは、屋内のコンセントまで交流で送配電することを前提とした法律となっている。 一方で、家庭で利用する主な家電製品の内部は直流で駆動する仕組みとなっているものが多く、電気を製品内部で交流から直流に変換する必要がある、この変換時に電気エネルギーのロスが発生している。そこで、家電製品内での電気のロスをなくし、効率を上げるために、高圧直流給電での屋内送配電技術の研究開発が行われている。 しかし、現行法が前述のとおり、交流電力を想定したものであることから、実際に人が居住する住宅で高圧直流給電を実施する場合、「電気設備の技術基準の解釈」ならびに、「内線規定」で規定されている住宅の屋内電路の基準値(300V以下)を超える電圧(例えば300~400V程度)を使用することになる。現行制度は、電気エネルギー損失低下やエネルギーの高効率化につながるが見込まれる直流給電に対応していないため、民間事業者は、高圧直流給電システムの商品化や、人が居住する住宅で実証を行うことができない。	高圧直流給電住宅に対応する屋内電路の対地電圧及び使用電圧の基準(300V以上)を設けるもの。 また、直ぐに基準を設定するのが難しい場合、人が居住する住宅での実証を認めてもらい、実証結果を基準の設定に利用していただく。	太陽電池や蓄電池は直流で電力を供給するが、現状では電力会社に合わせて、電力を一旦交流に変換してから供給を行っている。東田では、これを主な家電製品が必要とする直流のまま供給し、変換による無駄な損失を削減しようという考え方に基づき、直流給電による低損失化を実証する。 本規制改革(基準の設置)により、高圧直流給電による省エネ住宅の基幹技術開発の支援、普及を促進し、直流給電機器、配電システムの低損失化や直流対応家電でのエネルギー高効率化など、将来の直流給電家電市場の創造を促進する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開〕	・電気設備に関する技術基準を定める省令第15条、56~59条 ・電気設備の技術基準の解釈第162条	経済産業省		○				

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
【蓄電池の系統連係基準の制定について】	蓄電池は、充放電を行う電気工作物であり、発電設備と同様に電気を出力することができるが、充放電の効率が低かったこともあり、電気事業法に記載されている発電設備のように系統と連係させて利用することは想定されておらず、法律による基準（蓄電池を系統につなぐ際の基準）が定められていない。一方で、技術開発の進展により、大容量で高効率な蓄電池が開発されてきており、スマートグリッドの構築において、エリアにおけるエネルギー融通、効率的な利用を行うためには、系統と連係する蓄電池が必要になってくる。 現行では、蓄電池を電力系統に接続して、蓄電、逆潮流を行うおとした場合、系統を所管する電力会社と協議を行うことが一般的であるが、蓄電池の系統連係に関する法律の基準が明確でないことから、協議等に非常に時間を要してしまう。	電気事業法あるいは関連省令に蓄電池を系統連係するための基準を定めるもの。	スマートグリッドにおいては、蓄電池を電力系統に繋げ、電力余剰時に蓄電することと、電力不足時に逆潮流を行うことが、系統内の電力の安定化や再生可能エネルギーの有効利用の観点から非常に重要である。本規制改革で蓄電池の系統連係の基準を定めることにより、蓄電池の導入が促進される。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開〕	・電気事業法施行規則第48条第4項	経済産業省	○					
【EV充電設備を設置する際の「一需要家一契約」の規制改革】	既に電力の供給を受けている（契約を行っている）敷地に、EV充電器を新たに設置する場合、EV充電器専用で一系統契約できれば、低圧電力での契約（同一敷地内に2契約）で充電器が利用できるが、現行では、一需要家一契約のため、電力の契約（1契約）を分岐することとなり、低圧では充電器に必要な容量が足りず、高圧電力での契約に変更する必要があるが生じる。高圧電力での契約の場合は、高圧受電設備に変更する設備投資※が必要となるため、EV充電器の普及の支障となっている。 ※例えばコンビニエンスストアの駐車場にEV充電器を新たに設置するとき、低圧電力から高圧電力への契約変更に伴い、高圧受電設備に変更する設備投資（300万円程度）が必要となる。	スマートコミュニティ事業エリア内にEV充電設備を設置する際、設置者が、EV充電設備の設置に限り、電気事業法の一需要家一契約の規制について、一需要家二契約を選択できるような規制の特例措置を行い、従前の受電設備が引続き使用できるようにするもの。	二系統の契約が選択できるようになることで、高圧受電設備の設置を不要とし、設置コストを軽減することで、EV充電器の導入を支援する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開〕	・電気事業法施行規則第2条の2第2項	経済産業省	○					
【「太陽光発電装置」及び「蓄電池」を設置する場合の建ぺい率等の特例措置】	需要家が太陽光発電設備や蓄電池を設置する際、その設備の形状によっては、建築物とみなされる場合がある。既存の建物によっては、建ぺい率や容積率に余裕がない場合、それら再生可能エネルギーを導入する設備の設置ができないため、創エネルギー、エネルギー融通が進まない懸念がある。 ※ 現行の建ぺい率・容積率（東田地区） 建ぺい率／容積率＝ 80/400.80/200.60/200	事業エリア内で「太陽光発電装置」及び「蓄電池」を設置する場合、当該装置が建築物にあたる場合でも、建築基準法の建ぺい率や容積率の計算対象には含めないとするもの。	太陽光発電装置、蓄電池の設置に係るインセンティブ導入により、東田地区での設置が促進され、再生可能エネルギーの導入や有効活用が促進される。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開〕	・建築基準法第52.53条	国土交通省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
【電力の自由化(小売自由化範囲の拡大)】	電力小売自由化については、平成12年から順次撤廃され、平成17年4月から特別高圧または高圧受電で、契約電力が50kW以上の需要が自由化の対象となっている。 しかし、コンビニ等に小口で売電することは認められていないため、地区内で電力を売買し、地区毎にスマートコミュニティを完結することができない。	電力小売自由化の範囲をコンビニや小規模工場等のより小さな需要家に対して広げ、地区内での電力の発電と消費のバランスが可能となるようにするもの。	市街地において、コミュニティ内の電力を融通し、スマートグリッドの技術を確立するためには、各住宅が省エネすることで余った電力を比較的電力消費の大きな施設へ売電することが効果的である。このためには、より小さな契約電力需要家に対しても小売自由化を認める必要がある。 また、省エネした電力を売電することが可能になることで、スマートグリッドの普及が促進される。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心にした環境ビジネスのアジア展開〕	電機事業法施行規則第2条の2 第1項 (電気の使用者の需要規模)	経済産業省	○					
【特定地区の住宅用太陽光発電電力の全量買い取り】	「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に際し、具体的な制度イメージとして、「住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブの向上等の観点から例外的に現在の余剰買取を基本とし、今後具体的な方法について検討する」とされている。 しかし、一定地区に集中的に住宅用太陽光発電の設置を促すためには、余剰買取ではなく全量買取という強いインセンティブが必要である。	スマートコミュニティの実証を行うための特区指定を受けた地区については、住宅用太陽光発電の電力について全量買取とし、太陽光発電設備設置を強力に促進するもの。	スマートコミュニティ地区内での住宅用太陽光発電装置設置を強力に促進するためには、他の地区と異なる全量買取というインセンティブが必要である。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心にした環境ビジネスのアジア展開〕	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	経済産業省	○					
【道路・公園等の占有許可物件に太陽光・風力等の再生可能エネルギー発電装置を追加】 〔スマートコミュニティ創造事業〕	設置することが出来る物件・工作物等が限定されている。	道路・公園等に太陽光・風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の設置を可能にする。	スマートコミュニティ(エネルギーの地産地消)実現のためには、再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、そのため、道路・公園等の公共空間を有効活用し、太陽光・風力発電設備等の導入を促進する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心にした環境ビジネスのアジア展開〕	道路法第32条・道路法施行令第7条 都市公園法第7条・都市公園法施行令第12条	国土交通省	○					
【次世代型超小型モビリティの走行】 〔スマートコミュニティ創造事業〕	超小型モビリティ(搭乗型移動支援ロボット)については、自動車又は原動機付き自転車に該当し、歩道を走行することが出来ず、また、車両の安全基準に適合していなければ、歩道以外の公道も走行することが出来ない。	安全性など一定の要件を満たす超小型モビリティ(搭乗型移動支援ロボット)について公道(歩道・車道の両方を含む。)での走行を可能とするもの。	低炭素型まちづくりにおけるCO2排出の少ない新たな交通手段としてその導入を促進する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心にした環境ビジネスのアジア展開〕	道路運送車両法第2条、第40条、第41条	国土交通省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
【法人税の特例措置】	日本の法人税の実効税率は現行では約40%であり、アジア諸国・地域との差は15%程度に拡大している。 現在の日本の低い立地競争力では、特区推進を主導する産業集積を図り、国際競争力を持つ拠点の形成は困難。	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品の開発生産を行うため、特区内において対象事業の用に供する一定の投資を行う企業に対して、法人税の特例を認め、地方税分と併せた実効税率をアジア標準(25%程度)まで引き下げたもの。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化するためには、環境配慮型の高機能・高コストパフォーマンス製品のR&Dから量産までの一貫した拠点を整備する必要があり、それを実効ならしめるための法人税の特例措置が不可欠なため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	法人税法第66条 租税特別措置法第42条の3の2 地方税法第72条の24の7	財務省		○				
【外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留資格の緩和】	現在、外国人技術者や研究者の在留資格は5年であり、在留資格更新の際、多くの書類の提出が求められている。また、原則、代理手続は認められておらず、技術者等の負担となっている。	民間企業で製品・技術開発及び技術サポート人材として働いている外国人技術者(研究者を含む)及び家族の在留期間上限を10年に拡充するもの。	県内企業では、アジアへ輸出した高機能製品の技術サポート拠点を技術流出の問題もあり、現地ではなく国内に置いており、今後、アジアへの輸出を拡大するためにそのサポート体制を強化していく方針である。その際に、アジア地域からの技術者や留学生の雇用を予定しており、外国人技術者の在留資格の緩和を求めるものである。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	出入国管理法及び難民認定法第2条	法務省 入国管理局		○				
【建築基準法の規制改革】	高さが60mを越える風力発電施設は、人が居住する超高層ビルと同じ耐震審査が課せられ、建築確認の申請に合わせ、指定性能評価機関による評価と大臣認定を受ける必要がある。 本事業では、風力発電施設の実証を計画している。北九州市警備地区の実証計画地は、陸上においては民家等が近隣に無く、人や車の進入を制限することも可能な地域である。(洋上でも実証機整備も行うこととしている。) 風車実証機について、高層ビルと同等の審査基準を適用することは、建築確認申請の審査期間等の問題から、迅速に実証を行うための負担となっている。	・製造拠点区域内において、陸上で風車実証機を設置する場合は、人や車の進入や建築物の建設制限により安全を確保することで、風車実証機の確認申請については、指定性能評価機関による評価と大臣認定を受けることなく設置できるよう、規制の特例措置を行うもの。 ・洋上で風車実証機を設置する場合は、陸上と比較して人の進入は制限できるものの、船舶等に対して配慮を要す。また、地震や風といったものの他、波の影響を大きく受けることとなるため、今後の洋上実証結果をもとに整備される安全基準や設計ガイドライン等を踏まえて、建築に係る確認申請については港湾管理者が一元的に許可を与えるもの。	製造拠点区域における風車の実証機の設置に際しては、建築確認の申請手続きを簡素化することで、事業者の負担を軽減し、風力発電の実証を支援する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	・建築基準法第6条1項、20条1項 ・建築基準法施行令第138条2項	国土交通省		○				
【70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備】	35MPa水素スタンドに係る法整備は2005年に実施され、これにより、35MPa水素スタンドの市街地への設置、ガソリンスタンドとの併設等が可能となった。(例示基準は、2010年12月8日施行済み)70MPa水素スタンドの法整備のための技術検討は終了し、改正案を規制当局へ提出済み(2010年3月)	燃料電池車の水素充填圧力は35MPaから70MPaに移行しつつあるが、70MPa燃料電池車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る法整備がなされておらず、市街地に70MPa水素スタンドを建設することができない。 そこで、70MPa水素スタンドに係る法整備を実施する。	市街地に水素スタンドを建設するためには、詳細な安全上の技術内容が規定された例示基準の整備が必要であるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 第7条の3、例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院保安課						○

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
【保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告知での指定】	2005年4月の「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」において経産省から水素スタンドの保安検査に関し、「検査項目のうちメンテナンスコストの大きい、耐圧性能・強度に係る検査を、外部からの目視及び非破壊検査のみとし、検査内容の簡略化を図った」との報告があったが、現状では、実現に至っていない。	水素スタンドには年1回の保安検査が義務付けられており、その中で、蓄圧器の開放検査(目視による内面観察と非破壊検査)を行うことが定められている。開放検査による休業期間に係る検査を、外部からの目視及び非破壊検査の大きな負担となっている。また、非破壊検査も大きな負担となっている。このため、安全を担保しつつ、適切な検査方法を定める必要がある。	安全を担保しつつ、適切な検査方法を定めることにより、検査による連続10日間の休業が不要となり、ユーザー利便性が向上、メンテナンスコストが削減できるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 第82条第3項 高圧ガス保安協会の定期自主検査指針の発効	経済産業省 原子力・安全保安院保安課						○
【圧縮水素運送自動車用複合容器の最高充填圧力引き上げ(35Mpa→45Mpa)のための例示基準の改正】	圧縮水素輸送自動車(水素トレーラー)用の複合容器は、高圧ガス保安法容器規則の例示基準(JIGA-T-S)に技術上の基準が定められており、最高充填圧力は35MPa、内容量360L以下に限られている。	圧縮水素輸送自動車(水素トレーラー)用容器として使用するCFRP製複合容器について、現状、使用可能上限圧力が35MPaに制限されているが、これを45MPaとする。これにより、一度に輸送可能な水素ガスを増加させ、水素ステーションの運用性向上と水素運搬効率向上をはかる。	圧縮水素運送自動車(水素トレーラー)用複合容器の使用可能上限圧を35Mpa→45Mpaとすることで、輸送可能な水素ガス量が増加し、水素輸送効率向上を図るため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	容器保安規則第37条 容器保安規則細目告示 第32条及び例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院保安課						○
【圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁(ガラス球式)を追加するための付属品の例示基準の改正】	現在、安全弁の方式については、溶栓式のみが認められているが、使用圧力が35MPaを超える場合、溶栓式では長期信頼性の観点から対応が難しい。	安全弁として、溶栓式安全弁に加え、高圧への対応性に優れた熱作動式安全弁を使用可能とする。	安全弁の方式については、使用圧力が35Mpaを超える場合、溶栓式では長期信頼性の観点から対応が難しいことから、熱作動式安全弁(ガラス球式)を加える必要があるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	容器保安規則 第37条 容器保安規則細目告示 第32条及び例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院保安課						○
【圧縮水素運送自動車用複合容器・付属品に対する刻印方式の特例の創設】	圧縮水素輸送自動車(水素トレーラー)用の複合容器及び付属品再検査済の証明として、必要事項を打刻したアルミニウム箔等の貼付は認められていない	容器及び付属品再検査時の刻印に代る措置として、必要事項を打刻した証票貼付を可能とする。	複合容器には、刻印できるスペースがほとんど無いため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	容器保安規則 第37条 容器保安規則細目告示 第32条及び例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院保安課						○

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
【水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制の合理化】	ガソリンスタンド併設型水素スタンドは、消防法上は、給油取扱所の位置づけである。給油取扱所には、給油設備(ガソリンディスペンサー)周囲に間口10m以上、奥行6m以上の給油空地を設ける必要があるが、水素ディスペンサーを給油空地内に設置することは禁止されている。	消防法で規定される給油設備レイアウト上の給油空地規制を緩和し、水素ディスペンサーとガソリンディスペンサーの並列設置を可能とする。	ガソリンスタンドと水素ディスペンサーを並列設置を可能とし、ガソリンスタンド併設型スタンドの敷地の有効利用を図るため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	消防法危険物の規制に関する規則 第27条	総務省消防庁予防課	○					
【セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容】	国内のガソリンセルフスタンドでは、有人監視の元、一般ドライバーによるセルフ給油作業が可能となっており、スタンド運営コストの低減に寄与している。一方、水素スタンドでは、有人監視下であっても、一般のドライバーが充填を行うことは認められていない。	ガソリンセルフスタンドと同レベルの安全管理体制を整備し、充填設備についても十分な安全性を確保した上で、有資格者の監視のもと、水素スタンドにおいて一般ドライバーによる水素ガス充填(セルフ充填)を可能にする。 最終的には、セルフガソリンスタンドとセルフ水素スタンドの併設を可能とする。	ガソリンスタンド内に併設した水素供給設備において、ドライバーによる水素ガス充填が認められれば、スタンドのランニングコスト低減に寄与し、普及初期段階におけるスタンド整備が容易となるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 第7条の3、別表第3、63条、第64条、例示基準 消防法危険物の規則に関する政令 第17条 消防法危険物の規則に関する規則 第27条の5	経済産業省 原子力・安全保安院保安課 総務省 消防庁 予防課	○					
【水素ディスペンサー周辺の防爆ゾーン基準の明確化】	水素スタンド内の電気設備は、労働安全衛生法に基づく防爆指針に従うことが求められているが、水素ディスペンサーから8m以内においては一律に電気設備に防爆構造を求めており、過剰な規制となっている。一方、水素スタンド内の電気設備を全て火気とみなし、水素ディスペンサーから8m以内に火気の設置を認めていない。 このため、全ての機器で防爆構造のものを使用する必要があり、ガソリンスタンドと同様のタッチパネルやクレジットカード機器等が設置できない。	現状、水素スタンド内に設置する電気機器への水素ガス流入防止に関する基準がないため、水素スタンド全域で防爆対策を施した電気設備が必要である。 工場電気防爆指針では、可燃性ガスを発生する機器の周囲の一定範囲を危険場所とする方法を例示しており、これに従って、水素スタンドの危険場所を明確にし、適切な防爆機器等を選定できるようにする。	商用運用を想定した水素スタンド内の電気設備とディスペンサーの配置や部位ごとの詳細な危険ゾーンに関する検討は、これまで行われておらず、ディスペンサー周辺全体を第2危険箇所として設置機器の防爆構造と選定されており、コスト増の要因となっているため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院保安課	○					
【公道でのガス欠対応のための充填場所の確保】	公道上でのFCVへの水素充填は、現行法では移動式(高圧ガス)製造設備を用いて充填可能であるが、少量の水素(10m3程度)であったとしても以下の制約があり、緊急時のガス欠対応ができない。 ・充填設備は第2種(処理能力30立メートル未満)に該当し、充填の際には、火気を取り扱う場所などから5m以内で行わないこと。 ・FCVへの充填作業については、第1種製造事業所内もしくは都道府県知事に届出た場所においてしか行えない。	FCV普及時を考えると、FCVにおいても、現在のガソリン車と同様の比率で路上でのガス欠が想定される。(JAFロードサービスの20%はガス欠)ガス欠による立ち往生への対処として、レスキュー目的に限定し、公道上でのFCVへの充填作業が可能となるような必要な措置を検討する。	ガス欠による立ち往生への対処としては、現在のガソリン車同様、公道上でFCVに緊急充填する方法が最も適切であり、当該作業が可能となるよう、技術基準を明確化し、法令見直しを行うことが必要であるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 第8条、第12条、例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院保安課	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分						
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他		
	【CNGスタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和】	現行の規定では、CNGスタンドと水素ステーションを併設する場合6m以上の距離確保が義務付けられている。このため、既存のスタンド内に併設することが困難であり、多大な設備投資が必要となっている。	現状の法規では、水素スタンドからCNGスタンドに対しては6mの設備間距離を設けることが求められており、緩和措置が無い。 CNGスタンドに水素スタンドを併設させることで、収益が出せない普及初期の整備を進めることが重要であり、距離規定があることで併設可能なCNGスタンドが3分の1程度に縮減される。	6mの距離が不要となることから、スタンド敷地の有効利用が図れるとともに、事務所社屋など既設設備の共有化ができ、コスト削減が可能となるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 第7条、第7条の2	経済産業省 原子力・安全保安院 保安課	○					
	【市街地における水素保有量の増加】	現在、用途地域ごとに水素貯蔵量が定められており、商業地域や準工業地域では水素スタンドで貯蔵すべき水素量の最低ラインである7000Nm ³ を貯蔵することができない。	建築基準法では、地域毎に水素貯蔵量の上限が定められており、主要なスタンド建設地となる市街地では、事業を成立させるに十分な量の水素を貯蔵できない。 2010年度内に上限を超える場合の技術的上限が発行されることになっているが、個別に公聴会及び自治体による建築審査会が必要であり、計画的な普及が困難。 市街地での商用水素スタンド事業が成立可能となるよう、高圧ガス保安法の省令で安全性が確保されている水素スタンドにおいては、貯蔵量の上限を撤廃する。	水素スタンドで貯蔵すべき水素量は最低7000Nm ³ 必要となる。用途地域ごとに水素貯蔵量が定められており、商業地域や準工業地域ではそれぞれ700Nm ³ 及び3500Nm ³ と上限値が規定されており、両地域における水素供給事業は成立していないため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	建築基準法施行令 第130条の9	国土交通省 住宅局 建築指導課	○					
	【設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続きの簡略化】	日本では、欧米に比較してより大きな設計係数を採用しており、配管・パイプの肉厚化・大型化するため高コスト化するうえ、3分間充填等の水素スタンドとしての要求性能を満たしていない。また、国内の技術開発を阻害するとともに、スタンドの建設コスト低減の障害となっている。	日本では、欧米に比較してより大きな設計係数を採用、以下の問題が生じている。 ・配管・バルブ等が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性能が出ない ・海外製品を輸入して使用することが困難 ・水素スタンド建設コスト低減が難しい そこで、欧米並みの設計係数にて水素スタンドを建設できるよう、省令・例示基準等の見直しを図る。	日本では、欧米に比較して大きな設計係数採用しており、配管・パイプの肉厚化・大型化するため高コスト化するうえ、3分間充填等の水素スタンドとしての要求性能を満たしていない。また、国内の技術開発を阻害するとともに、スタンドの建設コスト低減の障害となっているため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 第6条 特定設備検査規則 第14条、例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院 保安課	○					
	【例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大】	70MPa水素スタンドにおいて配管として使用することができる鋼材は、SUS316L(ステンレスの一種)に限定されている。 SUS316Lは水素脆化に対する耐性は優れているが、強度が低いため、配管・バルブ類が厚肉化・大型化する等の問題が発生している。	水素スタンドで使用可能な鋼材は、現状、極めて限定されており、以下の問題が生じている。 ・配管・バルブ類が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性能が出ない ・海外製品を輸入して使用することが困難 ・水素スタンド建設コスト低減が難しい そこで、使用可能な鋼材の拡大をはかる。	国内では水素スタンドで使用可能な鋼材としては、SUS316Lしかなく、配管、バルブ類が厚肉化・大型化・高コスト化するうえ、内径が細かくなり必要流量が確保できず、3分間充填の要求性能を満たせない。 国内で水素スタンド関連の技術開発において、海外製品を用いた実証研究や国際標準化対応等を推進する際の阻害要因となっているため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 例示基準 特定設備検査規則	経済産業省 原子力・安全保安院 保安課	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分						
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他		
	【水素スタンド蓄圧機への複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化】	蓄圧器としての複合容器は、高圧ガス保安法の特定設備検査規則においては想定されておらず、蓄圧機としての複合容器に関する規定がない。 従って、現行法規下では、複合容器を蓄圧器として使用できない。	70MPa水素スタンドでは、肉厚となる鋼製蓄圧器の使用が大幅なコストアップ要因の一つ。海外では、複合容器を蓄圧器として利用し、コストを低減している。 しかしながら、現行の高圧ガス保安法では、鋼製の蓄圧器のみが規定されており、複合容器を蓄圧器として利用することは認められていない。 そこで、必要な法整備及び技術基準の策定を行い、複合容器を蓄圧器として利用することを可能とする。	70MPaの充填対応スタンドでは、蓄圧機に35MPaスタンドと同様の鋼製容器を用いると大幅な肉厚化による重量増とコストアップが大きな課題となる。 複合容器は鋼製容器により大幅に軽量化が可能であり、水素ステーション建設コスト低減になるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	容器保安規則 例示基準整備	経済産業省 原子力・安全保安院保安課	○					
	【公道とディスプレイとの距離に係る障壁等の代替措置の創設】	現在、高圧ガス保安法により、高圧ガス設備と近接施設の距離やディスプレイと公道の距離等に制限が設けられている。 ホテル、学校等との距離については17cm以上、住居等との距離については12cm以上、ディスプレイと公道との距離については6cm以上離れていなければならないという規制が設けられている。 また、特に「ディスプレイ～公道間の距離」のみについては障壁等による代替措置が認められておらず、ガソリンスタンドに併設する際のレイアウト上の大きな障壁になっている。	これまで高圧ガス保安法の省令の改正により、水素スタンドについて保安距離短縮などの見直しが行われてきた。 しかしながら、以下の理由から、一層の保安距離の短縮を実現したい。 ・土地代減額によるスタンドコスト(固定費)の抑制 ・用地選定の容易化 ・ガソリンスタンド等との併設の容易化 ディスプレイと公道の距離を、現行の6mから4m(ガソリンスタンド並み)に短縮。	保安距離を短縮することや、障壁等による代替措置を認めることにより、レイアウト上の障害を軽減し、コスト低下や用地選定の容易化を図り、水素スタンドを増設するため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	一般高圧ガス保安規則 第7条の3、例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院保安課	○					
	【フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正】	現在の容器則(車の燃料容器の基準を規定)では、FCVの燃料容器の最高充填圧力は70MPa(35°C)となることから、これ以上の圧力では充填できない。 現在の一般則(スタンド側の基準を規定)においても、最高充填圧力以上の充填はできない。	FCVの高圧水素容器への水素のフル充電に関する日本の基準は、海外に比べて理論上最大15%程度水素の充填量が少なくなり、FCVの満タン航続距離が短い。 国際基準調和を図るべく容器保安規則の見直しを実施し、燃料電池自動車への海外並の水素充填を可能にする。 また、容器則(車側)見直しにあわせて、一般則(スタンド側)の見直しを進め、既存実験データにより安全が担保される範囲内で、充填圧力を引き上げる。	国内においても海外並の87.5MPaフル充填が実現可能とするには、FCVの燃料タンク用高圧容器に係る容器則及び例示基準の改正が必要であるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	高圧ガス保安法容器則 定義の見直し 一般高圧ガス保安規則 第7条の3、例示基準	経済産業省 原子力・安全保安院保安課	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	<p>【国等研究開発の委託又は補助を受けた研究開発資産の耐用年数の短縮と対象の追加】</p> <p>①国等の研究開発委託事業の場合、研究開発終了後、有償譲渡が原則となっている補助制度が多く、有償譲渡での買取価格は残存簿価が基準となっている。研究開発資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(別表6)」により定められている。 国等の補助事業によって研究開発資産を取得した場合の耐用年数も、同様の取扱いとなっている。 これらの買取価格が中小企業にとっては負担となっており、国等研究開発事業への応募を躊躇する要因となっている。 具体的には、2年間の補助事業で、4,000万円の機械装置を1年かけて据付けた場合、補助終了時点での残存簿価(買取価格)は3,100万円となり、中小企業にとっては負担が大きい。 ②研究開発に供せられる建物は、あくまで特殊室にするために特に施工した内部造作または建物付随の部分だけが研究開発資産として認められており、それ以外の建物部分は研究用ではなく通常の減価償却となっている。</p>	<p>①国等の研究開発委託または補助事業で取得した資産については、耐用年数を補助の期間に短縮するもの。 ②研究開発に供せられる建物については、通常の減価償却資産ではなく研究開発資産として適用できるよう対象を追加するもの。</p>	<p>耐用年数を短縮し、研究開発の対象資産を追加することで、中小企業の負担を軽減し、環境関連の研究開発を図る。</p>	<p>アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕 〔循環型社会システムの構築と資源確保〕</p>	<p>地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕 〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕</p>	<p>・減価償却資産の耐用年数等に関する省令(別表6)</p>	財務省	○				
<p>【研究開発税制の充実】</p>	<p><現行の時限措置> 企業が支出する「試験研究費」の一定割合を法人税(事業所得に係る所得税額)から控除。 控除額は、本体部分※1(総額型)と、上乗せ部分※2(増加型又は高水準型)を合算。ただし、それぞれ、法人税額(事業所得に係る所得税額)の30%及び10%が上限。 ※1:本体部分の控除額は原則20%。30%が適用されるのは、平成21年4月1日～平成23年6月30日までに開始する事業 ※2:上乗せ部分の適用は、平成24年3月末まで。 上記の措置は時限的なものであり、期限終了後、研究開発(環境関連)への投資が減少することが懸念される。</p>	<p>環境関連産業の振興につながる研究開発を促進、支援するため、研究開発税制の優遇措置(控除)を維持するもの。</p>	<p>環境関連産業におけるイノベーションを創出するためには、研究開発の促進が必要である。研究開発の環境を整備するためにも、現在の研究開発税制の優遇措置(控除)の維持を行うもの。</p>	<p>アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕 〔循環型社会システムの構築と資源確保〕</p>	<p>地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕 〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕</p>	財務省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
【廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革】	<p>現在、小型電子機器やリチウムイオン電池は資源として高い価値を有しているにも関わらず、一般ゴミまたは不燃ゴミとして各地方自治体で回収後、その多くは焼却処分が埋め立て処分となり、レアメタルが資源として回収されていない。</p> <p>小型電子機器からのレアメタルリサイクルを事業として確立するには、回収量の確保とともに、効率的な回収システムの構築が重要となり、市町村の垣根を越えた収集体制を整えることが必要となる。</p> <p>また、太陽光パネル(PV)についても、現在は回収スキームがなく、資源として利用されていないため、小型電子機器等と同様に収集体制の構築が必要である。</p> <p>しかし、廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に規定する広域認定制度を利用する場合、下記の問題があるため、リサイクルを事業として継続的に行うことが困難な状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収可能品目にデジタルカメラ等の小型電子機器及びPVが規定されていない ・自社製品を収集対象としているため、収集量が限られる 	<p>廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置※を以下の通り規制改革する。</p> <p>①デジタルカメラ等の小型電子機器、太陽光パネル(PV)を「広域認定制度」の対象品目に指定するもの</p> <p>②小型電子機器、PVとも、海外メーカーの製品も含め、自社以外の製品を幅広く収集できるようにするもの</p> <p>※廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置:廃棄物処理法第9条において、一般廃棄物の広域的処理制度に係る特例制度が規定されている。具体的には「広域認定制度」というもので、製造、加工、販売等の事業を行う者が、環境大臣の認定を受けて、自社の製品について、廃棄物となったものを広域的に回収し、製品原料等にリサイクル又は適正処理をする制度</p>	<p>広域認定制度の対象にデジタルカメラ等の小型電子機器や太陽光パネル(PV)を追加することで、効果的なレアメタル回収を含む3Rの仕組みを構築するとともに、資源リサイクル拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PVの汎用的な処理技術の確立と合わせたリサイクルの低コスト化、リサイクル拠点の形成等を促進することができ、リサイクル事業のビジネス化、競争力の強化を図る。 	<p>アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。</p> <p>〔循環型社会システムの構築と資源確保〕</p>	<p>地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。</p> <p>〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕</p>	<p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3</p> <p>・同施行規則第6条の13、第12条の12の8</p> <p>・平成15年11月28日環境省告示第131号(最終改正:平成20年10月9日環境省告示第75号)</p>	環境省	○				
【特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の規制改革】	<p>現在、使用済み小型電子機器や電子基盤を海外から輸入しようとする、鉛等の有害物質を含む可能性があるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)における特定有害廃棄物に該当するかを輸入者が証明する必要がある。特定有害廃棄物に該当する場合は、経済産業大臣へ輸入申請後、環境大臣へ写しが送付され、環境大臣が相手国(輸出国)や通過国の承認を得た上で、経済産業大臣により許可される流れとなっている。</p> <p>申請から許可までの期間が長期間に渡るため、輸入物の保管に要する経費が必要となるほか、原材料価格の国際変動リスクが拡大し、効率的な事業展開が難しい。</p> <p><現状> 申請期間:約8ヶ月 申請先:経済産業省</p>	<p>使用済み小型電子機器や電子基盤の輸入に関し、海外からの移動計画の通告、同意の回答、輸入移動書類の交付等手続きの簡素化及び申請・審査の権限移譲を行うことにより、申請から許可までの時間を短縮し、保管コストの低減と原材料価格の国際変動リスクの軽減を図るもの。</p> <p>○時間・期間の短縮幅 8ヶ月 → 1~2ヶ月程度</p>	<p>使用済み小型電子機器や電子基盤の輸入に関し、海外からの移動計画の通告、同意の回答、輸入移動書類の交付等手続きの簡素化及び申請・審査の権限移譲を行うことにより、申請から許可までの時間を短縮し、保管コストの低減と原材料価格の国際変動リスクの軽減を図ることで、機動的な事業展開を支援する。</p>	<p>アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。</p> <p>〔循環型社会システムの構築と資源確保〕</p>	<p>地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。</p> <p>〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕</p>	<p>・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)第8条第1項、2項、第10条第1項</p>	環境省	○				

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
【廃棄物の広域収集運搬および適正処理・リサイクルの義務化に向けた新たな制度検討】	<p>太陽光パネル(PV)は近年の急速な普及に伴い、大量廃棄が懸念される。</p> <p>将来的に適正・効率的なリサイクル体制の構築のためには、廃棄物の広域収集運搬を可能とする体制整備とともに、業界に対する適正処理・リサイクルの義務化および処理費用負担などの社会システムを含めた法整備が必要になるものと考えられる。</p> <p>○現在の回収方法・処理方法について</p> <p>PVの回収方法・処理方法についての明確な規定はなく、廃棄物として発生した場合は、主に産業廃棄物として処理されている。</p>	<p>太陽光パネル(PV)は現在普及段階であるが、将来的な大量廃棄に備えて、事業者、消費者、自治体などが廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化・再利用(リユース)の促進を図るため、資源有効利用促進法などにおいて、PVの再資源化を図る仕組みづくりを検討いただきたい。</p>	<p>太陽光パネル(PV)について、適正処理・リサイクルの義務化および処理費用負担などの社会システムを構築することにより、安定したリサイクル事業の運営が可能となる。</p> <p>また、リサイクルに関する技術開発、リサイクルシステムの確立を図る。</p>	<p>アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。</p> <p>〔循環型社会システムの構築と資源確保〕</p>	<p>地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。</p> <p>〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕</p>	<p>【類似制度】</p> <p>・資源有効利用促進法</p> <p>・家電リサイクル法</p>	<p>【類似制度】</p> <p>環境省</p>						○
【廃棄物の電子マニフェストシステムの報告期間の特例措置】	<p>(財)日本産業廃棄物情報処理センター電子マニフェストシステムでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬終了報告(収集運搬業者→情報処理センター) ・中間処理終了報告(中間処理業者→情報処理センター) ・2次マニフェスト情報登録(中間処理業者→情報処理センター) ・中間処理後の廃棄物の運搬終了報告(収集運搬業者→情報処理センター) <p>について、各々の処分終了日から3日以内に報告するようになっているが、土日等の休日を含み3日以内であるため、事業者にとって事務処理が負担となっている。</p>	<p>処分終了日から3日以内の報告期間に休日を含まないよう要件を緩和するもの。</p>	<p>リサイクルを行う企業の事務にかかる負担を軽減する。</p>	<p>アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。</p> <p>〔循環型社会システムの構築と資源確保〕</p>	<p>地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。</p> <p>〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕</p>	<p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の34</p>	<p>環境省</p>	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分						
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他		
【日中韓の輸送におけるシャーンの相互乗り入れ】 博多港	現在、日本と中国、韓国では、一部の特殊車両を除き、シャーンの公道での行き来ができず、国際RORO船や国際フェリーはコンテナの積替え作業が必要となっており、複合一貫輸送のメリットを活かせていない。博多港では貨物ターミナルとRORO船ターミナルは同一ふ頭内に近接しているにも関わらず、RORO船から貨物ターミナルへの輸送の障壁となっている。	事業者(総合特別区域法に基づく特定国際戦略事業を実施する者)を限定し、日中韓のシャーン相互乗り入れを求める。 ①箱崎ふ頭内(約1km余り)等のシャーンの通行を求める。 ②当該シャーンは、頻繁に短時間で行き来するため、特例申告貨物に係る特例申告を不要とする。 ③当該シャーンについて車庫証明に係る届出を不要とする。 ④当該シャーンについて自動車の検査・登録を不要とする。 ⑤当該シャーンに係る地方税(自動車税・自動車取得税)の軽減措置を図る。 ⑥当該シャーンに係る自賠責保険への加入を不要とする。	日中韓海陸一貫輸送のボトルネックになっているコンテナの積替え作業を解消し、リードタイムの削減、物流コストを低減し、国際RORO便の増便・航路拡大を推進する。なお、総合特区の申請に併せてROROターミナルの整備、道路整備を行い、安全面などに配慮する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕	・道路運送車両法第40～42条、第58条 ・道路法第47条 ・道路運送法第57条 ・国際道路交通条約 ・関税率法第19条の3 ・自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条、4条 ・地方税法第113条、114条、145条、151条 ・自動車損害賠償保障法第5条	国土交通省 警察庁 財務省 総務省						○	○
【日中韓の輸送におけるシャーン相互乗り入れ】 北九州港	現在、中国、韓国のシャーンが日本に乗り入れる場合、種々の障壁があり、シャーンの自由な行き来が進んでいない。 その結果、国際RORO船や国際フェリーはコンテナの積み替え作業が必要となっており、複合一貫輸送のメリットを十分に活かしていない。海外のシャーンが日本の公道を走る場合、 ①車庫法に基づき、自動車保有者は車庫を確保しなければならず、届出が必要となっている。 ②道路運送車両法に基づき、個別の検査・登録が必要となっており、自動車の構造・装置が安全基準に合致していることが必要である。 ③地方税法に基づき、自動車税・自動車取得税が課される。	北九州港と仁川等を結ぶ国際フェリー・RORO船航路において、ダブルナンバー制度によるシャーン相互乗り入れを先行的に実施する。 また、先行実施に当たって以下のことを求める。 ①使用の本拠が国内にないことを前提に、車庫証明に係る届出を不要とする。 ②自動車の検査・登録において、事前に書面(並行輸入自動車届出書、技術基準適合証明書等)による確認を行うなど事務の簡素化を図る。 ③使用の本拠が国内にないことを前提に、地方税(自動車税・自動車取得税)の軽減措置を図る。 ＜改正前後の比較＞ ・自動車税 7,500円＋最大積載量8トンを超える部分については、1トン毎に3,800円 → 0円 ・自動車取得税 取得価格の3% → 0%	ダブルナンバー制等の導入による、シャーン相互乗り入れを実現し、日中韓における海陸一環輸送の促進を図る。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕	・自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条、4条 ・道路運送車両法第40～42条、58条 ・地方税法第113条、114条、145条、151条	国土交通省 警察庁 総務省						○	○

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	【車上通関の実現】 通関申請において、現状では荷が車上のままでは行うことができず、一旦荷の積卸しをしなければならない。	(ICタグ・ウイングシャーシ等も活用して)、荷を車上に載せたままでの通関申請を可能とすることを求める。	積替作業が不要になることで、リードタイムの削減、物流コストの低減を可能にするため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕	関税法第30条、第67条の2	財務省	○					
	【東アジア海上高速物流網整備に対する税制支援】	RORO船を使って国際物流を行う事業者が整備する上屋や船舶に対して、特別償却・投資税額控除を行う。	東アジア海上高速物流網を形成する産業を集積させるため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕		国土交通省、財務省	○					
	【到着前洋上通関】	スピードと定時制というビジネスモデルであるRORO船の特性を、日本側の通関に要するリードタイムが阻害。本船到着と貨物引き取り開始時間のタイムラグを極力なくしたい	将来的に、現在4～5時間要している通関を、輸送中の洋上で申告し、許可まで得ることを可とすることを求める。	本船接岸前に許可されていることで、シャーシの相互乗り入れとコラボし、本船接岸、即、外部へ走行と内高船とそん色ないオペレーションが可能	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	関税法第67条の2	財務省	○					
	【特区到着前輸出通関許可】	顧客工場より移動中の輸出通関は特定輸出者のみ実行できるが、一般の事業者はできない	外航で輸送を行う前に、内港その他輸送手段での輸送中に輸出のための通関手続きを行うことを可とすることを将来的に求めていくもの。	本船への積載前に許可されていることで、シャーシの相互乗り入れとコラボし、CYへ搬入、即船積積載を行い、輸出に関わるリードタイムを削減する	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	関税法第67条の2	財務省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分								
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他				
	〔365日24時間体制の通関・検疫の実施と各国が要求する各種証明書の発行の実施〕	RORO本船入港が土・日・祝日になった場合は、検疫・食品申請等は審査受託のみ、検査は行っていない。	土・日・祝日に関わらず、本船到着日の通関・検疫の実施と各国が要求する各種証明書の発行の実施を求める。	生鮮植物(花卉)等の土曜日検疫・通関許可、日曜日のマーケットへの即投入等、これまで利用の少ない分野の企業を取り込み、大きな経済効果をもたらす。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往來を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕		財務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、							○	
	〔プログラム修了者のビザ取得要件の緩和〕	現在、日本へ入国する際は原則としては入国の度にビザを取得しなければならない。また、「APECビジネス数査査証」についても、対象企業が「本邦上場企業と恒常的な取引のある企業」となっている。このため、これから日本企業とビジネスパートナーシップを築くことを目的に参加しているアジア中小企業経営者交流プログラム参加者は対象外となっている。 ※「APECビジネス数査査証」とは、商用目的で日本への短期滞在を希望するAPECメンバー国・地域のビジネス関係者に対して最長有効期間5年、1回につき滞在期間90日を限度とする数査査証を発給するもの。	アジア中小企業経営者交流プログラム終了後、一定期間(5年程度)については、何度でも入国できるようにビザ要件を緩和すること	アジア中小企業経営者交流プログラムの成果をビジネスの成約という形で最大限発揮できるよう、プログラム後も持続的に経営者同士が交流できるような環境を整備するため	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往來を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕	外務省設置法	財務省 入国管理局							○	
	〔外国人の起業に対するビザ要件の緩和〕	日本において外国人が起業し、「投資・経営」ビザを取得する要件として、「2名以上の職員の雇用」もしくは「500万円以上の投資」が挙げられており、起業の障壁となっている。	外国人の起業に対する要件となる投資額を500万円から300万円に緩和する。	国内外の中小企業やベンチャー企業が活躍していくための取組を進めるうえで、外国人による起業を促進するため	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往來を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕	出入国管理法及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令									○
	以下、財政支援															
	〔社会資本整備総合交付金制度の拡充〕	現行制度では、下水道事業に必要な施設整備(処理場建設・管路整備・施設の維持管理など)や市民啓発に関わるもの(パンフレット作成など)のみ、国から交付金を受けることができる。しかし、水ビジネスの国際展開に関わる費用は、交付対象外となっている。	水ビジネス推進のために必要な機能(研究開発スペースやショーケース・環境学習施設など)の整備および海外での活動(事務費やセミナー開催等)に関わる経費)に要する費用を、交付対象として拡充するもの。	国の交付金を受けることで、海外でのセールスプロモーションをより活発に行うことができ、具体的な案件形成に繋がる可能性が高まる。また、海外水ビジネスを積極的に推進することによって、 ・日本の経済成長や活性化、人材育成 ・世界の水問題解決などの効果も得られる。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔都市環境インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした都市環境インフラビジネスのアジア展開〕	社会資本整備総合交付金	国土交通省								○

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分						
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他		
		本プロジェクトのうち、低炭素型まちづくりのショーケースを形成するため、スマートハウス等の住宅関連またはEVバス等の交通関連の各種実証事業の実施や低炭素化設備等の導入、また、環境・エネルギーの先端技術等の情報発信・環境学習事業に関する補助が必要	住宅(スマートハウス等)や交通関連の各種実証事業の実施や低炭素化設備等の導入、また、環境学習・情報発信事業を補助対象とする。	低炭素型まちづくりのショーケースを形成し、「住宅」「交通」「ライフスタイル」というハード・ソフトの両面で先進的な低炭素社会のあるべき姿を検証し、また、今後形成されるであろう低炭素型都市の将来像を提示することが出来る。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔環境都市インフラのパッケージによる展開〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開〕							○	
	【地域企業立地等事業補助金の支援期間の延長】	現在、同事業を活用し、金型、素材(めっき、ゴム、プラスチック)、設計開発の人材育成事業を実施中している。	現在の補助事業は最大3年間とされているが、現在の厳しい経済環境下で3年間での自立化を求めた場合、一時的に人材育成事業が停滞するおそれがあることから、事業の継続期間を5年間に延長することを求める。	アジアとの拠点間競争に打ち勝ち、より付加価値の高い製品をアジアに向けて輸出するためには、地場部品産業の高度人材を継続して育成していくことが不可欠。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	経済産業省 補助金(人材養成等支援事業)						○	
	【地域企業立地等事業補助金の事業対象の拡充(環境対応車を中心とした試作部品の試験・評価技術者人材育成の実施)】	現行制度は、誘致等対象産業のニーズを踏まえ、企業立地又は事業高度化につながる地域の人材養成、セミナー等を地域の教育機関や民間企業等を活用して行うものであり、自動車に関しては金型、素材、設計開発の人材育成を対象として認めている。しかし、今後ニーズの高まる試作部品等の試験・評価技術者育成については、対象となっていない。	地域企業立地促進等事業費補助金について、自動車の試作部品等の試験・評価技術者の人材育成を補助対象とすることを求める。 また、自動車部品の試験・評価は多種・多様なため、現行の補助対象経費に試験・評価技術者育成のための試験機器整備費を追加することを求める。	環境対応車の開発・生産拠点を構築するためには、地場企業新規部品の設計開発力が必要となる。このため、今後、試作部品等の試験・評価ができる人材を育成していく必要がある。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	経済産業省 補助金(人材養成等支援事業)						○	
	【水素先端科学基礎研究事業のphase II 事業の創設】	水素環境下での水素脆化による劣化メカニズムの解明、水素物性の測定等の基盤技術構築並びに既存材料の実運用可能性の見極め、規制見直し、使用材料拡大のためのデータ取得を目的として、NEDO「水素先端科学基礎研究事業(2006～2012、村上敬宜プロジェクトリーダー)」を実施中。 その成果として、高圧水素環境下での水素脆化の基本原理解などの科学的知見を得るとともに、高圧水素の粘性係数や熱伝導率測定、高圧水素中の材料試験やゴム製リングの寿命評価手法など各種試験・評価技術を確認し、水素材料強度・水素拡散・水素トライボ特性・水素物性についてのデータベース構築を進めた。これまでの研究成果を活かす国の支援メニューはない。	水素先端科学基礎研究事業はH2012年度までの事業であるが、これまでの研究成果を活かしさらに研究を進めるため、phase II(2013～2017)として新たに同様の事業として実施する。	水素先端科学基礎研究事業は2012年度までの事業であるが、phase II(2013～2017)として、FCVの2020年からの拡大に備えた超高圧の水素インフラを開発し世界のFCV産業をリードすること、エネルギー分散化に向けた低圧・大容量水素インフラ開発の技術基盤を確立することにより、技術立国日本として世界をリードすることが重要。このため、phase IIの中で信頼性・寿命・低コストを兼ね備えた材料及びそれらの標準評価法を開発する必要がある。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	経済産業省資源エネルギー庁						○	

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分						
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他		
	【水素ステーション整備におけるインシヤルコストへの支援制度の創設】	2015年の燃料電池自動車(FCV)市販開始に向け、水素供給事業者は2013年度から水素ステーションの先行整備を始めることとなっている。(2011年1月13日:自動車メーカー3社、水素供給事業者10社による共同声明) 現在、国(経済産業省、国土交通省他)において、ステーションコスト削減のための規制の見直し作業に着手されているが、規制見直し後においても、販売予定のFCVの高圧タンク(700気圧)に充填するためのステーション整備費は、膨大なインフラ整備コストが掛かる上、ビジネスリスクも大きい。	700気圧対応のステーション整備コストは、現在の規制見直し後においても、初期は高額な費用(3億6千万円)が掛かると積算されている。 ステーションビジネスが成立する時期は、2015年市販開始から10年後の2026年からの予測されており、2013年度からの先行整備期間はおそらくおさらである。 このため、先行整備を行う2013年度から5年間は、インシヤルコストの1/2補助を行い、以降2025年度までは1/3補助を実施。	2015年からの燃料電池自動車市販開始に向け、ステーションの整備を行う必要があるが、現行のガソリンスタンドに比して高額である上、ステーションビジネスが成立する2026年までの先行者不利益分を支援する必要がある。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省							
	【人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)の拡充】	新成長戦略で重点強化の対象となっている健康、環境分野等へ進出を目指す中小企業事業主が、新分野進出に必要な経営基盤の強化に資する専門的な知識や技術を有する者等を新たに雇い入れた場合に1人あたり140万円を助成している。 環境関連の研究開発を促進し、技術・製品の高度化・高付加価値化を図っていくためには、通常複数年かかる。そのため研究開発で人材を雇用しようとしても、助成期間が1年のため、中小企業にとっては人件費が負担となり、研究開発が行われないことが懸念される。	雇い入れの日の直後の賃金締切日の翌日から起算して1年の期間であるところを、低炭素化分野の研究開発者を雇用する場合は3年に期間延長するもの。	人件費を3年間助成することで、中小企業の低炭素化の新分野進出を支援する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔世界各国の環境ニーズに対応した製品の開発・生産〕 〔マーケティング・セールス機能の充実〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成〕	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)	厚生労働省						
	【希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業の拡充】	(独)新エネルギー・産業技術開発機構(NEDO)が公募した「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」に採択され、使用済み小型電子機器等からレアメタルを採取する事業化に取り組んでいる。(助成率 2/3) 希少資源の確保は国策であり、先行して事業化を行うにあたり、助成率についての拡充及び助成対象の見直し(建屋の建築工事が対象外)をお願いしたい。	現在、NEDOから採択された「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」について、①、②を行うもの。 ①助成率の拡充 ②助成対象の拡充 建屋の建築工事について、助成対象にするもの	レアメタルリサイクルの関する技術開発や設備投資に対する助成を拡充することにより、事業化を支援する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔循環型社会システムの構築と資源確保〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕	希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業	経済産業省						

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:福岡県、北九州市、福岡市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	【小型電子機器からのレアメタルリサイクルに関する新たな補助制度の創設】	小型電子機器からのレアメタルリサイクルを事業として確立するには、回収量の確保とともに、効率的な回収システムの構築が重要となり、市町村の垣根を越えた収集体制を整えることが必要となる。事業の初期段階では、回収量が不安定なことも予想され、物流コストが大きな負担となるが、現在、物流に対する補助メニューはない。	回収エリアが広範囲になるのに伴い、物流コストが増加するため、事業の初期段階においては、物流経費に対する補助を行うもの。	小型電子機器からのレアメタルリサイクルに関して、回収コスト(物流経費)に対する補助を行うことにより、事業化を支援する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔循環型社会システムの構築と資源確保〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕				○		
	【太陽光発電システム次世代高性能技術の開発事業の拡充】	(独)新エネルギー・産業技術開発機構(NEDO)が公募した「太陽光発電システム次世代高性能技術開発プロジェクト」に採択され、PV(太陽光パネル)の汎用リサイクル処理方法の技術開発に取り組んでいる。(事業期間H24年度まで) しかし、現在のNEDOの採択事業での基盤技術を生かし、実用化を想定した実証プラントを設置した社会実験を行うためには、事業期間、対象経費(建屋等が対象経費として認められない)等の変更が必要となる。	現在、NEDOに採択されている事業を拡充し、実証モデルプラント導入に必要な内容を追加するもの。 ・実証モデルプラント導入に関する経費(建屋等の土木建築工事費など)の対象経費の追加 ・実証モデルプラントの事業実施期間中の維持管理費(土地代、人件費、光熱費ほか)の経費補助 ・研究開発期間 平成27年度までの延長	実証モデルプラントでの実証を行うことにより、PVリサイクルの技術開発からリサイクルの社会システムまでを含めた研究開発成果を活用したリサイクル技術・リサイクルシステムのビジネス化の取り組みを促進する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔循環型社会システムの構築と資源確保〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開〕	太陽光発電システム次世代高性能技術の開発	経済産業省			○	
	【国際・国内ROROターミナルの整備補助】	港湾改修事業、港湾機能高度化施設整備事業、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金で、施設ごとに補助メニューが異なり、一体的な整備に支障を来す。	国際・国内ROROターミナルの整備について、新たな制度による一括補助する制度の創設を求める。もしくは、調整費からの機動的補完。さらに、現行制度の補助率の引き上げを求める(現行1/3→1/2)。	補助金を統合し、国際・国内ROROターミナルを早期に整備し、東アジア海上高速物流網を構築するため。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕	国土交通省			○		
	【アジア中小企業経営者交流プログラムへの支援】	平成23年度はAOTS(海外技術者研修協会)と福岡県が共同で実施しており、インドネシアを対象として1回実施。(県単独事業としてタイ、台湾を対象に2回実施)平成24年度以降については、国内中小企業のアジア展開の充実を図るため交流対象国・地域を拡大する必要があるが、福岡県単独事業だけでは、十分に対応できない。	県内の中小企業をアジアの中小企業経営者が訪問し、経営者同士の交流、ビジネスマッチングを行う「中小企業経営者交流プログラム」への支援制度を創設し、今年度県で行ったタイを含む数多くのアジアの経営者が日本の中小企業経営者と交流できるような本取組の拡充への支援を求める。	日本とアジアの持続的なビジネス交流を実現する「アジア中小企業経営者交流プログラム」の取組を継続、発展し、中小企業のアジア展開におけるビジネスパートナー発掘等に貢献する。	アジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の競争力を強化する。 〔ヒト・モノ・カネの往来を加速〕	地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点となる。 〔アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現〕	中小企業庁			○		

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	糸島市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	特別区域が属する市であり、特区の事業を実施する上で関連が生じることが考えられるため。
意見を聴いた日	平成23年9月8日
意見聴取の方法	面談、聞き取り
意見の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 特区事業の推進は、市内への企業誘致の話などにつながるため、市としても賛同する。2. 今回の特別区域は市街化調整区域であるが、地区計画を定めており、製造業や研究所が立地できる。是非とも先端型企業を誘致したい。3. 市でも食品（農商工連携）をテーマに地域活性化総合特区の申請を考えている。区域は重複してないだろうか。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none">3. 地番及び図面で区域が重複していないことを確認した。

関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	荻田町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	特別区域が属する町であり、特区の事業を実施する上で関連が生じることが考えられるため。
意見を聴いた日	平成23年9月8日
意見聴取の方法	面談、聞き取り
意見の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 町内企業の設備投資の話などにつながるため、特区事業については、町としても基本的に賛同する。2. 町内に特別区域が指定されることで、町で新たに事務が生じるのか。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none">2. については、規制の特例措置など企業に支援策を講じる場合に、町の事務（例えば工場立地法の緑地規制の特例など）が発生する可能性があることを説明した。（町は了解）

関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	宮若市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	特別区域が属する市であり、特区の事業を実施する上で関連が生じることが考えられるため。
意見を聴いた日	平成23年9月16日
意見聴取の方法	面談、聞き取り
意見の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 市内企業の設備投資の話などにつながるため、特区事業については、市としても基本的に賛同する。2. 市内に特別区域が指定されることで、市で新たに事務が生じるのか。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none">2. については、規制の特例措置など企業に支援措置を講じる場合に、市の事務（例えば工場立地法の緑地規制の特例など）が発生する可能性があることを説明した。（市は了解）

関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	中間市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	特別区域が属する市であり、特区の事業を実施する上で関連が生じることが考えられるため。
意見を聴いた日	平成23年9月28日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<ul style="list-style-type: none">市内企業の設備投資の話などにつながるため、特区事業の推進については、市としても基本的にありがたい話と考えている。
意見に対する対応	

関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	行橋市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	特別区域が属する市であり、特区の事業を実施する上で関連が生じることが考えられるため。
意見を聴いた日	平成23年9月29日
意見聴取の方法	面談、聞き取り
意見の概要	<ul style="list-style-type: none">市内企業の設備投資の話などにつながるため、是非とも指定を獲得していただきたいと考えている。
意見に対する対応	

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	北九州地区に関する各部会（アジア低炭素化センター部会、官民連携による海外水ビジネス部会、スマートコミュニティ部会、資源リサイクル拠点部会）の準備会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 2 日（準備会）
地域協議会の構成員	20 団体が参加（他部会に属する団体等オブザーバー参加） ※準備会の出席者は別紙のとおり
協議を行った日	平成 23 年 9 月 2 日
協議の方法	北九州地区に関する各部会の準備会（アジア低炭素化センター部会、官民連携による海外水ビジネス部会、スマートコミュニティ部会、資源リサイクル拠点部会）を合同開催 ・「総合特区制度」についての説明 ・北九州市の国際戦略総合特区への取組みについての説明 ・意見交換
協議会の意見の概要	1. 国際戦略総合特区制度について意見交換 ○規制の特例措置について ○税制上の特例措置について ○地域協議会の構成員について ○指定申請までのスケジュールについて
意見に対する対応	1. については、事務局で適宜回答を行った。また、今後の部会の立ち上げへの協力を依頼し、理解を得た。

グリーンアジア国際戦略総合特区 北九州地区に関係する部会の準備会

H23.9.2開催 参加者「名簿」

プロジェクト等	事業者等名
アジア低炭素化センター	新日鉄エンジニアリング(株)
	TOTO(株)
官民連携による海外水ビジネスの展開	(社)北九州上下水道協会
スマートコミュニティ創造事業	新日本製鐵(株)
	(株)日鉄エレックス
	日本アイ・ビー・エム(株)
	富士電機(株)
	(株)安川電機
環境配慮型高機能製品の生産拠点の構築	電源開発(株)
グリーン・イノベーション研究開発拠点の形成	三菱化学(株)
資源リサイクル等次世代拠点の形成	日本磁力選鉱(株)
	(財)北九州産業学術推進機構
	(株)新菱
金融機関	(株)西日本シティ銀行
	(株)日本政策投資銀行
	(株)福岡銀行
	福岡ひびき信用金庫
	(株)みずほ銀行
	(株)山口銀行
経済団体	北九州商工会議所
地方公共団体	北九州市

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	東アジア海上高速グリーン物流部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 9 日
地域協議会の構成員	<p>< 地方公共団体 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡市 <p>< 事業を実施、実施すると見込まれる者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上海スーパーエクスプレス(株) ・ 日本通運(株)福岡海運支店 ・ 日本貨物鉄道(株)九州支社 ・ 商船三井フェリー(株)博多支店
協議を行った日	平成 23 年 9 月 9 日
協議の方法	<p>協議会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国際戦略総合特区調整会議(9/5)」の結果報告 ・ 部会の設置について ・ 申請書(案)について
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協議会、部会の体制等や、日本海側拠点港湾など他の政府事業との関連などについて質疑。 2. 他の開催された部会の情報を知りたい。 3. 中長期的な事業スケジュールが知りたい。
意見に対する対応	<p>1 については、事務局が適宜回答を行った。</p> <p>2 については、今後、協議会に部会から出席することや、他の部会からの情報を部会で共有することとした。</p> <p>3 については、事業全体スケジュール案を次回示すこととした。</p>

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	環境配慮型高機能製品の生産拠点部会
地域協議会の設置日	平成23年9月14日
地域協議会の構成員	<p><地方公共団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県 <p><事業を実施、実施すると見込まれる者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)安川電機 ・日産自動車(株)九州工場 ・トヨタ自動車九州(株) ・三菱電機(株)パワーデバイス製作所 ・(株)東芝セミコンダクター・ストレージ社北九州工場
協議を行った日	平成23年9月14日
協議の方法	<p>協議会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法の概要について ・当部会の運営について ・申請（案）の概要について
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際戦略総合特区の指定数や地域協議会の構成等について質疑 2. 事業内容についての意見交換 <ol style="list-style-type: none"> ①各企業における環境に対するアジアニーズの実態について ②各社のアジア展開について ③外国人活用の実態について ④国内外拠点配置の考え方について など 3. 申請書の内容の検討
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. については、事務局で適宜回答を行った。 2. については、今後の議論も併せて整理の上、当部会としての事業推進に活かす。 3. 申請書内容については、今後部会内で電子メール等も活用しながら意見・提案等を交換し合い、更に内容を詰めていく。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	東アジア海上高速グリーン物流部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 9 日
地域協議会の構成員	< 地方公共団体 > ・北九州市 ・福岡市 < 事業を実施、実施すると見込まれる者 > ・上海スーパーエクスプレス(株) ・日本通運(株)福岡海運支店 ・日本貨物鉄道(株)九州支社 ・商船三井フェリー(株)博多支店 ・キャリムエンジニアリング(株)
協議を行った日	平成 23 年 9 月 20 日
協議の方法	協議会を開催 ・部会長の選任及び体制について ・他部会の状況及び全体スケジュールについて ・申請書(案)について
協議会の意見の概要	1. 協議会、部会の体制、位置づけ等などについて質疑。 2. 申請書の内容の検討
意見に対する対応	1 については、事務局が適宜回答を行った。 2 については、最終案を部会メンバーへ送付し、電子メール等で意見交換を行いながら内容の決定を行う。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	アジア低炭素化センター部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 21 日
地域協議会の構成員	<事業を実施、実施すると見込まれる者> ・アジア低炭素化センター ・TOTO(株) ・日本磁力選鉱(株)
協議を行った日	平成 23 年 9 月 21 日
協議の方法	部会を紙上開催 ・部会の設置について ・部会代表者（部会長）の選出について ・総合特別区域法の概要について
協議会の意見の概要	1. 総合特区の制度内容について 2. 地域協議会の役割について
意見に対する対応	1. については、事務局で適宜回答を行った。 2. については、事務局で適宜回答を行い、部会設立、部会長の選出について同意を得た。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	官民連携による海外水ビジネス部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 21 日
地域協議会の構成員	< 事業を実施、実施すると見込まれる者 > ・北九州市海外水ビジネス推進協議会を構成する別紙 110 団体
協議を行った日	平成 23 年 9 月 21 日
協議の方法	部会を紙上開催 ・部会の設置について ・部会代表者（部会長）の選出について ・総合特別区域法の概要について
協議会の意見の概要	1. 総合特区の制度内容について 2. 地域協議会の役割について
意見に対する対応	1. については、事務局で適宜回答を行った。 2. については、事務局で適宜回答を行い、部会設立、部会長の選出について同意を得た。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	スマートコミュニティ創造事業部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 21 日
地域協議会の構成員	<事業を実施、実施すると見込まれる者> 北九州スマートコミュニティ創造協議会のうち別紙の 51 団体
協議を行った日	平成 23 年 9 月 21 日
協議の方法	部会を紙上開催 ・部会の設置について ・部会代表者（部会長）の選出について ・総合特別区域法の概要について
協議会の意見の概要	1. 総合特区の制度内容について 2. 地域協議会の役割について
意見に対する対応	1. については、事務局で適宜回答を行った。 2. については、事務局で適宜回答を行い、部会設立、部会長の選出について同意を得た。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	資源リサイクル拠点部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 21 日
地域協議会の構成員	<事業を実施、実施すると見込まれる者> <ul style="list-style-type: none">・日本磁力選鉱(株)・PVリサイクル専門委員会のうち別紙の4団体・リチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会を構成する別紙の14団体
協議を行った日	平成 23 年 9 月 21 日
協議の方法	部会を紙上開催 <ul style="list-style-type: none">・部会の設置について・部会代表者（部会長）の選出について・総合特別区域法の概要について
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 総合特区の制度内容について2. 地域協議会の役割について
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none">1. については、事務局で適宜回答を行った。2. については、事務局で適宜回答を行い、部会設立、部会長の選出について同意を得た。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	中小企業のアジア展開支援部会
地域協議会の設置日	平成23年9月21日
地域協議会の構成員	<p><地方公共団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県（国際経済観光課、中小企業経営金融課）、北九州市（貿易振興課）、福岡市（国際経済課） <p><事業を実施、実施すると見込まれる者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)福岡貿易会、(社)北九州貿易協会、ジェトロ福岡、ジェトロ北九州、福岡銀行（ソリューション営業部）、西日本シティ銀行（国際部）、中小企業基盤整備機構九州支部、福岡商工会議所、九州経済連合会、福岡県信用保証協会
協議を行った日	平成23年9月21日
協議の方法	<p>協議会部会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法の概要について ・当部会の運営について ・申請（案）の概要について
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業内容についての意見交換 <ol style="list-style-type: none"> ①中小企業海外展開ワンストップ支援センターの業務範囲・体制 ②県ワンストップ支援センターと他の支援機関との連携のあり方 ③将来の拡大方針についての意見交換（経済団体が構想している支援機関との関係について） ④特区による規制緩和、支援措置等について 2. 部会長の選任について 3. 申請までの意見交換について
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業内容について <ol style="list-style-type: none"> ①については、センター設置主体の県国際経済観光課から説明。 ②他の支援機関と連携して事業推進する旨を申請書（事業内容）に記載 ③今後、構想進捗にあわせて事業展開を進めることを確認。 ④大胆な立地優遇税制、外国人起業に係る規制緩和などを追加提案することを検討 2. 部会長は福岡貿易会甲斐専務を選任。 3. 申請書内容については、今後部会内で電子メール等も活用しながら意見・提案等を交換し合い、更に内容を詰めていく。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	グリーンイノベーション研究開発拠点部会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	<p><地方公共団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県（新産業・技術振興課）、北九州市（新産業振興課） <p><事業を実施、実施すると見込まれる者></p> <p>九州大学、TOTO(株)、京セラ(株)、三菱重工(株)、新日鐵化学(株)、(株)ELテクノ</p>
協議を行った日	平成23年9月22日
協議の方法	<p>メール会議で部会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法の概要について ・当部会の運営について ・申請（案）の概要について
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合特区制度について質疑 <ul style="list-style-type: none"> ○国際戦略総合特区の指定数、指定までのスケジュールについて ○規制緩和、税制措置等の支援内容について 2. 部会長の選任 3. 申請書案の内容の検討 <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容について ○新たな規制緩和の提案について
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. については、事務局で適宜回答を行った。 2. 部会長は九州大学水素エネルギー国際研究センター佐々木センター長を選任。 3. 申請書内容については、今後部会内で電子メール等も活用しながら意見・提案等を交換し合い、更に内容を詰めていく。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	第1回グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月23日
地域協議会の構成員	<p><指定申請する地方公共団体></p> <p>福岡県、北九州市、福岡市</p> <p><規制の特例措置等を活用して事業を行う主体></p> <p>アジア低炭素化センター部会、官民連携による海外水ビジネス部会、スマートコミュニティ創造事業部会、環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産部会、グリーンイノベーション研究開発拠点部会、資源リサイクル拠点部会、東アジア海上高速グリーン物流部会、中小企業のアジア展開支援部会、金融部会</p> <p><総合特区計画及びその実施に関し密接な関係を有する者></p> <p>(社)九州経済連合会、福岡商工会議所、北九州商工会議所、福岡経済同友会、国土政策検討委員会委員</p>
協議を行った日	平成23年9月23日
協議の方法	<p>協議会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会規約及び役員について ・総合特別区域法の概要について ・申請（案）の概要について ・今後のスケジュール
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域協議会規約を決定し、同協議会会長に福岡県小川知事、副会長に北九州市北橋市長及び福岡市高島市長を選任 2. 申請書（案）について意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ○推進体制について、シンプルな意思決定を可能にし、スピード感を持って特区事業を推進できる体制とすべきである ○また、各プロジェクトにおける責任の所在が明確となる体制とすべきである 3. 第2回地域協議会及び特区指定申請書提出までのスケジュールについて合意
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. については、事務局で適宜回答を行った。 2. については、事務局で整理の上、当協議会の事業推進に活かす。 3. については、本協議会での議論を踏まえ、内容を磨いた後、次回協議会で申請書案について合意し、申請を行う。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	アジア低炭素化センター部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 21 日
地域協議会の構成員	<事業を実施、実施すると見込まれる者> ・アジア低炭素化センター ・TOTO(株) ・日本磁力選鉱(株)
協議を行った日	平成 23 年 9 月 26 日
協議の方法	部会を紙上開催 ・第 1 回地域協議会の報告について
協議会の意見の概要	1. グリーンアジア国際戦略総合特区について
意見に対する対応	1. については、事務局で適宜回答を行った。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	官民連携による海外水ビジネス部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 21 日
地域協議会の構成員	<事業を実施、実施すると見込まれる者> ・北九州市海外水ビジネス推進協議会を構成する別紙 110 団体
協議を行った日	平成 23 年 9 月 26 日
協議の方法	部会を紙上開催 ・第 1 回地域協議会の報告について
協議会の意見の概要	1. グリーンアジア国際戦略総合特区について
意見に対する対応	1. については、事務局で適宜回答を行った。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	スマートコミュニティ創造事業部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 21 日
地域協議会の構成員	<事業を実施、実施すると見込まれる者> 北九州スマートコミュニティ創造協議会のうち別紙の 51 団体
協議を行った日	平成 23 年 9 月 26 日
協議の方法	部会を紙上開催 ・第 1 回地域協議会の報告について
協議会の意見の概要	1. グリーンアジア国際戦略総合特区について
意見に対する対応	1. については、事務局で適宜回答を行った。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	資源リサイクル拠点部会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 21 日
地域協議会の構成員	<事業を実施、実施すると見込まれる者> ・日本磁力選鉱(株) ・PVリサイクル専門委員会のうち別紙の 4 団体 ・リチウムイオン電池リユース・リサイクル研究会を構成する別紙の 14 団体
協議を行った日	平成 23 年 9 月 26 日
協議の方法	部会を紙上開催 ・第 1 回地域協議会の報告について
協議会の意見の概要	1. グリーンアジア国際戦略総合特区について
意見に対する対応	1. については、事務局で適宜回答を行った。

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	第2回グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月23日
地域協議会の構成員	<p><指定申請する地方公共団体></p> <p>福岡県、北九州市、福岡市</p> <p><規制の特例措置等を活用して事業を行う主体></p> <p>アジア低炭素化センター部会、官民連携による海外水ビジネス部会、スマートコミュニティ創造事業部会、環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産部会、グリーンイノベーション研究開発拠点部会、資源リサイクル拠点部会、東アジア海上高速グリーン物流部会、中小企業のアジア展開支援部会、金融部会</p> <p><総合特区計画及びその実施に関し密接な関係を有する者></p> <p>(社)九州経済連合会、福岡商工会議所、北九州商工会議所、福岡経済同友会、国土政策検討委員会委員</p>
協議を行った日	平成23年9月29日
協議の方法	<p>協議会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の運営について ・総合特区の申請について ・今後のスケジュール
協議会の意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北九州市長を事務局長に決定 ○ 各部会の実施事業者及び関係自治体の主導により、迅速で効果的な事業推進を図ることを確認 ○ 特区申請の決定にあたっては、福岡県知事、北九州市長、福岡市長それぞれから特区指定を是非とも獲得したい旨の表明があり、3者一体となって特区事業推進にあたる決意が示された。
意見に対する対応	9月30日特区申請

指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
アジア低炭素化センター	<ul style="list-style-type: none"> 外国人招聘に係る手続きの簡素化（規制の特例措置） 二国間クレジットの推進のための税制優遇措置（税制上の支援措置） 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（税制上の支援措置） 「地球温暖化対策技術普及等推進事業」及び「アジアにおけるリサイクルビジネス展開可能性調査事業」の活用（財政上の支援措置） 法人税の特例措置（税制上の支援措置） 	○ ○
官民連携による海外水ビジネスの展開	<ul style="list-style-type: none"> 外国人招聘に係る手続きの簡素化（規制の特例措置） 「社会資本整備総合交付金制度」の拡充（財政上の支援措置） 法人税の特例措置（税制上の支援措置） 	○ ○
スマートコミュニティ創造事業	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の直流給電電圧の基準について（規制の特例措置） 蓄電池の系統連係基準の制定について（規制の特例措置） EV充電設備を設置する際の「一需要家一契約」の規制改革（規制の特例措置） 「太陽光発電装置」及び「蓄電池」を設置した建物についての建ぺい率等の特例措置（規制の特例措置） 特定地区の住宅用太陽光発電電力の全量買い取り（規制の特例措置） 電力の自由化（小売自由化範囲の拡大） 道路・公園等の占有許可物件に太陽光・風力等の再生可能エネルギー発電装置を追加（規制の特例措置） 次世代型超小型モビリティの走行（規制の特例措置） 低炭素型まちづくりショーケース化への補助（財政上の支援措置） 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（税制上の支援措置） 法人税の特例措置（税制上の支援措置） 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
環境配慮型高性能・高コストパフォーマンクス製品開発・生産拠点の構築	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の特例措置（税制上の支援措置） 外国人技術者及び家族の在留資格の緩和（規制の特例措置） 建築基準法の規制改革（規制の特例措置） 70Mpa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備（規制の特例措置） 保安検査の簡素化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告知での指定（規制の特例措置） 圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁を追加するための付属品の例示基準の改正（規制の特例措置） 圧縮水素運送自動車用複合容器・付属品に対する刻印方式の特例措置（規制の特例措置） 水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制の合理化（規制の特例措置） セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容（規制の特例措置） 水素ディスプレイ周辺の防爆ゾーン基準の明確化（規制の特例措置） 公道でのガス欠対応のための充填場所の確保（規制の特例措置） CNGスタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和（規制の特例措置） 市街地における水素保有量の増加（規制の特例措置） 設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続きの簡素化（規制の特例措置） 例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大（規制の特例措置） 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

	<ul style="list-style-type: none"> ・水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡素化（規制の特例措置） ・公道とディスプレイとの距離に係る障壁等の代替措置の創設（規制の特例措置） ・フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正（規制の特例措置） ・工場立地に係る緑地規制の特例（工場立地法及び企業立地促進法の特例）（規制の特例措置） ・国際戦略総合特区設備等投資促進税制（税制上の特例措置） ・研究開発税制の充実（税制上の支援措置） ・国際戦略総合特区支援利子補給金の活用（財政上の支援措置） ・「低炭素型雇用創出産業立地推進事業補助金」の活用（財政上の支援措置） ・「地域企業立地等事業補助金」の拡充（財政上の支援措置） ・地域イノベーション戦略支援プログラム、研究成果最適展開支援プログラムの活用（財政上の支援措置） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」、「成長産業・企業立地促進等事業費補助金」、「成長産業・企業立地等施設整備費補助金」、「次世代半導体回路構成実用化支援事業」、「貿易投資円滑化支援事業」、「クール・ジャパン戦略推進事業」の活用（財政上の支援措置） ・「水素ステーション整備におけるイニシャルコストへの支援制度」の創設（財政上の支援措置） ・「地域企業立地促進等事業費補助金」の活用（財政上の支援措置） ・「民生用燃料電池導入支援補助金」の活用（財政上の支援措置） ・「地域水素供給インフラ技術・社会実証」の活用（財政上の支援措置） 	○ ○ ○ ○ ○ ○
グリーンイノベーション研究拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税の特例措置（税制上の支援措置） ・外国人研究者及び家族の在留資格の緩和（規制の特例措置） ・国等研究開発の委託又は補助を受けた研究開発資産の耐用年数の短縮と対象の追加（規制の特例措置） ・財産の処分の制限に係る承認手続の特例（規制の特例措置） ・研究開発税制の充実（税制上の支援措置） ・国際戦略総合特区設備等投資促進税制（規制の特例措置） ・国際戦略総合特区支援利子補給金の活用（金融上の支援） ・「研究成果最適展開支援プログラム」の活用（財政上の支援措置） ・水素先端科学基礎研究事業の phase II 事業の創設（財政上の支援措置） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」の活用（財政上の支援措置） ・「人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）」の拡充 	○ ○ ○ ○ ○ ○
資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税の特例措置（税制上の支援措置） ・廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革（規制の特例措置） ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の規制改革（規制の特例措置） ・研究開発税制の充実（税制上の支援措置） ・廃棄物の広域収集運搬および適正処理・リサイクルの義務化に向けた新たな制度検討（その他の支援措置） ・廃棄物の電子マニフェストシステムの報告期間の特例措置（規制の特例措置） ・国際戦略総合特区設備等投資促進税制（税制上の支援措置） ・国際戦略総合特区支援利子補給金の支給（金融上の支援措置） 	○ ○ ○ ○ ○ ○

	<ul style="list-style-type: none"> ・「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」の拡充（財政上の支援措置） ・「小型電子機器からのレアメタルリサイクルに関する新たな補助制度」の創設（財政上の支援措置） ・「太陽光発電システム次世代高性能技術の開発事業」の拡充（財政上の支援措置） 	○
東アジア海上高速グリーン物流網と拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・日中韓の輸送におけるシャーシの相互乗り入れ（規制の特例措置） ・車上通関の実現（規制の特例措置） ・到着前洋上通関（規制の特例措置） ・特区到着前輸出通関許可（規制の特例措置） ・国際戦略総合特区設備等投資促進税制（税制上の支援措置） ・国際・国内ROROターミナルの整備補助（財政上の支援） ・365日24時間体制の通関・検疫の実施と各国が要求する各種証明書の発行の実施（その他の支援措置） 	○ ○ ○ ○ ○
中小企業のアジア展開支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建て制度融資制度の創設（構造改革特区にて提案予定） ・交流プログラム修了者に対するビザ要件の緩和（規制の特例措置） ・外国人の起業に対するビザ要件の緩和（規制の特例措置） ・外国人招聘に係る手続きの簡素化（規制の特例措置） ・中小企業経営者交流プログラム拡充への支援（財政上の支援措置） 	○ ○ ○ ○

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	福岡県、北九州市、福岡市	担当部署名	福岡県商工部商工政策課 北九州市総務企画局政策部政策調整課 福岡市総務企画局企画調整部	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	グリーンアジア国際戦略総合特区	国際・地域の別	国際	対象地域	福岡県、北九州市、福岡市の一部の区域	計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 27 年度 (4 年間)			

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
	アジア低炭素化センター	北九州市が設立・運営している「アジア低炭素化センター」を、我が国が持つ優れた都市環境インフラに関する中核拠点として整備・拡充し、都市環境インフラのパッケージ化、アジアを中心とする海外とのネットワークを活かしたマーケティング活動、技術・製品等の展開支援などの取り組みを行う。 その中でも、調査事業(FS)として多数の実績を保有しており、新たなFSを行うことで、この取り組みをさらに進め、今後の具体的な環境ビジネスに繋げていく。	・アジア低炭素化センター	経済産業省(NEDO)	「地球温暖化対策技術普及等推進事業」(NEDO) 「アジアにおけるリサイクルビジネス展開可能性調査事業」(経済産業省)		300,000 300,000		100,000 100,000	100,000 100,000	100,000 100,000		
	官民連携による海外水ビジネスの展開	水ビジネス分野において、官民の技術・ノウハウをパッケージ化を行い、海外とのネットワーク、国際展開拠点(ウォータープラザ北九州)を活かしたマーケティング・セールス活動を通して、環境ビジネスのアジア展開を推進する。 ウォータープラザ北九州を中核施設をして、国が進める水ビジネスの国際展開拠点の整備するため、同施設のある北九州市日明浄化センター内の管理棟を建て替え、新たな下水道技術の研究開発や人材育成のための研修施設、ビジネスに繋げるショーケースなどを備えた(仮称)水ビジネスセンターを創設する。	・北九州市海外水ビジネス推進協議会 ・北九州市	国土交通省	社会資本整備総合交付金制度	拡充	201,819 100,910			50,119 25,060	76,850 38,425	74,850 37,425	
	スマートコミュニティ創造事業	福岡市東区のア일랜드シティまちづくりエリアにおいて、スマートハウス等の住宅関連またEVバス等の交通関連の各種実証事業の実施や低炭素化設備等の導入、また、環境・エネルギーの先端技術等の情報発信・環境学習事業を実施し、ハード・ソフトの両面で先進的な低炭素社会のあるべき姿を検証。	・福岡市 ・民間企業	国土交通省	国土交通省「環境対応車を活用したまちづくり実証事業」 「社会資本整備総合交付金制度」	拡充	1,212,000 853,850		53,000 53,000	53,000 53,000	53,000 53,000	1,053,000 502,850	
	スマートコミュニティ創造事業	福岡市東区のア일랜드シティまちづくりエリアにおいて、スマートハウス等の住宅関連またEVバス等の交通関連の各種実証事業の実施や低炭素化設備等の導入、また、環境・エネルギーの先端技術等の情報発信・環境学習事業を実施し、ハード・ソフトの両面で先進的な低炭素社会のあるべき姿を検証。	・福岡市 ・民間企業	経済産業省		新規	128,000 64,000		32,000 16,000	32,000 16,000	32,000 16,000	32,000 16,000	

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	福岡県、北九州市、福岡市	担当部署名	福岡県商工部商工政策課 北九州市総務企画局政策部政策調整課 福岡市総務企画局企画調整部	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	グリーンアジア国際戦略総合特区			国際・地域の別	国際	対象地域	福岡県、北九州市、福岡市の一部の区域		計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 27 年度 (4 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	充実した港湾インフラ・広大な産業用地といった、風力発電産業が必要としているポテンシャルを持った警備地区において、地域の強みである風力発電のコア技術・関連技術を活かし、市場拡大が見込まれる風力発電装置のコアデバイスの生産拠点を形成し、アジア、世界への輸出を行う。将来的には、その総合拠点化を図る。	・風力発電産業事業者	経済産業省	「低炭素型雇用創出産業立地推進事業補助金」			8,640,000		2,880,000	2,880,000	2,880,000	
								3,600,000		1,200,000	1,200,000	1,200,000	
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	半導体の一大生産・消費地に成長した、東アジア地域の核となる世界レベルの先端半導体開発拠点を構築し、産学官連携により、アジアニーズに基づく環境配慮型先端半導体、製造装置、アプリケーションサービス等の研究開発に取り組むと共に、そのために必要な高度人材育成を推進する。	・財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団 ・福岡県、北九州市、福岡市 ・県内企業等	文部科学省 (JST)	「地域イノベーション戦略支援プログラム」 「研究成果最適展開支援プログラム」			1,647,784		411,946	411,946	411,946	411,946
								847,784		211,946	211,946	211,946	211,946
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	半導体の一大生産・消費地に成長した、東アジア地域の核となる世界レベルの先端半導体開発拠点を構築するために、企業立地促進や立地企業による先端半導体、製造装置、アプリケーションサービス等の製品化の強化を図るとともに、製品開発等に要する企業技術者の育成に取り組む。	・財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団 ・福岡県 ・県内企業	経済産業省	「戦略的基盤技術高度化支援事業」 「成長産業・企業立地促進等事業費補助金」 「成長産業・企業立地等施設整備費補助金」 「次世代半導体回路構成実用化支援事業」 「貿易投資円滑化支援事業」 「クール・ジャパン戦略推進事業」			1,911,446		242,484	983,994	342,484	342,484
								1,570,691		242,484	643,239	342,484	342,484

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	福岡県、北九州市、福岡市	担当部署名	福岡県商工部商工政策課 北九州市総務企画局政策部政策調整課 福岡市総務企画局企画調整部	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	グリーンアジア国際戦略総合特区	国際・地域の別	国際	対象地域	福岡県、北九州市、福岡市の一部の区域	計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 27 年度 (4 年間)			

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	産学官連携組織「ロボット産業振興会議」を中核とし、本県に集積するロボット関連企業や学術研究機能の高いポテンシャルを活かしながら、アジアをはじめ世界ニーズである、省エネ貢献等が可能なロボットや構成部品等の研究開発推進や市場開拓支援等の取り組みを展開する。これにより、環境に配慮したコストパフォーマンスの高いロボット関連新製品の創出と生産拠点化を推進する。	・九州大学 ・県内企業等	経済産業省	「戦略的基盤技術高度化支援事業」			300,000		75,000	75,000	75,000	75,000
								300,000		75,000	75,000	75,000	75,000
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	イノベーションを活用することにより、世界最先端の「低炭素製品」に関する生産技術を確立するために必要な国内での設備投資に対する支援を行うもの。これにより、国内の工場立地を促進し、低炭素型産業の大きな成長を図る。	・自動車関連メーカー ・半導体関連メーカー ・ロボット関連メーカー	経済産業省	「低炭素型雇用創出産業立地推進事業補助金」			32,000,000		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
								10,400,000		2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	地場企業の自動車産業への参入促進を図るため、中小企業の技術者を対象に、自動車の製造基盤技術である金型、めっき、ゴム、プラスチックの分野において、技術者を育成する。 また、地場企業が、自動車部品の設計開発において、カーメーカー等と技術的な連携を強化し、提案ができるよう、地場企業の設計開発力を強化し、北部九州の自動車産業の頭脳拠点化を加速するため、自動車部品の設計開発に必須の技術である三次元CAD、ユニット部品設計等の技術者を育成する。	・福岡県 ・九州大学	経済産業省	地域企業立地促進等事業費補助金(人材養成等支援事業)	拡充	現在の補助事業は最大3年間とされているが、現在の厳しい経済環境下で3年間での自立化を求めた場合、一時的に人材育成事業が停滞するおそれがあることから、事業の継続期間を5年間へ延長することが必要。	350,000		70,000	70,000	70,000	70,000
								350,000		70,000	70,000	70,000	70,000
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	今後の、アジアのニーズに応える環境対応車を迅速に開発するためには、製品の機能や性能、動作などをパソコンでシミュレートできる人材が求められている。迅速な開発体制を強化するため、CAE技術者を養成する人材育成事業を実施する。これにより、開発から生産までのスピードの向上やコストの低減を図る。	・福岡県 ・九州大学等	経済産業省	地域企業立地促進等事業費補助金(人材養成等支援事業)			115,000		23,000	23,000	23,000	23,000
								92,000		23,000	23,000	23,000	23,000

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	福岡県、北九州市、福岡市	担当部署名	福岡県商工部商工政策課 北九州市総務企画局政策部政策調整課 福岡市総務企画局企画調整部	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	グリーンアジア国際戦略総合特区			国際・地域の別	国際	対象地域	福岡県、北九州市、福岡市の一部の区域		計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 27 年度 (4 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	福岡県が環境対応自動車の開発・生産拠点となるためには、地場企業に新規部品の設計開発力と試作品等の試験・評価技術が求められている。設計開発に関わる人材育成については現在実施中であるため、試作品等の試験・評価ができる高度人材を育成する。これにより、自動車の開発・生産拠点化へ貢献する。	・福岡県 ・九州大学等	経済産業省	地域企業立地促進等事業費補助金(人材養成等支援事業)	拡充	自動車の試作部品の試験・評価技術者の人材育成事業を、補助対象事業として認めていただきたい。 また、自動車部品の試験・評価は多種・多様なため、現行の補助対象経費に試験・評価技術者育成のための試験機器整備費の追加を求める。	200,000		50,000	50,000	50,000	50,000
								200,000		50,000	50,000	50,000	
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	アジアのニーズに応える環境対応車のデザインや仕様などの開発拠点を誘致し、アジアで売れる自動車生産拠点を構築することでアジアへの輸出を拡大。また2015年には本格的に市場化される次世代自動車の本命である料電池自動車の普及を促進し、生産拠点化を目指す。	・水素充填施設建設メーカー	経済産業省資源エネルギー庁		新規	700気圧対応の水素ステーション整備コストは、現在の規制見直し後においても、高額な費用(3億6千万円)が掛かると積算されている。燃料供給のビジネスが成立する時期は、2015年市販開始から10年後の2026年頃から予測されており、2013年度からの先行整備期間については、建設からの5年間は、インシャルコストの1/2補助を行い、以降2025年度までは1/3補助を実施するもの。	5,400,000			1,800,000	1,800,000	1,800,000
								5,400,000			1,800,000	1,800,000	1,800,000
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	燃料電池は、エネルギー効率が高く、CO2排出抑制に資するなど環境負荷が低いことに加え、我が国の産業競争力の強化、新規産業抄出の観点からも重要な技術分野。家庭用燃料電池に関する開発拠点を誘致し、アジアの市場も視野に入れた生産拠点化を目指す。	・家庭用燃料電池設置者	経済産業省資源エネルギー庁	民生用燃料電池導入支援補助金		2,520,000		630,000	630,000	630,000	630,000	
							2,520,000		630,000	630,000	630,000	630,000	
	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	2015年の燃料電池自動車の導入開始に向けて、実使用条件に近い中で、燃料電池自動車及び水素供給インフラの実証を行う。	・九州大学 ・民間企業 ・福岡県 ・北九州市	経済産業省資源エネルギー庁	地域水素供給インフラ技術・社会実証		223,140		55,785	55,785	55,785	55,785	
							148,760		37,190	37,190	37,190	37,190	

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	福岡県、北九州市、福岡市	担当部署名	福岡県商工部商工政策課 北九州市総務企画局政策部政策調整課 福岡市総務企画局企画調整部	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	グリーンアジア国際戦略総合特区			国際・地域の別	国際	対象地域	福岡県、北九州市、福岡市の一部の区域		計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 27 年度 (4 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
	グリーンイノベーション研究拠点形成	有機光エレクトロニクス技術分野は多岐にわたることから、地域の様々な基盤技術を有する企業が、自らの強みを生かしながら参入することが可能である。こうした企業に対し、新分野への事業展開を促進し新技術の実用化を図るとともに、国内外のグリーンイノベーションに貢献する。	・民間企業 ・九州大学 ・(財)福岡県産業・科学技術振興財団 ・(財)九州先端科学技術研究所	経済産業省	戦略的基盤技術高度化支援事業			270,000			90,000	90,000	90,000
								270,000			90,000	90,000	90,000
	グリーンイノベーション研究拠点形成	有機光エレクトロニクス技術分野は多岐にわたることから、地域の様々な基盤技術を有する企業が、自らの強みを生かしながら参入することが可能である。こうした企業に対し、新分野への事業展開を促進し、新技術をシーズから実用化へ展開するために広いステージの様々な研究開発を実施するとともに、国内外のグリーンイノベーションに貢献する。	・民間企業 ・九州大学 ・(財)福岡県産業・科学技術振興財団 ・(財)九州先端科学技術研究所	独立行政法人科学技術振興機構 (文部科学省)	研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)			270,000			90,000	90,000	90,000
								270,000			90,000	90,000	90,000
	グリーンイノベーション研究拠点形成	水素環境下での水素脆化による劣化メカニズムの解明、水素物性の測定等の基盤技術構築並びに既存材料の実運用可能性の見極め、規制見直し、使用材料拡大のためのデータ取得を目的として、NEDO「水素先端科学基礎研究事業(2006~2012、村上敬宜プロジェクトリーダー)」を実施中	・民間企業 ・九州大学 ・(独)産業技術総合研究所	経済産業省 資源エネルギー庁	水素先端科学基礎研究事業	新規	水素先端科学基礎研究事業は H2012年度までの事業であるが、phase II (2013~2017)として、FCVの2020年からの拡大期に備えた超高压の水素インフラを開発し世界のFCV産業をリードすること、エネルギー分散化に向けた低圧・大容量水素インフラ開発の技術基盤を確立することにより、技術立国日本として世界をリードするため、信頼性・寿命・低コストを兼ね備えた材料及びそれらの標準評価法を開発する。	1,800,000			600,000	600,000	600,000
								1,800,000			600,000	600,000	600,000

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	福岡県、北九州市、福岡市	担当部署名	福岡県商工部商工政策課 北九州市総務企画局政策部政策調整課 福岡市総務企画局企画調整部	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	グリーンアジア国際戦略総合特区			国際・地域の別	国際	対象地域	福岡県、北九州市、福岡市の一部の区域		計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 27 年度 (4 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
	グリーンイノベーション研究拠点形成	低炭素化技術分野は多岐にわたることから、地域の様々な基盤技術を有する中小企業が、自らの強みを生かしながら参入することが可能である。こうした企業に対し、低炭素化技術の研究開発への参画を広く促し、新分野への事業展開を促進するとともに、グリーンイノベーションに貢献する。	・民間企業 ・(財)北九州産業学術推進機構 ・北九州市	経済産業省	戦略的基盤技術高度化支援事業			450,000		150,000	150,000	150,000	
								450,000		150,000	150,000	150,000	
	グリーンイノベーション研究拠点形成	低炭素化技術分野は多岐にわたることから、地域の様々な基盤技術を有する中小企業が、自らの強みを生かしながら参入することが可能である。こうした企業に対し、低炭素化技術の研究開発への参画を広く促し、新分野への事業展開を促進するとともに、グリーンイノベーションに貢献する。	・民間企業 ・(財)北九州産業学術推進機構 ・北九州市	厚生労働省	人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)	拡充	雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日から起算して1年の期間であるところを低炭素化分野の研究開発者を雇用する場合は3年に期間延長するもの。	21,000		7,000	7,000	7,000	
								21,000		7,000	7,000	7,000	
	資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成	レアメタル等の新しい分野におけるリサイクル技術や、より低コストなリサイクル技術の確立を推し進める。 特に、北九州市では、国内・アジア諸国から広域かつ迅速な収集体制を確立するとともに、使用済み小型電子機器等からのレアメタルリサイクル技術を高度化・拡大し、事業化を図る。同時に、希少資源であるレアメタルを確保して、国内の製造工場で使用する(日本の都市鉱山を目指す)。	・民間企業 ・北九州市	経済産業省(NEDO)	希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業	拡充	現在、NEDOから採択された「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」について、①、②を行うもの。 ①助成率の拡充 ②助成対象の拡充 建屋の建築工事について、助成対象にするもの	2,400,000			100,000	300,000	2,000,000
								2,400,000			100,000	300,000	2,000,000

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	福岡県、北九州市、福岡市	担当部署名	福岡県商工部商工政策課 北九州市総務企画局政策部政策調整課 福岡市総務企画局企画調整部	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	グリーンアジア国際戦略総合特区	国際・地域の別	国際	対象地域	福岡県、北九州市、福岡市の一部の区域	計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 27 年度 (4 年間)			

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
	資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成	レアメタル等の新しい分野におけるリサイクル技術や、より低コストなリサイクル技術の確立を推し進める。 特に、北九州市では、国内・アジア諸国から広域かつ迅速な収集体制を確立するとともに、使用済み小型電子機器等からのレアメタルリサイクル技術を高度化・拡大し、事業化を図る。同時に、希少資源であるレアメタルを確保して、国内の製造工場で使用(日本の都市鉱山を目指す)。	・民間企業 ・北九州市			新規	回収エリアが広範囲になるのに伴い、最も経費負担が大きいと想定される物流コストが増加し、事業収益を圧迫することが予想されることから、事業の初期段階に限定し、物流経費に対する補助を新設するもの。 【目的】 小型電子機器からのレアメタルリサイクルの事業化支援 【補助対象経費】 小型電子機器回収における物流経費	40,000			4,000	12,000	24,000
								40,000			4,000	12,000	24,000
	資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成	レアメタル等の新しい分野におけるリサイクル技術や、より低コストなリサイクル技術の確立を推し進める。 特に、今後大幅な増加が見込まれる使用済み太陽光パネル(PV)について、早期に汎用リサイクル技術を確立する(世界的なPVリサイクルの義務化(製造者責任等)に備え、競争力を事前に保持する)。 PVの収集・運搬等リサイクルに必要な社会システム全般についても、産学官が一体となって検討を行い、その確立を図る。	・民間企業 ・北九州市立大学 ・北九州市 ・(財)北九州産業学術推進機構	経済産業省(NEDO)	太陽光発電システム次世代高性能技術の開発	拡充	現在、NEDOに採択されている事業を拡充し、実証モデルプラント導入に必要な内容を追加するもの。 ・実証モデルプラント導入に関する経費(建屋等の土木建築工事費など)の対象経費の追加 ・実証モデルプラントの事業実施期間中の維持管理費(土地代、人件費、光熱費ほか)の経費補助 ・研究開発期間 平成27年度までの延長	772,000			684,000	44,000	44,000
								772,000			684,000	44,000	44,000
	東アジア海上高速グリーン物流網と拠点の形成	航空輸送並みのスピードで低コストかつ環境負荷の少ない東アジア海上高速グリーン物流網を構築する。 《国際RORO船の増便・航路拡大》 ・アジア域内物流が増大する中、環境負荷が少なく、円滑でスピーディーな輸送モードとして、国際RORO船(上海～博多週2便)等の増便、航路拡大。 ・IOタグの活用等による車上通関、中・韓シャースの公道の運行を可能にする規制の特例措置によるRORO船での輸出入に要するリードタイムの削減。 《海上物流網と連結補完する総合物流拠点の形成》 ・国内初となる国際RORO・内航・鉄道が集積するモーダルシフト拠点づくり。 ・既存の充実した内航RORO等と国際ROROを接続し、海上輸送における国際・国内結節拠点を形成する。 ・東アジア海上高速物流の実現に向けて、物流拠点を構築。	・民間企業 ・福岡市	国土交通省	「港湾機能高度化施設整備事業」 「地域自主戦略交付金」	拡充	国際・国内ROROターミナルの整備について、新たな制度による一括補助する制度の創設を求める。	1,296,750	105,000	696,000	165,250	165,250	165,250
								432,249	35,000	232,000	55,083	55,083	55,083

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	福岡県、北九州市、福岡市	担当部署名	福岡県商工部商工政策課 北九州市総務企画局政策部政策調整課 福岡市総務企画局企画調整部	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	グリーンアジア国際戦略総合特区			国際・地域の別	国際	対象地域	福岡県、北九州市、福岡市の一部の区域		計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 27 年度 (4 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
	中小企業のアジア展開支援	日本とのビジネスに意欲的なアジア諸地域の中小企業経営者を招聘し、日本の経営手法の講義、中小企業の事業現場訪問、経営者同士の交流等を実施。これにより、中小企業の海外ビジネスパートナーの発掘等を支援し、アジア展開を促進する。	・福岡県 ・中小企業庁	中小企業庁		新規	平成23年度はAOTS(海外技術者研修協会)と県が共同で実施しており、インドネシアを対象として1回実施。(県単独事業としてタイ、台湾を対象に2回実施)平成24年度以降については、国内中小企業のアジア展開の充実を図るため、交流対象国・地域拡大への新たな支援制度の創設を求める。	160,000		40,000	40,000	40,000	40,000
								120,000		30,000	30,000	30,000	30,000